

第八十回国会 内閣委員会 議 録 第十五号

昭和五十二年五月十八日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 正示啓次郎君

理事 木野 晴夫君

理事 竹中 修一君

理事 長谷川 正三君

理事 受田 新吉君

理事 逢沢 英雄君

理事 塚原 俊平君

理事 藤田 義光君

理事 上田 卓三君

理事 梶野 泰二君

理事 新井 彬之君

理事 柴田 陸夫君

出席國務大臣

外務大臣 鳩山威一郎君

出席政府委員

防衛庁参事官 水間 明君

防衛庁長官官房 渡邊 伊助君

防衛審議官 伊藤 圭一君

防衛施設庁施設 高島 正一君

部長 奥田 敬和君

外務政務次官 松永 信雄君

外務大臣官房長 内藤 武君

外務大臣官房審 中江 要介君

議官 外務省アジア局 加賀美秀夫君

長 外務省中近東ア 本野 盛幸君

フリカ局長 村田 良平君

外務省経済局長 外務省条約局外 大川 美雄君

務参事官 外務省國際連合 局長

委員外の出席者

外務省情報文化 柳谷 謙介君

局長 水産庁次長 佐々木輝夫君

海上保安庁次長 間 孝君

行政管理庁行政 關 言行君

管理局審議官 防衛施設庁施設 近藤 孝治君

部長 防衛施設取得第二 遠藤 哲也君

課長 外務省アジア局 北村 汎君

北東アジア課長 外務省アメリカ 加藤 吉弥君

局外務参事官 外務省歐亞局外 七田 基弘君

務参事官 文部省學術國際 長倉 司郎君

局企画連絡課長 内閣委員会調査 室長

委員の異動

五月十七日 補欠選任

宇野 亨君 島村 宜伸君

塚原 俊平君 佐々木義武君

同日 補欠選任

宇野 亨君 島村 宜伸君

同日 補欠選任

佐々木義武君 塚原 俊平君

島村 宜伸君 宇野 亨君

五月十三日

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五九号)

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律

案(内閣提出第六〇号)

同月十七日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案(長谷川正三君外六名提出、衆法第
一七号)
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改
正する法律案(内閣提出第九号)

同月十四日

傷病給付等の改善に関する請願(中曾根康弘君
紹介)(第四八八八号)

非核三原則の立法化に関する請願(荒木宏君紹
介)(第四八八九号)

同(安藤巖君紹介)(第四八九〇号)

同(清井洋君紹介)(第四八九一號)

同(工藤晃君紹介)(第四八九二號)

同(小林政子君紹介)(第四八九三號)

同(柴田隆夫君紹介)(第四八九四號)

同(瀬崎博義君紹介)(第四八九五號)

同(瀬崎長次郎君紹介)(第四八九六號)

同(田中美智子君紹介)(第四八九七號)

同(津川武一君紹介)(第四八九八號)

同(寺前巖君紹介)(第四八九九號)

同(東中光雄君紹介)(第四九〇〇號)

同(不破哲三君紹介)(第四九〇一號)

同(藤原ひろ子君紹介)(第四九〇二號)

同(正森成二君紹介)(第四九〇三號)

同(松本善明君紹介)(第四九〇四號)

同(三谷秀治君紹介)(第四九〇五號)

同(安田純治君紹介)(第四九〇六號)

同(山原健二郎君紹介)(第四九〇七號)

軍嘱託の旧特務機關員に恩給給付に関する請願

(阿部昭吾君紹介)(第四九〇八號)

同(愛知和男君紹介)(第四九〇九號)

同(池端清一君紹介)(第四九一一號)

同(大柴滋夫君紹介)(第四九一二號)

同(大村襄治君紹介)(第四九一三號)

同(加藤六月君紹介)(第四九一四號)

同(木村武千代君紹介)(第四九一五號)

同(木村俊夫君紹介)(第四九一六號)

同(外三件)(倉成正君紹介)(第四九一七號)

同(小平忠君紹介)(第四九一八號)

同(坂本三十次君紹介)(第四九一九號)

同(椎名悦三郎君紹介)(第四九二〇號)

同(菅波茂君紹介)(第四九二一號)

同(外三件)(田川誠一君紹介)(第四九二二號)

同(外一件)(田中六助君紹介)(第四九二三號)

同(玉生孝久君紹介)(第四九二四號)

同(地崎宇三郎君紹介)(第四九二五號)

同(西岡武夫君紹介)(第四九二六號)

同(西銘順治君紹介)(第四九二七號)

同(外一件)(野田毅君紹介)(第四九二八號)

同(萩原幸雄君紹介)(第四九二九號)

同(広瀬秀吉君紹介)(第四九三〇號)

同(福岡義登君紹介)(第四九三一號)

同(本名武君紹介)(第四九三二號)

同(村上茂利君紹介)(第四九三三號)

同(山崎拓君紹介)(第四九三四號)

同(山花貞夫君紹介)(第四九三五號)

同月十六日

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措

置法案反対等に関する請願(玉城栄一君紹介)

(第五〇七四號)

軍嘱託の旧特務機關員に恩給給付に関する請願

(逢沢英雄君紹介)(第五〇七五號)

同(宇野亨君紹介)(第五〇七六號)

同(受田新吉君紹介)(第五〇七七號)

同(川田正則君紹介)(第五〇七八號)

同(熊谷義雄君紹介)(第五〇七九號)

同(塚本三郎君紹介)(第五〇八〇號)

同(外一件)(辻英雄君紹介)(第五〇八一號)

同(西岡武夫君紹介)(第五〇八二號)

同(福田篤泰君紹介)(第五〇八三號)

ドネシア及びオランダがそれぞれ領事館を設置しております。そのほか、ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、イギリスはそれぞれ名譽領事館あるいは名譽代表を配置いたしております。

○達沢委員 第二点といたしまして、アンゴラですが、この改正案によって、さっきの兼轄の大使館を置くというように考えております。このアンゴラという国とわが国とのいまの外交関係はどういう状態になっておりますか。その点お尋ねいたします。

○加賀美政府委員 現在わが国はアンゴラ人民共和国との間に外交関係を設定いたしております。これはアンゴラ人民共和国が昨年独立いたしました。これを昨年二月二十日に日本が承認いたしました。それから同じく昨年の九月九日に外交関係を設定いたしました。

○達沢委員 それで今後どのように外交を進めていくか、わが国にとってどういう利益があるかという点についてお尋ねをいたします。

○加賀美政府委員 新生アフリカ諸国との関係を増進していくというのは、わが国のアフリカに対する一般的な外交方針でございます。特にアンゴラは石油あるいは鉄等の資源賦存も大きいということでございますので、わが国としても今後アンゴラ人民共和国との友好協力関係を深めるように努力してまいりたい、そういうように考えておるわけでございます。

○達沢委員 アンゴラと申しますと、アフリカの南の方、私も行ったこともありませんし、大変なところではないかと想像されるのですが、こういう不健康地とか、環境のわが国と非常に異なつたところに行かれる職員の方々も大変大変であらうと思うのですが、そういう問題について、外務省の職員として何かこうあつてほしいというようなことはありますか。

○松永信政府委員 御指摘のように不健康地等における在外公館の数が現在非常に多数に上っております。こういう不健康地に赴任する職員が勇

躍任務の自覚を持つて赴任をし、そこで十分な執務の成績を上げるためには、私どももいたしましては、こういう不健康地に対する執務環境、生活条件の改善という側面からできる限り十分な環境整備を図つてまいらなければならぬということを考えているわけでございます。館員が安心して後顧の憂いなく勤務することができるようになるのがその趣旨でございます。一例を申し上げますと、たとえば一時休暇帰国の繰り上げ実施あるいは健康管理休暇の実施、それから高地対策の実施、厚生施設の整備、館員宿舎の整備といったような諸項目にわたつて、こういう地域については執務の環境及び生活の条件を改善するためには年々努力をしております次第でございます。

○達沢委員 それに付随をいたしまして、世界各國のうちには政情不安な国家ももちろんあります。そういうところにもわが国の外務省の職員の方々が仕事のために公館へ赴任をしておられる新聞なんかを見ておりました、いろいろと事故、事件が発生してあることも外国の場合伝えられておりますが、わが国の在外公館に勤務しておられる方が、過去においてそういう外国の公館に勤務しておる期間中に危害をこうむつたとか、何か家族の人が危険な目に遭つたとか、そういうような過去の例はありませんか。その点をお尋ねします。

○松永信政府委員 現在までにおきまして危険な状態にさらされたという例は幾つかあるわけでございます。特に近年におきましては、インドシナ地域あるいはレバノンというように戦乱に巻き込まれた地域において在勤いたしておりました館員がそういう危害を受ける、あるいは物質的な損失を著しくこうむるという危険に直面をいたしました。これはたびたびあるわけでございます。幸いにたしまして現在まで人命上の問題に立ち至つたという事例はございませんけれども、そういう危険にさらされながら勤務を余儀なくされたという事実は、最近においてはあつたわけでございます。したがしまして、こういう危険な事態のもとで勤

務する者に対しては特別の手当を考えなければならぬということから、昨年給与法の一部改正をお願いいたしまして、戦争、内乱等の危険な状態のもとにおいて勤務する館員に対しては、在勤手当の一五%増といういわば危険手当というものを支給する制度が設けられたわけであります。

○達沢委員 ありがとうございます。本改正案とは全く離れますけれども、せっかくの機会ですので、三つお尋ねを申し上げます。そのまず第一は、北朝鮮に行つておられる日本人で生まれた日本人の婦人が日本の国へ里帰りしたいという話、これはかつて当委員会でもどなたかがお尋ねしたように記憶いたしておりますが、こういう問題があるというのを外務省の高官の方々は当然知つておられると思います。ごく最近に私の議員会館の部屋にもこのようなチラシが参りました。せっかくの機会ですので、これをちょっとこの場所ですみませんから聞いていただきたいと思います。

「北朝鮮の日本人妻 一日も早く里帰りさせて」私共、三人が食はずにいたるお金がない封筒代です。ああ、本当に会いたくて、羽がもたら、今すぐにもあの海を渡つて、鳥になつても行きたいのに……。

昭和三十四年（一九五九年）、日本と北朝鮮との赤十字社間で締結された帰還協定によつて、朝鮮人の夫と共に北朝鮮に渡つて行つた日本人妻が約六千人おります。

「三年たてば、必ず里帰りできるから……」と家族との再会を約束して行きましたが、十八年経つた今日、今だに一人も帰ることができません。年老いた父母達は娘の名を呼びながら、日に日に他界している昨今です。

衣食にこと欠き、病気に倒れる生活、望郷にくれる日本人妻からの便りを見て、家族の者たちは、一日も心の安まる日がありません。しかし、手紙の届く者は良い方で、日本人妻の大半は行方不明であり、生きているのか、死んでしまつたのかさえわかりません。私達家族は日本人妻の安否調査団派遣と里帰り実現を切望して、日本政府や外務省に請願運動を続けて参りました。

日本赤十字社からは北朝鮮へ二百件程の安否調査依頼を提出してきましたが、北朝鮮からは何の返答も与えられないまま、十八年経つてしまいました。

北朝鮮からの訪日団に要求します。これはたまたまいま経済使節団ということで北朝鮮から使節団が来られております。それらの人々に対する要望、希望であらうと思ひます。日本人妻の安否調査団を受け入れて下さい。『私の娘、姉、妹、母は生きていますのでしょいか？死んでしまつたのでしょうか？』日本人妻の里帰り実現を約束して下さい。『年老いた親達は死んでしまつた。』

五月十一日より二十日まで北朝鮮の実力と地位を持つた大物代表団が日本に来ております。私達はこの機会に北朝鮮の代表団より直接具体的な返答が欲しい、必死の請願を行つております。政治の難しいことはわかりませんが、人道上のこの問題を残したまま、日本と北朝鮮の友好を叫ぶことは欺瞞と思ひます。

この人道問題解決のために、国民の皆様御支援と御協力をお願いいたします。日本人妻自由往來実現運動の会。こういうチラシでございます。

私のところにも、当選してから再三再四、この問題で婦人の方が議員会館の部屋を訪ねてきておられます。観光団というように来てアメリカや南方の島へ日本人がどんどん出かけていってありますが、反対に目を北の方へ向けますとこういう悲惨な不幸な事態が残つておる。政治のむづかしいことは私もわからぬではありませんが、何かいい方法を衆知を集めて考え出して、こういう問題は一日も早く解決したいというのは私だけではないと思ひます。外務省のその立場の方々はこれについていままにどう動くか

をしてこられたか、まずお伺いをしたいと思ひます。

○遠藤説明員 私どものところにも実は何回も何回も北朝鮮の日本人妻の御家族の方が陳情に来られて、中には非常に老齢の方もおられまして、お話を聞くにつけても非常に心が痛む次第でございます。

そこで、まず最初に、これまで外務省はどういうふうなこの問題を処理してきたかということと簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

日本人妻が北朝鮮に何人ぐらゐるのか、先ほどのパンフレットでは六千人ぐらゐるのようでございますが、入管当局の調べによりますと千八百人と二千人の間ぐらゐるのではないか、こういう数字でございますが、その中には、日本の御家族と連絡のある方もいるようでございますし、いない方もいる。そこで、私どものところに、日本におります御親族の方から、自分の娘あるいは妹等々の消息を調査してほしい、いわゆる消息照会の依頼と、もう一つは、恐らく消息はわかつておるのじやないかと思ふのようでございますけれども、里帰りを何とか実現させてほしいという依頼、この両方をあわせたものもございまして、こういうのが参るわけでございます。御参考までに、ちよつとその数を申し上げますと、いままでのところ、いわゆる安否調査依頼を受けたものが二百四十件でございます。それから、里帰りを依頼されましたものが二百五件でございます。この両方が入っておりますが、したがって、二百四十と二百五と十五を足した四百六十件の何とかしてほしいという手紙が親族の方々から私どものところに届いたわけでございます。

そこで、ではこれをいまだどうしているのだというところでございませうけれども、御承知のとおり、日本と北朝鮮と国交関係にございせんので、政府が正面に立つというわけにまいりませんから、この依頼のうちとりあえず、より簡単なものから何とか実現しようというところで消息調査の方をいままで重点的に取り上げてきたわけでございます。

す。この消息調査依頼が、二百四十プラス十五でございますから二百五十五件あるわけでございますが、そのうち百九十三名につきまして、実は日本赤十字を通じて朝鮮赤十字に向かつて、こんな人を捜しておるのだけれども、何とか消息を捜してほしい、こういう依頼の文書をこれまでに合計十一回ばかり出しておるわけでございます。ところが、これまでのところ、その消息調査に對しまして、御親族の方に北朝鮮の方から返事があつたということとは、残念ながら私ども聞いていないわけでございます。

したがって、今後どうするかということでございますけれども、いまのところ、正直申し上げて、私どもとしては、これは人道問題でございますし、日赤、朝鮮赤十字を通ずるルートは今後も粘り強く活用していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

さらに、では里帰りの方はどうしているのだというところでございませうけれども、いまのところ、先ほど申しましたように、とりあえず簡単な方からということと、安否調査の依頼の方に重点を置いたわけでございますが、今後は、里帰りの問題につきましても、日本赤十字と協議しまして、前向きに、近く向こうへ何らかの依頼をいたすつもりでございます。

以上が大体いままで私どもがやっておつたこととでございますし、今後ともこの方法を続けていきたいと思ふわけでございますけれども、それと同時に、いろいろな機会がございまして、これは政府レベルばかりじゃなくて、国会議員の方々あるいはその他の方々でもいろいろな機会があると思ひますから、この問題につきましてもぜひとも御支援、働きかけ等というものを私どもの方からもお願いする次第でございます。

○遠沢委員 いま日赤を通じて云々というお話でございますが、兩國の置かれておる立場を考慮してみましたが、問題の複雑性、むずかしさというところは私どももよくわかるのですけれども、いま考えられる方法として、日赤以外に何かいい

方法はありませんか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○遠藤説明員 理論的な可能性といたしましては、たとえば北朝鮮と国交関係のある国に對しては、たといは北朝鮮と国交関係のある国に對しては、依頼するといふのもその一つの方法かと思ひますし、民間あるいは国会議員の方々等々から本件をお願いするといふのも一つの方法かと思ひます。ただ、理論的な可能性として申しました第三国と申しましても、果たしてそういう国が本当にあるのかどうかという点も問題でございますし、いまのところは、政府としては、日赤、朝鮮赤十字、これはコンタクトがあるわけでございますから、これをもうちよつと強力に使うということを考えていきたい、こういうふうに私は考えておるわけでございます。

○遠沢委員 いまの問題につきましては、ぜひひとつ粘り強く、働きかけをお願いしたいと思ひます。それから、きょうは外務省の高官の方々がおいえになっておられるのですが、日本には日本の国旗がある。在外公館においても当然国旗を掲げておることと思ひますが、この点は特に留意をしておることを、公館には必ず国旗を掲げるといふことを、国民の一人として、これは要望ですけれども、この際お願いをしておきたいと存じます。

けさの新聞を見ておると、第一面に例の日ソ漁業交渉の話が載っております。この問題につきましては、いままで外務省でわかつておる範囲内において御報告をひとつお願いをしたいと思ひます。

○松永信政府委員 最初に御要望がございましたが、在外公館に国旗を掲揚する件でございますが、私どもも日本を代表する出先の公的な機関としての在外公館におきましては、現地の慣行その他がございませうけれども、諸事情が許す限り毎日国旗を掲揚するようにという訓令を在外公館に出しております。

ただいま御質問がありました日ソ漁業交渉でございますが、担当局長来ておりませんので、私が承知しております限りにおいて私から申し上げます。御承知のように、日ソ漁業交渉におきましては、領土の問題に関する政府の立場を損なわないという基本方針のもとにおいて、現在鈴木農林大臣が訪ソされて最終の交渉を行つておられるわけでございます。現段階はまさにその最終的な時期に来ておると思つておりますが、ここの一兩日の交渉におきましてはかなり問題が煮詰まつてゐるような感じを受けております。ただ、その具体的な内容につきましては、まだ交渉が妥結いたしておりませんので、御説明申し上げることは差し控えさせていただきます。政府といたしましては、領土問題に關する政府の立場が損なわれないということが貫徹されるということがぜひとも必要であるという観点からこの交渉に臨んでゐるということを申し上げさせていただきます。もう少し詳しくお話しただきたいと思ふのですが……

○松永信政府委員 新聞等にも若干出ておりますけれども、鈴木大臣が今回第三次の訪ソでソ連側に提案されました方式が三通りあるわけでございます。

第一は、こちら側が、すなわち日本側がソ連の二百海里水域へ行つて漁獲を行うというのと、ソ連側が日本の二百海里に來て漁獲を行うこと、この二つを一本の協定で締結するというのが第一の方式でございます。

それから第二の方式は、その協定を二本に分けて、日本側が向こうに行つて漁獲する協定と、それからソ連側が日本の二百海里水域に來て漁獲を行うための協定という二本立てで締結するというのが第二の方式でございます。

それから第三の方式といたしましては、ソ連側が日本の二百海里に來て漁獲を行うための協定と、御承知のように先般成立いたしました漁業水域に關する暫定措置法に基づくわけでございます。

いますけれども、これはその施行が二カ月以内というところになっております関係上、若干先のことになる。そこで、とりあえず日本が先方の水域に行つて漁業を行うというための協定を結んで、ただしその協定を結ぶに当たっては、ソ連が日本の二百海里に於て漁業をするための協定を結ぶことを念頭に置きつつ交渉を行うというのが第三の方式でございます。ソ連側はこの第三の方式によつて協定交渉を要結したいということで実は具体的な折衝に入つたわけでございます。

問題は、先ほど私が申し上げましたように、この漁業協定を締結してそのことによつて領土問題に関する政府の立場が損なわれまいということをはかりて確保するかということでございます。まして、昨夜行われました鈴木・イシコフ会談におきまして、ソ連側も日本側の立場を理解を示しまして、何とか交渉を妥結に持ち込みたいという観点から、協定第八条の問題について話し合いを行いたいということ、昨夜これについての専門家同士の、いわば事務レベルの交渉を行つたわけでございます。

この第八条の問題というのは、具体的な内容は先ほど申し上げましたように御説明を差し控えさせていただきますけれども、要するに領土問題に影響を及ぼさないというために必要な規定を置くということでございます。先方も基本的に今度の日ソ協定は漁業問題に限るのだという認識を持っており、したがつて、領土問題には影響を及ぼさないということをソ連側も理解をしておるというふうに感じ取つておりますので、その案文の交渉については、現在の段階におきましてはまだ交渉中でございますから、妥結するか妥結しないかということは確定的なことは申し上げられませんが、双方に相手の立場を理解するということがございしますならばまとまるのではなからうかというふうに思つてゐるわけでございます。

○遠沢委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○正示委員長 続いて、近藤鉄雄君。

○近藤委員 たいま同僚の遠沢委員からもお話があつたわけでありますが、日本の外交は、日ソ漁業交渉その他に見られますように大変重大な案件を抱えておるわけでございます。大臣、政務次官以下、省を挙げて、また政府を挙げてこのような重大な外交案件の処理にお取り組みいただいていることに對しまして、私は国民を代表して心から敬意を表する次第でございます。このような大事な時期に、しかも日本が単に自国の問題だけではなしに、たとえば最近の先進主要国会議にも見られますように、まさに世界の大きな政治秩序、経済秩序の確立の問題についても積極的発言をしていかなければならない時期でございます。私どもは従来以上に外交体制の強化ということにもっともつと意を用ひなければならぬ、かように考へております。仄聞でございますが、外務当局におきましてもこういうことに立ちまゐり積極的に関与する強化充実にいゐる御努力をお願いして、こういうことでございしますので、私たち立法府のメンバーにおきましてもそのような外務当局の努力に對しては協力を惜しんではならない、かように考へるわけであります。

今回提案されました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、これもそのような外交体制の強化に関する問題である、かように考へまして、ただいま遠沢委員からもいろいろ御指摘があつたわけでございますが、いささか当委員会における審議もおくれてしまひましたけれども、ひとつ精力的に審議をして早急に国会通過を図つていかなければならない、かように私は考へております。

そこで、実は私自身も外交官ではございませんでしたが、かつて三年ばかり国際機関に勤務をいたしまして海外の生活がどのようなものかということやいささか体験をしてゐる一人でございます。かつて外交官というのは、一般の国民生活とを比較において海外において相当高い生活水準を

享受できた、こういうことがあつて、それが若い人たちに大きな魅力であつたために、相当優秀な人たちがこぞ海外勤務ができる外務省に応募する。外務省だけの話ではなく、商社や銀行にもそういうことで多数学生が詰めかけたというところでありまして、最近日本の生活費が高まつてまいりまして海外の生活がそれほど楽なものではない、こういうことから積極的に海外勤務を希望する人が少なくなつたということも聞きます。何せ天下の外務省でございますから、そんなことがあつても恐らく日本の一流大学を出た優秀な若者が毎年毎年入省を希望しているのだというふうには考へております。しかしそれにして、いろいろ経済的にも必ずしも昔のようなことではなくなつたということもございします。外務省の方々が在外勤務をされる場合のいろいろ給与の問題また諸手当の問題について、いろいろ考へられることはもつと考へておあげしてもいいのではないかと、私はかように考へてゐるわけであります。

そこで、そういう考へ方の中で、たとえば今度の法案において子女教育手当の月額を改定する、こういうことで、私もそれはいいことだと思つておつたのでありますが、承りますと、従来六歳から十八歳までの子女がおられる方に対して月額一万二千円だったものを、上げ率は確かに五割アップでございますから一万八千円にするのだ、こういうことであります。これは非常にいいことではあります。しかし実は私たちは国内で子供を持つておりますが、二万、三万はすぐかかるわけでありまして、欧米先進国の場合には、たとえばアメリカンスクールとか何とか、そういう特殊の自国の語学を教える学校があるのであります。海外で子女を教育される日本の場合には必ずしもそういうのがないとする、相当多額の出費をあえて両親がして、そういう学校に子女を出さなければならぬ、これが現状だと思つてゐるわけでありまして、そこでそういうふうな考へますと一万八千円、五割アップですが、必ずしも大きな額じゃないのです。何といつたつて私も子供を持つてゐる

います。子供の教育はできるだけ自由にさせたい、こう思いますと一人一万八千円といふと、いささか少な過ぎる、こういうふうな考へるのであります。端的に言つて、欧米の外交官がどのような手当を受けておられるのか、それと比較においてこの一万八千円という金額は低いのか高いのかどうなのか、承りたいと思ひます。

○松永(信)政府委員 確かに今回の改正によりまして子女教育手当は五〇%増、月額一人当たり一万八千円を支給するというところで従来の手当に比較いたしますとかなり実質的な改善になつております。私もその点大變ありがたいことと思つております。

しかしながら、そもそも子女教育手当の支給につきましても二つの大きな考へ方がございます。一つは、実費を見つめるという考へ方と定額を支給するという考へ方と二つあるわけでございます。理論的に申しますならば実費を支給するというのが一番望ましいと思ひます。しかしながら、現在の諸情勢から見ますと、従来と比べております定額支給という線を逐次整備改善していくというのが實際的な方法であらうと思ひます。この観点に立ちまして、昨年のいろいろと財政当局とも御相談をしておりました。現在提出しております法案にありましますように一万八千円、五割アップということにいたしましたわけでございます。

諸外国の中にはさつき私が申し上げました方式の実費支給という考へ方をとつてゐる国もございしますが、ただ大抵の場合には何らかの形で定額支給という考へ方を入れてきております。その限度を設けるという考へ方です。わが国の子女教育手当というものと諸外国のこれに該当するものとを単純に比較することは必ずしも当を得ないと思ひます。と申しますのは、在外手当あるいは給与の立て方が諸国々によつて違ふものでございしますから、単純にそれを比較するということは必ずしも当たつていないと思ひますけれども、一般的に申しますと、子女教育手当が一万八千円まで増額されました、なお子女教育のため

に必要とする親の負担は相当大きいものが残るといふのが現状でございます。諸外国に比してもその点は私どもはこの手当ではまだ不十分な面が相当残つてしまふのじゃないかと思ひます。そういう点につきましては、特に在外子女教育については在勤します地域によつて非常に大きな差がございますので、もう少しきめ細かい地域別の手当といふものも考へていかなければならないのじゃないかと思ひ、今後逐次改善してまいりたいと思つております。

○近藤委員 実はず算の中で子女手当は一年間で一体どれくらいの金額なんだと調べましたら一億六千万弱なんです。これは決して少ない金額じゃありませんが、しかし世界各國に優秀な日本の外交官を派遣して、そしてその方々が子女教育に憂いを持たないで大事な外交業務に専念していただくためのお金とすれば、この一億六千万弱が仮に二倍になろうか三倍になろうか大した金額じゃないと私は思ひますので、政務次官も予算のペテラでいらいしやいますから、今回五割アップといふことで非常にいいことだと思ひますが、さらにこれを来年度、再来年度にふやしていただくようにわれわれもお手伝いしたいと思ひますが、ぜひ努力していただきたいと思ひます。

実は私も大学を出ましてから外国に行つて勉強した者ですが、しよせんはわれわれ大学を出てから勉強した英語なんというのは余り大したものじゃないと思ひますので、ヨーロッパの外交官なんか見ましてもまさに二カ国、三カ国語、バイリンガルといふのですかトライリンガルといふのですか、とにかくばつと自國語と同じくらいに話すがたたくさんいるわけです。日本の国際化といふのはそういう人がたくさん日本の社会にふえることだと思ひますし、そういう意味では外交官の子弟、商社の方の子弟、特派員の方の子弟もそうですが、そういう外国で小学校に入り中学校に入つて高校に入つてゐる人たちに、ある意味では日本のこれからの国際社会化といふものの担ひ手になつていただく必要もあるもので、日本国内の教育と

いふものが乱塾時代といふ言葉にあらわされてますように大変厳しい競争社会を子供のときから経験させられるわけでありまして、戻つてまた日本の大学教育に戻られるそのためのアジャストメントといふこともなかなか大変だと思ひます。それから海外で少年時代を送つてゐる日本人の子女といふのは日本国家にとつて大変貴重な体験をしてゐる人たちだと思ひますし、そのくらしい認識に立つて、そこでずっと欧米の大学まで進む人があつても構わないし、またある意味では、語学なり国際的な感覚、国際的な体験を持つた青年たちが日本に帰つてきて日本の大学教育に進んでいくといふことも大事なことでありますので、それはいろいろの意味を含めてひとつぜひ十分なお考へを先ほど申しましたように外交官の給料といふものは、確かに日本の水準から考へれば高いといふこともいまだに言えると思ひますが、しかし私の経験によりまして、たとえば移転する場合も、日本で使つてゐる家具と向こうの家具はちよつと質が違います。だから、任地先に行つて家具を買ひ集めて、借金して買ひわけですが、それで、せつかく買つた家具を日本の公務員住宅に持つて帰つてもこれは話にならないので、またそれをいわば二束三文で売りたいでなければならぬ。だから、三、四年の勤務中に、いわば家を建て、そして家具を買つて、自動車を買つて、やつと借金を払えたらもう帰つてくるといふことがしばしばだと思ひますので、やはり一般的なベイスを上げるということ、それはいろいろな公務員給与との関係その他があるかもしれせんが、たとえば子女手当とか、今度出ております住宅手当、これを館長代理の方に對して一〇〇といふことのようにありますが、いろいろ諸手当を考へられて、ひとつ実質的に、やはりそういうヨーロッパ、アメリカの外交官と少なくとも経済的に同じぐらしい生活で堂々とやれる。いろいろレストランとかそういったところを使つての招待もそうありますが、きょうはもう外務省の官房長、

幹部おそろいでございまして言わずもがなであります。が、欧米においては、やはり自分の家庭に人を招いて食事をしたりパーティをしたりするの

が最高のホスピタリティでございまして、呼ばうと思つてもしよばしよばした家ではだめなん

です。大使公邸もりつぱになつておりますが、しかし大使公邸でやるおつき合ひといふのは限度が

ありますし、やはり館員一同がそれぞれのレベルで、公使、参事官、一等書記官、二等書記官、官

補なら官補でもいいんです、いろいろなレベルで、大いに積極的にソシアルな外交もおやりにな

るといふことが私は日本の外交の厚みを増すゆえ

んであると思ひますので、お願いしたいんです

が、端的に言つて、子女手当以外にいまの外務省

の方々がどのような諸手当の措置を講ぜられてい

るか、承りたいのです。

○松永(信)政府委員 在外に勤務しております者

が受領いたします手当といたしましては、まず第

一に在勤基本手当がございまして、これは、在外公

館において勤務するために必要な衣食等の経費に

充當するために支給するものでございまして、二番

目に住居手当がございまして、これは、御承知のよ

うに、在外公館に勤務する間必要とする住居の費

用に充てるための経費でございまして、三番目に配

偶者手当。これは、配偶者を同伴して参りました

場合に、御承知のように、外交官の場合は配偶者

を伴つて外交活動を行う場合といふのが非常に多

うございまして、そのために在外職員に支給す

るといふものでございまして。四番目に先ほど御質

問がありました子女教育手当でございまして、六

歳以上十八歳未満の子で、その職員の収入によつ

て生計を維持してゐる者が、本邦以外の外国にお

いて教育を受ける場合に必要経費として支給し

てゐるものでございまして。五番目に館長代理手

当。これは、在外公館の長が事故その他のために

欠缺します場合に、その事務を代理する館員に對

して支給されるものでございまして。六番目にいたしまして兼勤手当。これは、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在する、あるいは他の在外公館に勤務する在勤職員に對して支給するといふものでございまして。七番目に特殊語学手当といふものもございまして。これは、英、仏、独語以外の外国語であつて、その在勤地においてその語学を研修することを命ぜられた者に對して支給されるものでございまして。八番目に研修員手当といふものがございまして。これは外務公務員法に基づきまして外国において研修を命ぜられた者、これは現在に入省直後に外国に派遣しまして研修させるものでございまして、それに対して支給される研修員の手当でございまして。

以上の八種類の手当が現在支給されております。

○近藤委員 実は昨日いろいろ調べてもらつた数字によりますと、にもかかわらず、日本の外交官の給料は、たとえば欧米のアメリカ、フランス、西ドイツ、イギリスと比較して、やはり一割から二割、三割低いといふことも言われております。私は、外交官の非常に大きな役割はそういう交際だと思ひますので、そういう交際、社交について、たとえばわれわれ代議士が行つてしよつちやう在外公館の皆さんにごちそうになつて大変申しわけない氣もいたしますが、ある意味ではわれわれなんかがどうでもいいので、むしろ積極的に任地でいろいろな人たちを招かれることが必要だと思ひます。ある程度まとまつたものは恐らく公邸の費用から出ると思ひますが、それよりも、たとえばプライベートにちよつと呼んできても、たとえばランで食事をするとか、どこかで簡単に飲むとか、家に来てもらうとか、余り細かいことについて、仮にそれは経費で出してやるからと言われ

ておつても、生活に困つてゐるわけでもないの、しよつちやうから、一々ツケを回して大使館から金を取るといふこともなかなかやりにくいのではないかと。しかし、現実にはそういうことをすることによつて生活に響いてくるわけですから、ですから私は、在外勤務手当にさらに一割とか二割上乗せしたものをこれは一つの交際費として乗つけてやる。一々領収証とか何とか細かいことを言わ

いで、使ってもらってもいいじゃないかと思うのです。そんなことをすれば、どこか遊びに行く金に使ってしまうとか、そういう危険、心配もあります。だけれども、そういうことでその金を全くのプライベートに使ってしまう外交官は、客観的に見たら、だんだん実績が下がっていったことになるわけですから、やはり若い春秋に富む外交官がそんなことに使わなければならないので、むしろつかみ金を渡してやって、これだひとつやってみて、このくらいのことには社交費なんだというくらいいなことがあっても、私は日本の外交のために決してマイナスではない、任せていいんじゃないかと思うわけであります。

これも大ざっぱに調べた数字でありますけれども、外務省の定員が本省で千五百人、海外が千七百八人だそうですが、一体どのくらいの給与を払っているのだと聞いてみましたら、本省で八十億、海外で六十億、そこで在勤手当が百億、本俸分が、いろいろな管理職手当とかそういうものが出てないから七十億。足しますと、本省で八十億の人員費、海外が百七十億の人員費を加えて二百五十億ですから、仮に在勤分の百七十億の一分を上げて二十億足らずですから、二十億足らずの金をプラスアルファとして乗っけて、日本の外交官の皆さんがさらに意欲的に、いろいろな角度で、任地において積極的な外交活動を個人的にいろいろな形でやっていたら、二十億の金は決して多い金ではない。むしろこんなことに金を削るべきではないと思うわけであります。

〔委員長退席、竹中委員長代理着席〕

きょうも恐らく大蔵省から係官が来ているので、ひとつ主計局に帰ったらそういう話が内閣委員会でも強くあったというのをぜひ伝えていただいで、ここで一万二千万を一万八千円にするというように、非常に速断していらっしやると思うのであります。政務次官、官房長初め皆さんはもうちょっと自信を持って、外交のためにはこれだけのものが要るのだということで、予算等の措置について積極的に政府内部のコンセンサスを、了承を得ていただきたい。われわれもお力を尽くすことにやぶさかではない、こういうことであります。

だんだん時間がなくなりましたので話を交えませんが、この外交強化の一環として定員の問題があるわけですが、いわゆる外務省は、先ほど申し上げたように数年前から機能強化をしよう、こういうことで定員をふやしたい、大体数年前で五千名にふやすのだ、こういうようなことでございしますが、現在大ざっぱに言って三千名から五千名にする、二千名ふやすわけですね。ですから、たとえば五年間で二千名ふやすとなると毎年四百人であり、七年間にしても三百名ぐらいいです、十年かかっても毎年二百名ぐらいいは定員をふやしていかねければ、数年間五千名という目標は達成できないのであります。一体昨年、ことしとどれぐらいの定員増が実現したのでありますうか。

○松永(信)政府委員 定員増につきましては、いま御指摘がありましたような目標を私どもとしても設定いたして毎年努力を積み重ねるところでございします。実際には予算あるいは定員法からまいります。いろいろな制約要因がございします。理想どおりにはまいりませんが、関係方面もこの点は非常に理解をいただいております。定員削減という中にあるにもかかわらず、外務省の場合には定員増強の方向で御協力いただいております。その結果、近年、ここ二、三年の増強を申し上げています、年々純増で百名程度の増強をしていただいております。ただ、これではなおかつ非常に激増いたしません。関係の処理に対応するにはきわめて不十分でございします。今後とも定員の増強については私どもでもできるだけの努力をまいりたいと思っております。

○近藤委員 きょうは行管から審議官がお見えになっておりますが、審議官、いまの四年間の定員削減計画はどうなっておりますか。何%で、四年間で

れぐらいの定員が浮く計算になっておりますか。

○關説委員 四年間で三・二%の減を予定いたしております。人数で言うとは……。

○竹中委員長代理 關審議官に申し上げます。答弁席で……。

○關説委員 どうも失礼しました。

お答え申し上げます。総定員法の枠内の定員につきましては、四年間で三・二%の削減を予定いたしております。現業関係で四年間で一万六千七百六十八人、それから五現業関係で一万一千五百十八人、これを各年〇・八%ずつ、四分の一ずつ実施をいたしたいという計画になっております。

○近藤委員 いま關さんから話があったような数字ですと、その中に外務省が二千八割り込むというのとはなかなか容易なことではないので、これはひとつ行管の方にもお願いをしておきますけれども、私はやはり全体としての外務省の定員というものは、戦前と戦後、そして大使館の数等々から考えますと、またここにも数字がありますが、もう時間がありませんか申し上げませんが、たとえばアメリカが一万一千四百人、英国が一万五千人、イタリア、インドですら四千人以上、こういう状況の中で三千ちよつと的外交官の定員というのは少な過ぎると思えます。片一方でいたずらに国家公務員の数をふやすということがいいことだとは、私も前に行管の政務次官をしておりまして、思いませぬので、その辺の国全体の定員の再配置については精力的にひとつ各省と折衝をして、何とかこの目標に近い形で外務省の定員増が行われるように努力をお願いしたいと思うのであります。

そこで官房長、仮に二百人にしても毎年ふえるとした場合に、伝えられるところによりますと、毎年たとえは外務省のいわゆる上級職で入ってくるのが二十五人から三十人ぐらいい、その他技術職と専門職と語学研修を加えても数十名ですか、そういうようなことだとすると、仮に二百名とする十年かかって五千名目標を達成するわけでありますけれども、その程度のことではだめではないか。

〔竹中委員長代理退席、委員長着席〕

仮に行管が二百名増を認めるとして、一体新規二百名の優秀な人材を埋めることができるのかどうか、実績に即してお答えいただきたいと思います。

○松永(信)政府委員 現在外務省が実施しております採用試験は、上級のほかに中級試験、それからこれは人事院がしておりますけれども初級採用試験というのがあるわけでございます。こういう試験に応募する人の数というのは最近非常に急激にふえてきております。従来の傾向から見まして、非常に多くの人がこういう試験を受けることになってきておりますので、そういう試験を通じてまして新規採用をするという方法のほかに、各省庁とか政府関係機関あるいは民間関係機関等から相当数を中途採用して、現在もおりますけれども、電信官等の専門官については技術者を民間から中途採用するというような方法もございします。で、仮に二百名増ということになりましたら、その充員についてはこれを実施していくことができると考えております。

○近藤委員 いわゆる大学卒だけではなしに、いまお話がありましたように、商社や銀行、また新聞社等から優秀な人をぜひ外交官として採用していただける措置をとっていただく必要があると思うのであります。実は私の友人で毎日新聞のワシントンの支局長をしておりまして彼多野裕造君がこれも途中で入りまして、いまエジプトの参事官として働いておられるわけですが、そういう人材をどんどん採用していただきたいと思います。

ただ、大使の数を調べてみますと百名ちよつとでしよう、数がふえても。そうすると、仮に五千人なら五千人の人を採って、これを全部大使にしなければならぬとすると、これはまた大変なんですよ。だからといって、世界の国の数が百から五百にもふえるわけがないので、大体もう限度いっぱいでしょうから、ふえてもそんな数はない。

そういったしますと、大ぜい採った人を全部大使にしないでいいようなことを考えなければならぬ。そのためには、たとえば語学の優秀な人には優秀な語学の専門官として特別の手当を出すと、その他それぞれの技能に応じてそういうエリートの方を考へていただく必要があると思うのです。

同時に、私の同僚もたとえば大蔵省から大使館に出てまた戻ってきておる。こういうことで、いわゆる純粋に大使におなりになるのは、これは皆さんのような本場のまさにゼネラリストで、しかも外交の総合的なベテランの方がおなりになることではないんで、中途で入ってきてまた本省に戻ってそれぞれのところである、場合によっては民間からも入ってきてまた民間に戻っていくというルートがもつともつと開かれた方がいいんで、むしろキャリアとしておるのは、やはり大使の数のバランスもあるでしょうし、せつかく外務省にキャリアで入ったなら将来大使になりたいというお気持ちにはわかりますから、もつともつと積極的に関係各省、大蔵省、通産、農林、場合によっては日本の役所ももつと調べてみたのですが、必ずしも出ていない役所もあるようです。たとえば総理府だとか自治とか公取とか環境庁とか、出ているのかどうか知りませんが、こういうところも積極的に人材開拓をして、上は少なくともいいからそういう横にふくらむような形の人事構成を積極的にしていただく必要があるんじゃないかと思うわけがあります。

そこで、これは前に官房長にお話ししたことがあったのじゃないかと思うのですが、海外に参りますと、いわゆる新興国にいろんな文化センターがあります、日本文化センターとか。そういうところの館長さんなんかはいわゆるキャリアの外交官の方々が兼務職でやっていたらいいわけでありまして、それはやはり一生懸命やっていたらいいかと思うけれども、やはり政務職ですとなかなか文化的な行政みたいなことに対しては頭が回らないということになりますので、むしろ私は

積極的に、たとえばインドネシアならインドネシア、また中東なら中東の国に、そういう国の経済とか歴史とか政治の問題とか、たとえば言語、風俗だとか文化人類学的な先生方とか、そういう方々で現地の経験がない方がたくさんいらっしゃるわけですね。むしろ一流大学の、ある国の講座をやっていたらいい先生で、三ヶ月ぐらい文部省の奨学金でその国に行つたことがある程度の方が、一生その国の文化や言語を覚えておるということが場合によってはあるかもしれませんから、積極的にそういう文化センターなんかの館長さんは大学に門戸を開いて、そして大学のたとえば講師クラスの方が、三年なら三年、カンボジアに行くとかまたレバノンに行くとかラテンアメリカのどこかに行つて、そこでじっくり腰を落ちつけて自分の研究もするし、また現地の人と、単に通る一遍の政務的なポリテクニカルな接触ではなく、もつと文化的な学問的な、また人間的なつき合いを、そして日本人というのは外務省みだいに事務的ではない、もつともつと人間味があるのだというところを、まあ外務省の方が決して冷たいと思いませんが、しよせんつき合いが限られております。そうなつてしましますから、もつと腰を落ちつけてやつて大ぜいの友だちを得る。そうして今度は日本に帰つてきて、たとえば東京外語であれ、東大であれ、慶応であれ、早稲田であれ、そういうところのその国の専門の講師をしていく、そういうシステムを私はつくることがいいと思う。やはりそういう外務省の方々がいろいろ国際の経験を特定国に持つておられても、それはその人たちが、むしろ外務省の閉ざされた財産ですよ。しかし、そういう方が日本に帰つてきて大学の先生として教えることによって、日本の文化開拓途上国に対するまさに知識の蓄積になるわけですから、もつと思ひ切つてそういう学者に対して外務省が門戸を開放すべきだと思うのですが、官房長どうでしょう。

○松永(信)政府委員 いま御質問がありましたのは、海外の在外公館にございます文化広報センターの人事の点でございますが、現在は大使館あるいは総領事館の一部といたしまして、館長の指揮監督のもとにこういう文化広報センターというものが維持されているわけでございます。この文化広報センターの職務といたしましては二つございまして、一つは、日本の国の事情あるいは文化を相手国において十分に理解させるための広報、いわゆる一般広報でございますが、そういう一般広報を行うという点と、それからもう一つは、日本の政策、その国に対する政策あるいは対外政策一般でございますが、について十分な理解と支持を得るための、私どもこれを政策広報と称しておりますが、政策広報というものと、二つ主目的があるわけでございます。近年対外関係が非常に複雑になり、かつ多岐にわたるという状況に應じて、政策広報にもつと力を注ぐべきであるという要請が実は最近非常に強まっております。そういう観点からいたしますと、こういう文化広報センターというものは、単なる文化の紹介というだけではなくて、いろいろと政治あるいは経済といった面にも十分な知識と見識を持つていける人が当たる必要があるという要請が出てまいるわけでございます。こういう考え方からしますと、十分な経験を積んだ外交官であることの方が望ましいということが出てくるわけでございます。ただ、御指摘がありましたように、学者でありますとか文化人等の方であつても、こういうことと十分適格であるという方もおられると思ひます。それから場合によつてはそういう方の方がそういう職務に適しているということもあろうかと思ひます。今後もしそういう方がある場合は、文化広報センターに赴任していただくということも十分検討はしていきたいと思つております。

○近藤委員 官房長のおっしゃるのわかりますが、しかし、日本の若手学者だつて、日本外交がいかにあるべきかということ、行く前に皆さんがちゃんと教えてくださればわかることなんでしょう。確かに、私ももつと資料をいただいたのでありますが、そういう館長さんの中に、元新聞記者であつた人が行つていたりする場合がありまして、そういうことになつてしまつたところから取り込んじゃう、この人、大使にはなりませんからね。だから繰り返し言いますように、上は少なくともいいのですよ、中をふくらまして、中堅の人を、そういう意味で積極的にそういう学者を取り込んで帰す。だから、取り込んでもう外務省で一生めんどろを見るのではなく、積極的にいい訓練をした人にまた大学に戻つていただくことが意味がありますし、やはりこれから国民外交という時期には、外交というものを専門の外務省で独占しないで、積極的にそういう日本各地の、公立私立を問わず、大学と日本の外交政策決定というものが交流をしていく、そういうこともこれから大事だと思ひます。政務次官、これはいろいろな意味を考へて私はかねてからの主張をしておりまして、前に永井さんの文部大臣時代にも大臣に言つて、それはひとつ考へようというふうなお話もあつたのです。きょうも文部省から大学課長来ておられますが、もう時間ありませんから答弁はいいですが、これもまたこういう話があつたことをひとつ伝えて、海部大臣を初め文部省の幹部の方々にぜひひとつ外務省とお話をして検討していただきたいと思ひます。

定員増に関連しますが、最近たとえばクアランプール事件が起つたり、またいろいろなハイジャック事件が、残念ですが起つたとき、そういう警察関係の仕事が現地でふえてきておりますので、警察庁からいわゆるキャリアの警察官僚があつてこつちへ出ていらつしやる、まあ数字で見ているのですけれども、それ以外に、むしろそういう専門の警察官の方々がやはりしるべきところには館員で出る。そしてこれも外務省の方々と協力しながら、また本省の警察当局と協力しながらそういう問題に当たる必要があると思うのですが、現状はどうなつておりますか。

○松永(信)政府委員 いまのは主として在外公館の保安警備に当たるために専門官を派遣したらど

これは、現在どうしてもそういう必要があるところには、数館でございますけれども、警察関係にお願ひしまして、そういう関係の職務を担当していただく方に行つていただいております。今後必要が出てまいりますれば、それに応ず。まして検討していきたいと考えております。

○近藤委員 これも日本の社会が今後ますます国際化してきて、いろいろな外国人がたくさん来ると思いますし、いろいろな国際的な犯罪事件も当然残念ながらふえてくるというふうに考えざるを得ない。そうしますと、単にその警察庁のキャリア

の人たちだけではなくて、第一線の警察官の方々もそういう国際的ないろいろな刑事事件についての経験を持つ必要があると思うのですね。ですから、これも定員増の一つの方法として積極的に取り込んでしまつて、そういうことを大いにやつていただいた人は、日本に帰つてきていろいろな国際的な事犯についての捜査にも当たる、処理にも当たる、こういう意味も大変あると思いますので、これもひとつ積極的にお進めをいただきたいと思ひます。

ついでですが、実は先ほど大使が百名ちよつと申し上げたのでありますが、大体大使という方は、本省で局長、次官をおやりになった功成り夕を遂げられた方々が大使におなりになるといふやうなことがルールのようであります。それはやはり特命全權大使という職責の重みから考えればさういうことかも知れません。しかし同時に、いわゆる新興開発途上国は数がたくさんありますし、その国の指導者というのは三十代から四十代の若さに若々しい新興の意欲に燃えた人が総理や大統領や閣僚になっていらつしやる。とすると、やはりこつちが六十過ぎてしまつたのでは、しかも直に言つてワシントンやボンやロンドンならいざ知らず、何か小さな国の大使に六十過ぎて行つたのではというような感じも、これは人間ですが、おありになると思ふわけであります。そこで、は、むしろそういうところは本省の課長ぐらゐ

の、もう三十代の初めぐらいの人が行つて、そうしてそういう新興國の四十代の總理とか閣僚とまさに人間のおつき合ひをする、そして大いに日本として協力の姿勢を出す、そして帰つてこられて本省でまた課長、参事官になつて、そういう経験を生かしていくということがあつてしかるべきで、必ずしも本省の高官であつた人が大使になるのではなく、特命全權大使——そのときは高給のではないと思うのですよ。戻つてきてまた本省の課長、参事官になる、こういう人事もこれから積極的に進めるべきだと思ふのでありますが、官房長、どうでしょう。

○松永(信)政府委員　いま御指摘のありましたように、え方は、私も同感でございます。現に、開発途上国の場合には、非常に若い人が在外の外交使節として派遣されております。また、そういうところろには生活、勤務の環境の条件が非常に厳しいといふところが多いございますから、やはり若くて、力がある、元気で、働こうという意欲を持っている間に行つて仕事をしてもらふ必要もあるかと思ひます。こういう観点から、現に、最近でございますけれども、思い切つて大使の若返り人事をやつて

おります。これには、それに伴つて問題はあると思ひます。と申しますのは、たとえば大使で在御をして、帰ってくるのと参事官とか、場合によつては課長になるといふようなこととなりますと、公務員としての等級が非常に下がるということがございします。そういう降等の人事をやつていいのかという問題もあるかと思ひますけれども、与えられた枠の中で、いま御指摘がありましたような老え方に基づいて大使人事の若返りをやりましたと意欲的な外交活動を展開するということは私どもも全く同感でございまして、今後ともこういうことは推し進めてまいりたいと思つております。

○近藤委員　官房長、ぜひひとつ大臣、政務次官と御相談の上、そういう四十代の大使を大ぜいお送りするつもりですか。帰つてきて下がるのはあまりえでなくて、あのときおれは大使をやつたら、今度は局長でなければ帰らないなんという

うな、そんな物わかりの悪いお役人は外務省にはいないはずでありますので、割り切っちゃえばいいのですから、ぜひひとつそこは積極的に進めていただきたいと思います。

同時に、これからの外交の中で大事なことはやはり安全保障の問題だと思ふわけでございませう。実は、あるとき外務省の幹部の方とお話をしたら、いまや日ソの漁業交渉が日本の大関心事だから、これからは魚の専門家を外務省はつくるとおっしゃっている。私は、魚の専門家なんかつくったってだめだと思ふのです。水産庁が朝から晩まで魚のことをやっているのですから、外務省が片手間に魚の勉強をしたって勝ちっこないのです。そういうことではなしに、外務当局として非常に大事なことは、魚もありますしエネルギーもあります、何といったって、この国際的な社会の中で日本の國家の安全保障を、防衛庁からも求めていますけれども、それをどういうふうにかつめるのかということです。

たとへば日ソ漁業交渉で、武力がない外交はあんなものだということを言う人がいるのですが、それなら、領土問題を解決するために日本が軍備を拡大して、アメリカやソ連と同じような軍備を持つて、核も持てば、領土が返ってくるか、私はそういうことでもないような気がするのです。いまのような自衛隊が遺憾だなどということ言えば、人たちがいるから、これは論外であります。かつともつと基盤の防衛力を拡充していかなければならないと思いますが、それがすべてではないわけですから。限られた軍備というか自衛力を持ちながら、なおかつ領土問題を解決し、また日本の安全を守る、平和を守るというのは、まさに外交官としての最高の識見や決断や行動力が求められるわけでありますから、魚の専門家や何かは水産庁に任せておけばいいのであります。そういう意味私は、安全保障問題について、防衛庁と並んで務省はしっかり勉強していただきたいと思うのがあります。端的に言つて、防衛大学の卒業生こういう国防問題の勉強を若いときからしてお

わけてありますから、東大とか一橋とか慶応とかそういう大学以外に、防衛大学校からもキャリアの外交官を外務省としてもっと積極的に採用すべきだと思っておりますが、実績はどうなっておりますか。

○松永(信) 政府委員 実績を申し上げますと、防衛大学校出身者を外務省が採用したという実績はございません。ただ、これも御承知かと思ひますが、昨年度、外務省の採用試験については制度改革を行ひまして、いわゆる学歴制限を撤廃いたしましたわけでございます。ですから、出身校とかかたがたしないです、試験を受けて優秀な成績をとればだれでも採用するということで、広く人材を求めたいという観点からそういう学歴制限を撤廃いたしましたわけでございます。いまお話がございました防衛大学校の出身の人であっても、外務省の試験を受けて、これは全く自由でございます。そういう方でも、優秀な成績で試験に合格されるような方があれば、これはもちろん、当然のことでございますけれども、国家試験でございますから、公平な見地から採用をいたしていくことであると思ひます。ただ、防衛大学校出身者であるからこれを優先的に採るといふことは、やはり国家試験の性格上ちよつとむずかしい問題があると思ひます。

○近藤委員 それはまさに防衛大学校出身者だか

ん探つていただきたいし、また、そういうことで防衛大学の卒業生の中から外務省の優秀なキャリアの外交官が出るということはある意味ではリアの外交官の社会的な評価も高めることになつて来ますし、防大は猪木先生を校長に置いて、安保障について相当高い勉強もしているというふうな考えです。また、防衛庁が来ていますけれども、防衛大学校自身は、狭い軍事技術的問題になしに、広い日本の安全保障という問題を多角に考えるような訓練がなければいけないと思ひますので、いろいろな意味で防大卒業生ということも、キャリアとして外務省も大いに期待をして

ただ必要があるのじゃないかと思います。

それと関連いたしまして、外務省のキャリアの方々がいま世界の一流大学に語学研修ということで出ていらっしやると思うのです。しかし、単に語学の研修だけじゃなしに、たとえば、名前は忘れましたけれどもハーバードの国際問題研究所だとか、ブルッキングスだとか、さらには、よく言われていますランドだとか、イギリスの戦略研究所だとか、スウェーデンの平和研究所だとか、そういう平和と安全保障を国際的な水準で考え、勉強しているような大学、研究所で、ある程度、一年といわず二年とか三年ぐらいの期間をもつてしっかり勉強していただくことも必要だと思っておりますが、現実には、いま申しました戦略研究所、戦争と平和の研究所みたいなところに外務省はこれまでキャリアの人を出していらっしやるのかどうか、そういうところでマスターとかPhDの学位を取った人が一体外務省の中に何人いるのか、承りたいと思います。

○松永(信)政府委員　最初に、在外研修として語学研修をさせているという御指摘がございました。これは、さつきもちょうと申し上げましたけれども、たとえば上級試験に合格しますと、外務研修所におきまして数カ月初任研修をやり、さらに一年間本省の事務見習いをさせました後、二年または三年間外國の大学で研修させるというのが現在の制度でございます。これはいわば初任研修の一環として行われております。しかし、これは語学だけの研修のために派遣しているのではありませんんで、語学の研修と同時に、派遣された国の事情をよく勉強する、それで広く友人をつくるというのが目的でございます。外交官として必要な養育を養はせるといふことが主たる目的でございます。

それと離れまして、安全保障の問題等を研究するためという研修をやっているかというのが第二の御質問かと思いますが、現在はアメリカのブルッキングス、ハーバード大学の国際問題研究所、イギリスの戦略研究所、同じくイギリスの国

防大学にそれぞれ一名、毎年課長ないし参事官クラスの者をいわば中間研修という形で出しております。これらの研修を終えた者の数は、現在すでに三十四名に上っております。この研修は、いまのところは一年間でございます。大体各国ともそういうところには優秀な外交官を出しておりますので、そこで必要な研修をすると同時に、各国の、コレスpondする、対応する外交官と一緒にひざを突き合わせながら勉強するという機会が与えられておりますので、その成績は非常に上がっておりますと私どもは考えております。

それから学位の点でございますけれども、毎年二十五名前後採用されております上級試験合格者が欧米の大学または大学院で研修をしておりますのは、主として国際政治あるいは国際経済の部門を専攻いたしておりますけれども、相当数の者がそれぞれの専攻分野の学位を取得いたしております。

○近藤委員　いまお話もあつたのでありますが、外交といつても最終的には人間対人間のつき合いですし、学園を言うわけじやありませんが、たとえばいまのカーター政権を見ても、前のニクソン政権、フォードにしてみても、そういうアメリカの國務省とか国防省で政策決定、もしくはホワイトハウスの安全保障會議ですか、ああいうところでやっている人というのは決まつているわけですね。ハーバードであるとかエールとかプリンストンだとかブルッキングスだとか、そういう非常に限られたところを出た人たちが行っているわけですから、したがつて、そこで最高戰略決定に關係する人と学生時代に個人的につき合ひを持つておる外交官がもつとも日本においていいわけですし、同時に同じようなことがイギリスに対しても言えるだらうし、フランスに対しても言えるだらうし、私は何も一流大学を唱えるわけじやありませんが、現実問題として、そういう中で学生時代に一緒に寮で酒を飲み合つた仲間が向こうで国防担当の次官をしていれば、極端に言えば電話でファーストネームで呼び合つて情報がとれるわけ

ですから、そういうつき合いというものはこれからもっともって大事だと思ひますので、どうも私は数が少ないような気がするのですよ。だから、語学研修は語学研修としてみっちりやっていただかなければなりません、そういうことも含めて、世界の主要國のフォーリン・ポリシー・メカ、外交政策決定者をたくさん出すような研究機関、大学を戦略的に、戰術的に考えて優秀な人を多数送られる、まさにそういうところにこれらの外務省のあり方がありますので、魚の専門家にこだわらなければなりません、そんなのはどうでもいいんで、専門家は専門家で大いに各省に任せて、しかもそういう魚であれ經濟の問題であれ文化の問題であれ、そんなのは専門家がたくさんいるわけです。本当に大事な外交、安全保障の問題についての専門家を、それこそ外務省は真剣にこれから養成していただく必要がわが國のために絶対に大事だ、こう思ひますので、強く要望しておきたいと思ひます。

一言最後になります。これに関連して軍艦という問題、私はこれはどうも余り日本は熱心じゃないような感じがするのです。どうも日本はみずから守るべきことまでやっていない、したがって、自分がやっていないで軍艦を言うのはおこがましいという、大変遠慮した気分もあるんじゃないかと思うのでありますが、それはそれで、先ほど言いましたように、自衛力を高める努力をすると同時に、核、非核を通じての軍艦外交というものを積極的に推し進める必要があると私は思うわけであります。それをしめさんと、たとえば片方で非核三原則のつとめても、これは日本だけの何かああいういやな経験があったから、世界的に通用しないけれども、これだけは何とかわかってくれというような言い方の外交ではだんだん孤立化してまいりますし、非核三原則を日本が守るならば、単に日本が忌まわしい経験を持ったために、個人的に、内向的に持っている原則ではなしに、もっと広く、世界は現実問題としていろいろ核兵器もあるけれども、しかし方向はこうでなけ

ればならないじゃないかということで、説得できるところで説得をすべきじゃないか、こう思うわけであります。端的に言って、核、非核を通じて一体日本政府は世界の軍縮に対してこれまでどのような提言をしてきたか、承りたいと思います。

○大川政府委員　軍縮問題につきましては、日本は国連総会でございますとかあるいはジュネーブの軍縮委員会におきましてかなり積極的に行っているやうなつもりでございます。

どういう提言をいたしたかということの一つの例として特に申し上げたいのは、昨年の六月八日に日本は核防条約の批准書を寄託したわけでございますけれども、その機会に核問題に関する日本政府の基本的な考え方を内外に明らかにしたわけです。その中で、特に核の廃絶を目指していわゆる核大国がもっとも努力をすべきであるということを高らかにうたいましたし、それから核防条約に入っていない中国でありますとかフランスに、ぜひこの条約に入ってくるべきであるといったようなことを呼びかけております。そのほか、原子力の平和利用の問題でありますとか非核兵器国の安全保障の問題とか、いろいろ述べております。それが一つの例でございます。

それから、來年の五月から六月にかけて國連で軍縮問題を主題とした特別總會が開かれる予定でございます。その特別總會に臨む日本の基本姿勢を先月の中ごろぐらいに國連の事務総長に文書でもって出したばかりでございますが、その中で、特に核軍縮の問題、核の廃絶あるいはその最も緊急な問題としての核実験の全面禁止の達成の必要性、それから數年前から軍縮委員會でいろいろ検討されております化学兵器の禁止条約案というのがありますけれども、それを早急に進めるべきであるという問題とか、それからさらには、これは昨年の國連の通常總會で日本から提唱いたしました、いわゆる通常兵器の國際移転について國際的にメスを入れるべきではなからうかという趣旨の決議案を出したのでございます。これは非常に残念でございましたけれども採決には至らなかつたのであります。

放料に非慮して、公正な住居三三三を樹立すべきである、加算制度を設けるべきであるという審議会の意見につきましては、どういう態様の制度をつくつたならば全般的な見地から合理的かつ公平であるかという問題がございますので、若干慎重な検討を要すると思います。

そのためには、まず実態的な調査が必要であるというところで現在詳細な実態調査を進めている段階でございますので、その結果が明らかになりました時点において、この制度そのものについて検討をいたしたいというふうに考えております。

○柴田(陸)委員 この法案に関してはその程度にいたしまして、この機会に幾つか伺っておきたいと思ひます。

一つは、日ソ漁業の問題にも関連するわけですが、千葉県の銚子沖のソ連の漁船団の問題です。これは四十九年以降、ソ連の漁船団の母船が居座つて、加工したごみなどを海に捨てるために海が汚れ、沿岸漁民の流し網などに次々に被害が出てきた。この漁民の直接的な被害は、計算しますと千七百二十万円に上つていゝと言われております。それから、ことしの二月十七日から千葉県が地元漁協の協力を得まして掃海作業をしたわけですが、加工した魚の残りが、ダンボール箱、空きかん、針金なんかを集めましたところ、二千二百二十七たるといふことになりました。この費用は二千九百六十八万円かかったといふことです。

漁業の被害については、これは国が責任を持つべきだといふように私は考えるのですが、いま国は県に掃海費用の半分を負担させるということになつてゐるわけで、これには問題があると思ひます。もとはと云へば、外交上十二海里の設定がいままでおくれたといふことでありますし、ソ連漁船の銚子沖の操業について有効な手を政府が打てなかつた、そういう意味でも日本政府の責任が重大であるといふことから見まして、これらの損害について国が全部負担すべきであるといふように考えるのですけれども、まず水産庁にこの関係を伺つておきます。

○佐々木政府委員 いま先生からお話がございますように、千葉沖でのソ連漁船によるいろいろな残滓等の投棄が漁場に堆積し、非常に操業上の邪魔になつてゐるということがこの数年発生しております。

私どももいたしましては、これは日ソ間の例の操業協定で、そういう漁場への有害なものの廃棄をしないといふことを約束をしてゐるわけでございますから、当然ソ連側の方に嚴重な注意をしてくれといふことを外交ルートを通じていまでも何回か抗議をしたところでございまして、たゞ、従来は何分にも公海上での海洋投棄の問題でございまして、直ちに日本の国内法を適用してゐるような処分あるいは損害賠償の請求をするといふこともいろいろ問題点がございまして、現実問題として非常に沿岸の漁業者が迷惑をしてゐるということ、私どもの方で従来からやつてゐました海底の清掃事業の一環といたしまして、この海域に特に重点を置きまして、五十年、五十一年度と二年間にわたつて海底の清掃事業を当面対策としてやつたわけでございます。その費用はいま先生から御指摘がございましたとおりで、五十一年度には約三千万円の経費をかけて、国がその二分の一を補助してやつたわけでございます。ただ、たゞまゝとして、これは本来、地域のいろいろな産業廃棄物あるいは生活廃棄物等が漁場に堆積して、地域の漁業者が非常に迷惑するといふものについての対策の制度をいゝば運用面で利用したような形のものでございまして、事業の性格上、現状ではやはり国が二分の一を負担し、残り二分の一を地元負担していただくといふことで実施をせざるを得ないわけでございます。

今後十二海里の例の領海法が制定されますと、従来これが問題になつてゐた場所のほとんどが十二海里内になりますので、将来に向かつては一応こういう事態の再発は防げるものと思ひますけれども、これまでの清掃事業については当面対策といふことで御了承をいただきたいと思います。

○柴田(陸)委員 四月から五月にかけては、銚子沖ではサバの漁期といふことになるわけですが、海洋二法も成立したわけですから、いままでのようなことがあつては、漁民にとつてもまた日本の国にとつてもたまつたものじゃないわけですが、

海洋二法が公布されて、日本の意思もはっきり出されてゐるわけですが、現にこの四月にも漁船団がやつてきて、まだ銚子沖にいまでも居座つてゐるという状況であります。こういう中ですから、外務省はいままでのような一般的な申し入れだけではなくて、不法投棄や日本漁業に対する侵害が絶対に行われぬような対策を講じなければならぬと思ひます。そういう意味で、ソ連の漁船団の操業についてそうした不法行為が行われぬように確約をとるべきだと思ひますので、外務大臣のお考えを伺ひます。

○嶋山國務大臣 銚子沖のソ連漁船の空きかん等の不法行為が沿岸漁民に大變な迷惑をかけてゐるということとはよく認識してゐるところでございます。この一月でございまして、空きかんを持つてこられたりしてよく承知しております。これにつきましても、今後このようになことが全くなくなるように強く要望いたしております。

なお、十二海里に領海が広がる場合におきまして、十二海里内に入りたといふ希望を先方が持つておるといふことは新聞紙上でも伝えられてゐるところでございまして、政府といたしましては、このような沿岸漁民に被害がなくなるように十二海里内の操業といふものはこれは拒否するといふ態度を最後まで貫く所存でございます。

○柴田(陸)委員 それはその程度にいたしまして、もう一つ、千葉県の柏市にあるトムリンソン基地の問題ですが、これは四十八年二月八日の日米合同委員会、基地のほんの一部ですけれども二百七十五平方メートルが返された。そして、この土地の位置から考えても、非常に人口が急増する地帯であつて、この空間が非常に欲しい、そういう都市構造になつてゐるというようにも終んで、千葉県を初め関係自治体から基地の早期返還と跡地利用の問題についていろいろな要請が出ております。この基地は通信基地として使われていたものでありますが、いま通信施設の大部分が移転して、従業員も大部分は解雇されてゐる状況にあります。広さが百八十三ヘクタールに及ぶ莫大な土地であつて、その大部分が外から見れば事実上眠つてゐるというように見られるわけですから、それで、この基地の返還ということについてはいろいろ言われておりましたけれども、今日まで返還されないのはどういふことが障害になつてゐるのか、そういう問題について日米合同委員会でお伺ひします。

○高島政府委員 お答え申し上げます。

柏通信所は、先生御指摘のように、五十年の十一月末で従業員全員を解雇する旨の通知がございました。そこで、施設庁といたしましては、早速米軍に照会したわけでございますが、米軍は、従業員の解雇と施設の返還とは別の問題であるといふことで、現在までに明確な回答は得られてゐない状況でございます。しかしながら、先生御指摘のように、数年来地元からの強い返還要望がございまして、当庁といたしましては、機会あるごとに米軍に対して返還方を申し入れたのでございまして、米軍は現在内部で検討中といふことで、いまだにその回答を得てゐない状況でございます。

施設庁の基本的な姿勢といたしましては、御指摘のような周辺の開発状況等もございまして、できるだけ米軍に一部でもよいから返還してほしいといふような立場で、今後とも交渉を継続する所存でございます。

○柴田(陸)委員 ちょっと施設庁に伺ひますけれども、米軍の通信基地としての機能がまだ残されてゐるのか、それから、そういう話をしている過程で、この返還の見通しは全く立たないものであるのか、そのあたりをもう一度。

○高島政府委員 現在米軍の通信施設としての機能は全く停止しております。

返還の見通しでございますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、施設庁といたしましては、できるだけ地元の要望におこたえたいといふ

う気持ちから、たとえ部分的でも返還してほしいというふうなことをたびたび申し入れておるわけですが、いまだ回答を得ておらないという現状でございます。

○柴田(陸)委員 それでは、それを受けて外務省の方にお伺いしたいのですけれども、要するに、千葉県当局を初め関係自治体が早期返還というところを強く要望しているわけで、現に機能していない基地になっている。いろいろの事情があるというふうなことがあるように思いますが、日米合同委員会において、どうなっているのか、どうするか、返してもらいたいというふうな問い合わせ、あるいは要望をするというふうな考え方があるかというのをひとつ大臣の方にお伺いします。

○鳩山國務大臣 ただいまの御指摘の基地は、地元の御要望等も承知いたしております。したがって、施設の方と連絡をとりながら、これらの要望の実現方につきまして取り運びたいと思っておりますが、米側といたしましても目下検討中のごさいますので、それを待ちまして手続を進めたいと思っております。

○柴田(陸)委員 その点は検討中というのが大分長くなってきておりますので、ひとつその結論を急がせるようにしてもらいたいと思ひます。

次に、沖縄における公用地の暫定使用に関する法律、これが五月十五日の正午から、いまもそうですけれども、軍用地として県民の土地を使用する根拠が失われているわけです。米軍が占領してから三十年以上になるわけですから、その間立ち入ることができなかった県民の所有地、いわゆる父祖の土地をいま自分の体で確かめたいというのは、これは県民として当然の要求であるわけです。暫定使用法の第二条の効力がなくなつたとき、あるいは国会の審議の中で、なくなることが明らかになった時点があるわけですから、そういうときに、米軍基地として使用されている、そして公用地法によって使用している土地、この問題をめぐって外務省としてはアメリカ側との接

触をしたか。何らかの説明をせざるを得なかったと思うのですけれども、その内容などについてお伺いしたいと思います。

○北村説明員 お答えいたします。

わが国は、安保条約、地位協定に基づきまして、日米両国政府が安保条約の目的遂行のために必要と判断した施設区域のアメリカ軍による使用を両国政府の協定によって認めておるわけでございまして、そこで国内法的に政府が使用権を失ったといたしましても、アメリカ軍は日米間の国際約束に基づきまして当該施設区域を引き続き使用する権限を有するわけでございます。したがって、関係地主等の施設区域への立ち入りに当たりましては、立ち入りの許可を含めて、施設区域に対する一般的管理権を有するアメリカ軍との間で調整を行う必要がございます。

御質問のありましたアメリカ軍に対する連絡協議その他は、防衛施設庁を通じて種々国会審議の状況を連絡して説明しております。

○柴田(陸)委員 暫定使用法によって強制使用といいますが、その適用を受けております地主、いわゆる反戦地主の人たちが、自分の土地に立ち入りたいということ、基地まで出かけた。これに対して、アメリカ側はいろいろの問題を持ち出して、事実上立ち入りができないようになったというのが現実であるわけです。これは日米の双方の国家としての約束という問題はあるわけですが、今度はその土地の所有者という問題が日本の国との間において出てくる。そういうところから見たときに、この立ち入りという地主の要求に対してアメリカ軍がとった態度、処置については、外務省としてはこれを是認しているのかどうか、そういう問題です。

○北村説明員 十六日及び十七日の関係地主等との嘉手納空軍基地への立ち入りの問題につきまして、は、那覇の防衛施設局を通じてアメリカ軍との間で調整を行いました。ところが、その立ち入りの態様について話がまとまりませんで、結果的に立ち入りが実現しなかったわけでございます。

立ち入りが実現しなかったこと、またその話がまとまらなかったことは遺憾ではございますが、しかし米軍が立ち入り自体を拒否したわけではないので、立ち入りの態様について話がまとまらなかった結果でございます。

○柴田(陸)委員 それは、権利者として立ち入るという要求であつて、それをどのように実現するかという問題については、やはり日本政府としても、外交交渉で話を国民のために進めるといふことが必要であると思うのです。米側の態度を是認する、やむを得ないということ、積極的な処置はやられていないように思いますが、アメリカの言うこと、なすこと、これはそのまま承認して、一方国民の要求、権利者の要求に対しては抑える、こういう態度があらわれていると思ふわけです。

この点は、沖縄でいま大問題になっております戦車道の問題、これを振り返つてみれば、いよいよ政府の対米態度、また国民に対する態度というのが明らかになってくると思うのですが、以下戦車道の問題についてただしていきたいと思います。

まず、四月十九日に衆議院の沖縄北方特別委員会、共産党の瀬長議員が、米軍の戦車道の建設によって水源地の汚染が起り、それが県民の生命と安全にかかわる重大な問題であるということ、を指摘いたしました。これは地位協定の三条三項にも違反するのだという問題を提起いたしました。これに対して、外務大臣が公共の安全に障害があつたといふことを認め、公共の安全に考慮を払わなければならないという答弁をされておるわけですが、今回の米軍が引き起こしたこの事件というのは、地位協定三条三項に違反したものであるかどうか、この点を最初にお伺いいたします。

○北村説明員 地位協定上、アメリカ軍が行います作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つていかなければならないということになっております。今回の道路建設によりまして、水源地の汚染とかあるいは環境破壊というものが生じておることは遺憾でございます。しかし、果たしてそれが水源地の汚染になっておるか、あるいは環境

破壊を起しておるかという事態につきまして、現在防衛施設庁においてもいろいろ調査をしておりますし、アメリカ軍もおそれがあるといふことを未然に防ぐために、これに就いて各種の措置を講じておるのが現状でございます。

○柴田(陸)委員 では、その点は後にいたしました。外務大臣はこの問題につきまして近く合同委員会でも厳重な申し入れをするといふことを約束されております。この日米合同委員会ではどういふ内容の申し入れを行ったか、それに対する米側の回答はどうであつたか、その点についてまずお伺いします。

○鳩山國務大臣 週日、私が合同委員会に申し入れをするというお答えをいたしましたのでございませう。合同委員会が四月二十一日に開かれまして、この委員会におきまして、今回の米海兵隊による戦車道建設によりまして水源地の汚染のおそれや環境破壊のおそれが生じていることを指摘いたしました。この種公共の安全に影響のある問題について、事前に日本側の関係当局と連絡することなく工事を行ったことについての遺憾の意を表明いたしますとともに、防衛施設庁より米側に申し出たる土砂の除去、一部ルートの変更等の措置を早急に完了するよう申し入れたところでございませう。これに対して、米側は、防衛施設庁よりの申し入れのあつた措置についてはすでに着手しておる、その早期完了に努力する旨約したのでございませう。また、あわせて本問題については日本政府としてさらに実態調査を行う必要がある旨指摘し、米側の協力を求めたのに対し、米側は協力を約束したところでございませう。

さらに今後の問題として、本問題のごとく公共の安全に影響のある工事の実施に当たっては、事前に日本側関係当局と十分調整するよう申し入れまして、米側もこれを了解いたしました。

○柴田(陸)委員 ちょっと申身についてお伺いしますけれども、一つは問題になりました在沖米海兵隊基地司令部の参謀長であるブレイディー大佐

の発言、戦車道の建設工事で地域住民に被害を与えているとは思っていない、実際に被害は出ていないのに県民が大騒ぎするのは、マスコミが正しく報道せずに余りにも一方的にセンセーショナルに被害が出ているかのように報道するからである、こういう発言があったわけですが、この発言が事実かどうか、そういう点は確かめられましたか。

○北村説明員 御指摘の発言自体につきましては余り詳細を存じ上げませんが、しかしそういう趣旨の発言がもしなされたとするならば、そういうことを決して日米間のスミーズなこういう基地の運営に役立つものではございませんので、合同委員会等におきましても、米側に発言に慎重であるよう申し入れております。

○柴田(陸)委員 これはもう事実関係とは全く違うわけですから、訂正を申し入れなければならぬというように考えます。

それから先ほど答弁なさっていた中で、今度は現実に被害に対する具体的な措置がどのように講じられてきたか、その具体的措置をやっているその現状について報告してもらいたいと思うのです。特に水源地の汚染に対する応急措置及び恒久的な措置という問題、それから県の山林試験場の試験林が一万本をなぎ倒された。これは農林行政に多大な被害を与えたことについて、アメリカ側は原状回復などの補償措置について実行する、そういう点についての約束がなされているのかどうか、そういう点お伺いします。

○高島政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のキャンプ・ハンセンにおける戦車道の建設に伴う被害につきましては、梅雨の季節を控えておりますので、当庁といたしましてこれをきわめて重視いたしまして、まず米軍に対して適切な措置の申し入れを行ったところでございます。米側もこれに応じまして直ちに土砂の除却等の被害防止工事に着手し、現在鋭意実施中でございます。しかしながら、当庁といたしましては米側の措置とは別に急速な過激措置等を設置する必要

を認めまして、その工事を早急に実施すべく地元の地方公共団体とも十分協議を重ねまして、一部現在実施に移しているところでございます。

これを具体的に申し上げますと、まず松田、湯原両地区の浄化施設の設置については今週中に、恐らくきのう完了しておるはずであります。今週中に工事終了ということで実施しております。また宜野座地区につきましては、今月下旬に工事の設置が終了する予定でございます。それから許田地区につきましては、浄化施設の設置よりも、戦車道の影響を受けない水源から取水をし、送水管を敷設して給水する措置をとる方が適切であるというふうなことで、現在検討を重ねております。この方法によれば比較的短時間で当該工事が完了できる見込みでございます。それから松田第二水源周辺の下流部に土砂どめ工を二基設置することにしております。それから松田第二水源個所に土砂流出防止工を実施する等の障害防止措置を現在講じてございます。ただいま先生御指摘の明治山県林業試験地内に土砂流出のおそれがございますので、これまた砂防対策のための砂防調査を現在実施するよう関係方面と計画中でございます。また今後、土砂流出等の状況をよく見まして、いままでも申し上げた工事で足りないというふうなことでありますれば、さらに砂防堰堤等の所要の措置を講ずるよう検討中でございます。

なお、米軍に対しても厳しく工事の手直しを申し入れたわけでございますが、申し入れた事項に対しては米軍もきわめて真剣にこれを実施したものであるというふうに認められます。

○柴田(陸)委員 引き続き施設庁の方に聞きますけれども、この米軍の戦車道の計画は、最初全延長が二十三・四キロメートルだというように言われておりました。その内訳は、既設道路部分が十四・六キロ、拡張部分が三・三キロ、新設部分が五・五キロと計画されていたというように聞いています。けれども、実際はどうなっていたのかという問題です。いま言いました数字と比べてみますと、現在の工事は相当隔たりがあるように思

うのですが、実際の計画、これをお伺いします。

○高島政府委員 お答えいたします。

施設庁の調査によりますと、道路の総延長は二十七・四キロメートルでございます。新設区間は七・九キロメートル、在来区間が十九・五キロメートルというふうに調査の結果判明いたしております。

○柴田(陸)委員 その計画について、これから先、いままでの答弁などによりますとルートが未定だ、あるいは延長も不明である、そういう答弁を聞いていますけれども、今後延長だとか新設をする、そういう可能性があるように思われるのでございますが、その点はどうか。

○高島政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、まだ未完成の部分があるというところは承知いたしております。しかしながら、今回の工事で大要県民にも御迷惑をかけたというふうな実態でございますので、施設庁といたしましては、仮に今後このルートを完成するという意味合いにおいてさらに工事を再開するといふような場合には、十分その計画を事前に承知をし、かりそめにもいま起きているような被害が起これることがないように、十分注意した上で実施させたいというふうに考えております。

先生に御理解いただきたいと思いますが、この戦車道は、国道三百二十九号線を通じてキャンプ・ハンセンとシユワブのいわゆる施設間の車両等の移動は、国道を通るよりも場内を通る方が県民に御迷惑をかけないという計画のもとに米軍が実施したということでございますので、この道路を全く未完成のまま終わらせることはできないというふうなわれわれは考えておる次第でございますので、その点御理解を得たいと存する次第でございます。

○柴田(陸)委員 あたかも戦車の通過道路というふうな説明もありましたけれども、これは後でちょっと触れることにいたします。

施設庁の方は、被害が発生してからこの実情調査を実施しているわけですが、この被害状

況の報告書、それとこの戦車道の建設状況を示すもの、まあ地図の添付が必要になると思えますが、この被害状況の報告書、それから戦車道の建設状況、これを出してもらいたいと思うのですけれども、これはできますか。

○高島政府委員 後日調製の上、提出させていただきます。

○柴田(陸)委員 この戦車道工事の全体計画、それから計画の内容、この実施の状況、こうしたものについては米側から施設庁あるいは外務省に通知を受けているのですか。

○北村説明員 今回の道路建設工事につきましては、米側からは事前の連絡はございませんでした。

○高島政府委員 防衛施設庁といたしましても、事前に何らの通知は受けておらなかったところでございます。

○柴田(陸)委員 共産党としては、沖縄に参りまして調査をいたしました。それによりまして、先ほどはあたかもこの戦車道というのが通り道だという説明もありましたけれども、そういうものではなくて、山岳戦、戦車戦、上陸戦の戦術演習ができるようにつくられていてということを見てまいりました。たとえば、四十度の勾配が数百メートルに及ぶ急坂があると思うと、今度は平坦な直線路が一、二キロ続く、その次には急カーブ、急傾斜が連続してある。この戦車道は効率的な戦術演習のために綿密かつ入念な計算と設計に基づいてつくられたものであって、単なる戦車道ではなくて、大規模な山岳機動戦車戦用の訓練道路、このように見ております。

この点についてまず防衛施設庁に聞きますが、この戦車道はそれでもやはり通り道だと言われるのか。外務大臣はどういう認識を持っておられるのか、両方にお伺いします。

○高島政府委員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、現地米軍側から説明を聴取したところによりまして、キャンプ・ハンセンとキャンプ・シユワブの施設間を結ぶ戦車等の連絡道路であると

いうふうには私どもは受けとめております。今後の米軍の演習内容等によつてつまびらかになるとは思いますが、私どもが現在理解しておるところでは、仮に先生御指摘のような戦車訓練のための道である、戦車が移動するということになりまうと縦横に駆使するわけでございますので、周辺がほとんど裸地化するわけです。そのようなことはない。これはあくまで戦車等の移動のための道路であるというふうには私どもは現在受けとめておるところでございます。

○鳩山國務大臣 私どもも、この現場をよく知らないものでございますから、施設庁の御判断と同じ判断をいたしております。

○柴田(陸)委員 いろいろお答えですけれども、実はこの戦車道は、在沖米海兵隊がベトナム侵略戦争で全面的に敗退して、それまでは対ゲリラ戦やジャングルあるいは沼地帯の戦闘を重点にする演習から、今度は山岳地帯や極寒地帯での機甲化部隊との対戦を想定した陸海空一体の対戦車戦、砲撃戦を重点にした演習に適合するようにつくられたものであると見なければ説明のつかない戦車道であるわけです。

三月十四日付の琉球新報ですけれども、米海兵隊の専門誌ガゼットの一月号に、太平洋艦隊付の米海兵隊司令官マクローフィン中将の記者会見の内容が報道されております。特に沖繩駐留の海兵隊第三水陸兩用部隊の役割りを初め演習について触れているわけです。インタビューの「極寒地帯においては韓国に潜在的脅威が大きい、寒冷気候地域の海兵隊の戦闘の用意はしているのか」という問いに、マクローフィン中将が答えて「長官も寒冷気候の環境下の訓練をやる必要を強調している。極寒状況での訓練についてやるべきことがたくさん残っている。」また「第三水陸兩用部隊は冬には韓国、富士で寒気候の訓練と呼ばれるのをやっている。極寒、ジャングル、山岳地帯での戦争に必要な特殊訓練もすでにやった。」こう語っていることによつても裏づけられると思うのです。戦車道が朝鮮半島の地形にある山岳戦などを

想定してつくられていることが明らかであると思ふわけです。

こういう点について、外務大臣、どう認識されておられるのか伺います。

○北村説明員 一般的に申し上げまして、軍隊がいろいろ訓練を行いますことは、これはやはり軍隊の性格上当然でございまして、それは日米安保条約上許容されているところでございまして。

○柴田(陸)委員 もう少し状況を申し上げますと、この在沖海兵隊の水陸兩用部隊の水陸兩用戦車、これも最近M113A1型からLVTP7型の最新型に切りかえられ、また在沖海兵隊は五十一年夏にM60A1型戦車を導入し、従来のM48A2型戦車と交代させているわけです。主力戦車の戦力が著しく強化されているということに特徴があります。しかも、M60A1型戦車は核、非核兩用戦車と言われているものであるわけです。こういう事実を外務大臣は御存じかどうか、どうお考えかを伺います。

○北村説明員 ただいま柴田委員のおっしゃいました具体的な事実は、私どもまだ承知しておりません。

○柴田(陸)委員 現在、M48戦車が十七両、M60A1戦車が二十五両、LVTP7型水陸兩用戦車が百七両から成る無軌道戦車大隊が再編、強化されて、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンに展開している、こう言われております。一部には、キャンプ・ハンセンには戦車が常時二百台から三百台待機している、こう言われております。これらの事実を総合してみますと、戦車道の新設、改修というのは、こうした在沖米海兵隊の再編、強化という道筋の重要な一環であつて、いま言われましたように、アメリカ側が言っております単なる通過道というのではないということも明らかだと思ひます。そう見なければならぬわけですから、この戦車道、いわゆる機動戦車戦用の訓練道路は、在韓米軍地上軍の撤退とも関連して、朝鮮半島を焦点とする前進拠点基地としての比重と役割りを飛躍的に高める一連の動きの代表的な

ものであるというように考えます。沖繩基地は、県民の要求を全く無視して集中強化されてきているのがいまの実態であるわけです。そういう考え方について、外務大臣の見解をお伺いします。

○北村説明員 安保条約に基づきまして米軍は日本の安全並びに極東の平和と安全の維持のために必要と判断される範囲において日本の施設区域を使用することが認められておるわけでございまして。したがって、韓国の平和と安全ということもは極東の平和と安全の問題につながるものでございまして、その範囲内において米軍が行動していることは合法的であると思ひます。

○柴田(陸)委員 結論ですけれども、この沖繩における基地の新しい事態に就いての再編、強化ということが現実的にいろいろな状態から見られるわけでありまうけれども、それが日本の安全にとつて必要である、そういう認識を持ってそれに協力するという考え方であるのかどうか、そういう問題であります。その点を最後にお伺いします。

○鳩山國務大臣 沖繩に特に米軍の現実に相当な勢力がある、特に日本全体の中で沖繩に占める比重が高いということ、これらは現地の沖繩住民の感情からいまして問題をあらわしておること、事実でございまして、そしていろいろな御心配が出てまいりまして、韓国からの地上軍の撤退計画のようないろいろな御心配があることも伺っております。いろいろな御心配があることも伺っております。私が、私どもといたしまして、この在韓米軍の、特に地上軍の撤退と沖繩の配備との関係は、これは全く関係がないだろうということを申し上げておりました。先般モンデール副大統領が見えましたときも、地上軍の撤退が日本に一部分移されるといふようなことは全く考えてないというようにも言明されております。恐らく、私どもといたしましては全くこの両者は関係なく取り進められ得るであらうというふうには信じておるところでございますけれども、いろいろな御心配があることでございまして、その点は私ども今後とも注意深く見守つてまいりたいと思つております。

ただいま、現地に新型と申しますか、あるいは戦車等のいろいろな更新等が行われているというふうな御指摘もあつたわけでございまして、兵器関係は逐次これは補充、交代というふうなこともありますが、ことごとくございまして、一々現在その状況まで確かめておりませんけれども、大きな考え方をいたしましては、そのような御心配になるようなことは全くないものというふうには私どもは考えております。

○柴田(陸)委員 見解は違ひますけれども、終わります。

○正示委員長 続いて、中川秀直君。

○中川(秀)委員 せっかく外務大臣御出席でございまして、報じられているところのモスクワ交渉のことにつきまして御見解を伺いたいと思ひます。

伝えられるところによりますと、暫定協定の大筋の合意ができた、いわく第一条、ソ連の主張する二百海里の線引きを認める、第二条、日本の二百海里水域法の趣旨、つまりわが国の基線から十二海里以遠二百海里までの対象水域線引き、当然にこれは北方四島沖も含むわけでございまして、これを盛り込む、漁獲制限等については調印時の交換公文で決める、対象水域の線引き、線引きの相打ちのような形でございまして、これは魚に限る等々の大筋の合意ができたというふうには伝えられておるのでありますが、これで当初来政府の方針としてきましたわが国の立場は守れたことになるのかどうか、ちよつとその点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 今回の日ソ間の漁業交渉、この背景は、御承知のように二百海里の漁業専管水域をソ連が国内法として施行したことからは始まつたわけでございまして。この点につきましては、私どもは、遠洋漁業であるという観点から大変な関心を持っておりわけでありまして、日本の立場をいたしましてはやはり一番心配な点は、北方四島の地位という問題でございまして。この点につきまし

て、今回の漁業交渉がこの二百海里問題を契機としたしまして非常に拡大されてきたという事は事実でございます。北方四島問題が、ただ四島に從來はそれに領海がついていただけの話が、今度は二百海里の漁業水域がくっついた問題になるというところにおきまして問題が大変大きくなったわけでございます。そういう背景のもとに今回の漁業交渉が行われるというのでございますので、この北方四島との関係が私どもは最大の関心事であった。この点につきましては、領土問題についていかなる影響も及ぼさないというのをわれわれといたしましては最後まで貫きたい、こう考えて努力をいたしたわけでございまして、その点につきましては、福田総理からコスイギン首相並びにブレジネフ書記長あてに、今回の問題は漁業問題としてひとつ決着をつけるべきである、すでに二月の終わりに交渉が始まったわけでありまして、今日までまだこのような状態であるというところは、これは日ソの国交上大変重大な問題になってきたので、今回はぜひとも領土問題と離れて漁業問題として解決をしようということで急速に両者の話が詰まってきた、こういう状況でございます。

したがって、わが国といたしまして最大限に心配をしております領土問題、これが一歩先方に食い込まれるのではないかと、こういった心配はもう絶対に避けねばならないという意味で、私は所期の線を守り通して、そしてしかも伝統的な北方漁業を守る、こういう観点から、今回の漁業交渉のこれは円満妥結ということが言えるのではないかと、こういうふうに思っております。

○中川(秀)委員 時間がありませんので端的にお伺いをいたしますが、領土について、わが国の從來からとっておりますところのまだ未解決の問題であるという立場、これは田中訪ソのときの両国のコミニケにもある表現でございますが、そうした立場は守れたという受け取り方のように私は理解をいたしましたけれども、しかし、考え方でございますけれども、当然にそういうことになれ

ば、これだけ今度の漁業交渉においてもクロージアップされた北方領土の問題、政府においても本格的な日ソ平和条約への取り組みというものが、逆に言うところと迫られた事態だとも理解をするわけですが、その辺をこれからどのようにお考えになり、どのようにお取り組みになるのか。

それから第二点は、ソ連の閣僚会議あるいは最高会議に、いようなところの線引きを第一条件に持ってきたことによつて、従来の北方四島の帰属はわが国に属するんだという日本の主張も、国際法の上かどうかは別として、国際的な立場は弱くなつたと見る方々もいらっしゃる。その点について、どうか。

それから第三点は、漁獲割り当ての問題になるわけですが、これも、この点についてわが国の主張は貫けているのかどうか。

この辺をお伺いをして、この問題は、次の問題に移らしていただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 まず平和条約への取り組み方でございます。これはもう御説のとおり、二百海里時代になりました、したがって、領土問題がただ領土ではなくして、漁業水域あるいは将来経済水域を含む大変大きな問題になってきたということ、この平和条約への取り組みを急がなければならぬ、これはもう御説のとおりでございます。そのために、これはただ交渉すればそれで片がつくという筋のものではなくして、やはり平和条約というものは両国の国交が友好関係が増進される過程におきまして初めて解決を見れる問題である、私はこのように思っておりますところでございます。したがって、漁業問題は日ソの間の友好関係を増していく一つの過程である。ここで、漁業問題で両国の国交が壊れるというようなことになりまして、これはまた逆の意味におきまして日ソ間の平和条約交渉、これも大変むずかしいことになるわけでございます。そういう意味で、従来は日ソ間といひますと漁業関係が一番大事な関係であった。漁業関係におきまして円満な友好関係を続けるということが必要なことである、私はそ

ういうふうに思ひます。そして、この漁業関係が円満な妥結を見ました曉におきまして、平和条約交渉ということにつきましても真摯な努力を傾けていかなければならない。しかし、その問題についてはなお長期に、ある程度時間がかかるだろう。その時間がかかるという意味には、やはり日ソ間の友好関係というものが増進をされなければならぬというふうに、私はそのように考えておるところでございます。

二番目につきまして、漁獲量のことでございますが、漁獲量につきましては、これは全く、まだこれからの交渉でございすけれども、国際的に言ひまして、従来の伝統的な漁業につきましてもこれに急激な変化と申しますか、それが関係国の経済的な意味で非常な困難を来すようなことがあつてはならぬというのが今度の海洋法の関係につきましても考えられているところでありまして、伝統的な漁業という実績等を確保しなければならぬ、このように考えております。

三番目の点につきまして、この点につきましては、領土問題につきましては、この漁業問題が何らの影響をもたらしさないと、そのようなことをこの協定上はつきりさせたいというのが、現在最後に残された問題でございまして、その文面につきましては、それが確保されるように現在詰めているところでございます。

○中川(秀)委員 まあ微妙な段階で、いよいよ最後の段階で余り明確な御答弁もいただけない。九俣の功を一簣に欠くという言葉もございまして、了解しました。

次の問題に移ります。現在参議院で審議中の沖繩の基地法案の問題について若干申し上げます。

われわれ新自由クラブは、今度の沖繩地籍明確法の、つまり修正案の方の共同提案になつたわけでございますけれども、この法律の成立を見ていない現在、五月十四日で公用地暫定使用法による使用権原が切れているということ、日米安保条約あるいは地位協定による米軍基地の提供義務、この関係はどのようなことになるのかという点で

でございます。公用地法第四条の返還条項に従ひまして、期限切れした以上返還をするが、当面管理責任が国にあるので、現在使つていても不法占拠にならないというのが政府の御見解のようですが、これも、これは考えておられる対象はやはり自衛隊基地ではないかと思ひます。個々の基地についてその提供を米側と取り決めている米軍基地の場合は、国内法と別に条約義務があるわけであり、その先ほどの政府見解をそのままではあることは、私は、なかなかむずかしいのではないかと、困難があるのではないかと気がするのでありますが、外務省の見解をお尋ねすると同時に、もし私の意見が正しいとするならば、さきの政府見解を多少追加をする必要が出てくるのではないかと気がいたします。いかがでしょう。

○北村説明員 お答えいたします。五月十五日以降は、国内法的には確かに政府は契約に應じない地主の土地を使用する権原を失つたわけでございす。しかしながら、わが国は安保条約、地位協定に基づきまして、日米両政府が安保条約の目的を遂行するために必要であると判断した施設区域というものを米軍が使用することを認めております。したがって、五月十五日以降政府が未契約地を使用する国内法上の権原を失つたといひましても、米軍は、日米間の国際約束によりまして、このような未契約地域を含めて施設区域を引き続いて使用する権利を有しておると考えます。

他方、日本政府といたしましては、米國との関係においてこのような施設区域を米國に提供する義務があると考えております。したがって、日本政府といたしましては、この地籍明確の法案が早く成立することを期待しております。

○中川(秀)委員 最後に、いま私のお尋ねしましたように、さきに参議院の内閣委員会が出た政府の見解、つまり、もう切れてしまつたのだから返還義務がある、しかし、返還するまでの管理責任がある、新立法ができればその時点でまた使用権原が復活するのだという見解、だから、その前の

管理責任がある期間には不法占拠にはならないというこの見解は、米軍基地に關して言うこととなるのです。その見解だけでいいということになるのでしょうか。返還義務があると言つてしまつていいのでしょうか。私がお尋ねしたのは、安保条約、地位協定によつて基地の提供義務があるのだから、その点は自衛隊基地と分けた言い方をしなければならぬのではないかと、お尋ねしたのである。その点についてのお答えをちょうだいしたい。

○鳩山国務大臣 お答え申し上げます。

この第二条と第四条の關係からいまして、この法律の上からいいますと同じように書いてあるわけでございます。これは、政府の立場といたしまして同じ立場にあるということ、ただ、アメリカ軍としての立場であります。アメリカ軍は日本政府を相手にしておるわけでございますから、そういう意味で、日本政府としては同じ立場にあるけれども、アメリカ軍は日本政府から権限を持つて使用しているのだということが、アメリカ軍としては言えるということであろうと思つたのでございます。ただ、日本政府といたしまして、これはやはり同じような立場に立つてはならない。この第二条の第一項の「イ」が自衛隊の部隊に供する土地または工作物で、「ロ」にアメリカ軍の地位協定に従つた土地、工作物というふうに並列的に書いてございます。そういうことで、この第二条と四条、法律的な關係は同じだけれども、ただアメリカ軍の立場はまた別個だ、こういうふうな解釈をしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、日本政府の立場からいいますと、アメリカとの外交上の問題といたしまして、日本政府自身が使用の権限を一時とはいへ失うということは、大変残念なことでございまして、これらの状態は一日も早く解消することを心から望んでおるわけでございます。

○中川(秀)委員 さきの政府見解のとおり、仮に米軍基地であれ同じであるというふうな御答弁に

解釈をいたします。

次に進みます。

外務大臣、さきのロンドン・サミットにお出になられたわけですが、その点についてちょっと伺いたしたいと思いますけれども、あの主要国首脳会議で日本の政治的な役割りということが大変議論になったと聞くわけですが、この役割りというものは、具体的にどういうことなのか、また、これをどのように果たしていけるのか、やや抽象的な議論になるかもしれませんが、その認識をちょっと伺いをしておきたいと思つた。

○鳩山国務大臣 今回の首脳会議は、もっぱら経済關係の問題でございまして、経済關係の点から申し上げまして、日本の経済のウェイトが逐次高まつておるということが一つございまして、それと

もう一つは、日本の立場というものが、いわゆる黒字国、赤字国と分けられた場合に、黒字国の筆頭であるという意味におきまして、日本の主張というものにつきまして各国が大変強い関心を持つておる。そういう意味におきまして、今回のサミット会議におきます日本の立場というものは各国の大変大きな関心の的であつたということが申せると思ひます。

○中川(秀)委員 私がお尋ねしたのは、政治的な役割りということについてのイメージをちょっと外務大臣にお伺いをしたかったのでした。

やや問題を解きほぐしますと、たとえば、これからのわが国外交を考えていく場合に、一九八〇年というのは大変な年だといふ御議論があります。私も全くそのとおりだと思ひます。特に安全保障条約も二十周年を迎えるわけですが、在韓米地上軍の撤退というのがどうやら一九八〇年を一つの目標にしておるような議論がございまして、五月二十四日にブラウン統幕議長とハビブ次官が訪韓をして、いよいよ初協議を韓国側とやると思ひております。帰途か往途かわかりませんが、日本にも寄るようございまして、いまの日本政府の受け取り方からすると、この地上軍の撤退は大体いつから始まるのか、また、それに対する

対応はどうされるのか、あるいは政府がよくおっしゃるように、わが国としては朝鮮半島の安定という希望を米側あるいは韓国側に伝えていふんだ、ではその安定のために日本としては何をやるのか、この点についてひとつお伺いしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 ブラウン統幕議長とハビブ次官が韓国の帰途東京に立ち寄られます。私どももお目にかかる予定にいたしております。

撤退計画につきましては、何ら具体的な案というものはまだ一つも私ども承知いたしておりません。これがいつから、何年くらいかかつてという具体的な案に基つた議論ということは一切ないわけでございます。したがって、今度訪韓され、日本に立ち寄られるときに何らかの案が提示されるかどうかということが恐らく最大のポイントであろうと思ひますけれども、その案が提示されるかどうかということにつきましても、私もまだ何ら情報に接しておらないのでございす。したがって、今後どのように進展いたしますか、これはいま申し上げる材料をまだ何ら持つておらないところでございす。

○中川(秀)委員 いずれにしてもカーター大統領の、あれは記者会見が声明が忘れましたが、早急に韓国側と協議に入る、しかも撤退は実行するんだ、この意思だけははっきりしておる。いづれアジア大陸に米地上軍がいなくなるという事態が来ることは確かだろうと私は思ふ。そういう予見し得る確かな事象という中で、さつき後段でお伺いをいたしましたわが国の対応策、もちろんわが国はその場合に海外派兵をするなどということは憲法上禁止されておるわけでございますから、その役割りということになれば、当然政治的な役割りであるいは対応策になつてくるだろうと思ふのです。その辺の御見解をひとつお伺いしたいと思ふのです。予見し得る確かなことについての見解で構ひません。

○鳩山国務大臣 わが国が米地上軍の撤退に伴な

つていかなる対応をするかということではなくして、わが国のこれからの外交というものは一体どう考へていつたらいいのかということであらうと思ひます。それは、地上軍の撤退に伴ひまして、韓国の南と北との關係におきまして非常に大きな変化が起こる、したがって、それに何とか対応しなければならぬ、こういう關係にはならないはずであるというふうな私どもは考へております。ニクソン・ドクトリン以来、アジア大陸からの米地上軍の撤退というふうなものが逐次行われておる。そういうことからいまして、いつの日にかいまおつちやつたような大陸からの地上軍の撤退ということは行われるかもしれません。しかし、今回の韓国からの地上軍の撤退は、その軍事情勢自体からいまして、南北間の均衡というものを考えた上での措置である、このように考へられておるところでございまして、そのために、わが国の政治面におきますいろいろな点につきましてこれから対応策を考へるということではないのだ、現在の情勢下で日本としてはいかなる外交方針を貫いていくべきかということであろうと思ひます。そして、朝鮮半島自体の問題につきましては、たびたび申し上げておりますけれども、わが国は全世界に向かつて平和外交を推し進めるといふ考え方をとつておることでございまして、現在まだ国交のない北朝鮮との間におきましても、逐次民間ベースの交流を積み重ねるといふことによりまして、朝鮮半島の平和の維持に貢献をするといった考へ方であるわけでございす。

○中川(秀)委員 先へ進みます。

やや細かいお尋ねになりますけれども、今回の日ソ漁業交渉等いろいろな投書あるいは電話、いわゆる国民の声というものが外務省に寄せられておるのではないかと思ひます。その点、寄せられておるかどうかということも含めてお尋ねをするわけですが、そういったものをいま外務省ではどのように御処理いただいているか、施策への反映あるいはそれに対する返事。私は、やはり外交というものは国民世論がバックにあって初めて質

の無い、またパワーフルな外交になると思うわけですが、その点の現状並びに反映のさせ方といった点について若干お伺いをしたいと思います。

○柳谷政府委員 お答えいたします。

外務省に対しての直接文書、手紙等による意見とか質問の提起、あとは電話等による質問あるいは激動的あるいは批判というようなものは、季節によりまして、非常に頻繁に行われておりまして、いま御指摘のような日ソ交渉ということになりますと、日ソ関係を中心にしてそれが非常に多いという状況でございますが、この処理の仕方といえますのは、通常こういうものが提起されますと、主管部局にそれが取り次げられる。電話が一番いい例でございますが、手紙についてもそこへ送達することと、その主管の課長ないしそれに代わる者が必要に応じてお会いするなり、電話に出るなりあるいは手紙を拜見するなりして、国民の声というものを伺う。また、御質問が多いわけですが、御質問に対してはできるだけ親切にお答えするというところでございます。また、その中に一部局だけにかかわらない問題もかなりありますので、そういう場合は必要な向きにこれを転送するという形で、これを政策立案とか調査等に際しての参考にするというやり方をしております。

私の担当しております情報文化局について申し上げますと、一般的な国際情勢とか外交政策の考え方というような場合には、これを私の方で引き取りまして、作成しております資料等を差し上げるといような方法でこれを補うという形で、御指摘のとおり、なるべく国民から寄せられる国民の生の声をよく理解して、消化していくという努力をしております。

○中川(秀)委員 かつて首相官邸において、国民の皆さん、御意見があったらと、これこれの郵便番号のこれこれのところに御寄せくださいという呼びかけをしたことがございました。いま外務省の省内においてはどのように、なるべくそれを関係当局へお返しになったり、あるいは細か

いお返事を出したり御努力をなさっているということでございますけれども、案外一般には、どこへどうやって出しているのか、意見を言っているのか、何となく外務省というのには縁の遠いところ、敷居の高いところで、出しにくいという方も、案外いらっしゃるかもしれない。一つ提案ですが、そういうようなことについても、どうぞここへ出していただきたいというぐらゐの御努力も私はしていただきたい、このように思います。ひとつこれはお願いをしておきます。

○柳谷政府委員 いまの御指摘の点のうちで、私どもの出しておりますいろいろな広報資料の最後のところには、この資料に関し、あるいはその他の外交問題に關しての御意見がある向きは次のところへお寄せくださいということと、情報文化局内広報課というところの番地、電話を必ず書いていただくということがあります。ただ、直接電話がかかってくる意見につきましては、これは交換手がよく心得る、あるいは文書課において心得るということとで、現在は同すということをしていて、それが実情でございますけれども、いまの御意見もさらに今後研究の課題にしたいと思っております。

○中川(秀)委員 同じように、開かれた国民外交あるいは外務省という見地、外交という見地からいいますと、民間の有能な人材というものをわが国外交に役立てるといことは前から指摘をされている問題でございますけれども、この登用計画並びに実施状況、それから緒方国連公使以来、どちらかというところ、大物クラスといえますか、そういう方の登用はないようでありまして、これからどのようなお取り組みをなさるのか。海外にある在外公館のうちでも文化会館館長とか、あつた方々にはむしろ民間の人材の方が適材である方がいらつしやると私は思うのです。そういうことについて積極的な御登用を図るべきだと思うのです。

一度資料を見たことがございますが、たしか公使クラスはお二人ぐらいで、あとは参事官から一

等書記官、二等書記官、理事官とこういらつしやるようですけれども、御出身を見てみると、金融機関あるいは言論機関等にやられていて、金融とかはの分野にも登用すべき人材がいらつしやるのではないかと。特に文化関係等でございますけれども、そういうような気もいたします。ちよつとその辺、御意見を伺いたいと思っております。

○松永信政府委員 最近非常に多様化しております国際関係の処理に対応するという観点から、民間出身の方を中途採用の形で外務省に登用と申しますか、入っていただけて、第一線で活躍していただくということをかため努力してやっております。現に、昭和五十年年度以来現在まで約七十名の方をこのように採用して、本省にも一部でございますけれども、ほとんどの方は全部在外公館で第一線で活躍をしていただいております。そういう方は、民間企業ないし団体あるいは公社、国、あるいは非常な専門的な特殊語学であるとか電信関係の専門家という方々等、非常に幅広く実は採用いたしております。この傾向はこの数年間、特に昭和五十年年度以降、実は外務省自身の体質改善という観点も加えまして、非常にやっております。その効果はいかんといふことは、これは実はもう少し状況を察知しないとわからないと思っております。しかし、現に第一線で活躍していただいている方々は、若干例外はあるかと思ひますけれども、非常によく働いていただいているというのが実態であろうと思ひます。必ずしも報道界等に限定されるということではございません。

それから大、公使の起用ということに御質問がございましたけれども、いわゆる在外に派遣されます外交使節団の団長として大使を任用するといふ際には、政治、経済、文化その他各般の分野において十分に国を代表されるということが必要でございますし、外交上の知識、経験も豊富でなければならぬという観点から、その選考にはおのずからいろいろ制約があると思ひます。しかし

ながら、民間の方で非常に適任の方がある場合には、これをやはり起用するということが非常に意味のあることだと思ひますし、また、いま御質問の中で指摘がありましたように、文化センターのような一部のセクションについて考える場合には、なおさらそういう適任あるいは適材の方が民間にある場合は考慮すべきであるというのがけきの御質問にも出ましたが、そういう点は今後十分考えていきたいというふうに思っております。

○中川(秀)委員 大臣、この点について御感想があればおっしゃっていただけて、なければ、もう参議院がございましてそれから、どうぞ御退席ください。私はあと一問……。

○鳩山國務大臣 ただいまの民間からの有能なる人材、特に大使クラスにつきまして考えよというお話でございます。これにつきまして、いまお答えしたとおりでございますが、また、特に女性の大使を……女性の公使までできたのであります。話もあるわけで、これらにつきまして、こういうことができれば大変いいと思ひます。このうち、まずけれども、個別の話といたしまして、なかなか実現がむずかしいというので、今後とも大きな関心を持っていきたいと思っております。

○中川(秀)委員 大臣、どうぞ……。

最後に、いまだ一問お伺いをしますが、同じような問題ですけれども、逆に、たとえば外務省のキャリアの外交官の場合も、海外経験が豊富で、あるいは海外にばかり強くても本場の外交になるのかどうかという点について私は疑問に思ふ。わが国の各分野の実態を身をもって体験をして、それから在外公館勤務にいた方が非常に効果的な外交、あるいは何か得て帰ってくるのときのみやげも大きいというふうな気もするのです。したがって私は、若い職員の方に、国内のいづれかの官庁に一度出向して在外勤務につかるといふ体制をとるべきじゃないかと思ひますが、そのように出向されているような制度があるのかどうか。あるいは、これからもうと拡充をすべきでないかとい

う私の考え方についての御見解を最後にお伺いして、私は終わらせていただきます。

○松永(信)政府委員 御指摘になりましたように、私も外務省の者は、国内の事情、情勢を十分知らなければ外交に従事してもその効果は上がらないと思います。そういう観点からいろいろな施策は講じておりますけれども、各省との人事交流もその一つでございます。現に法務省、大蔵省、通産省、文部省その他非常に数多くの省と人事交流をやりまして、若い課長クラス、場合によっては局長クラスの者も出して、数年間その省で勤務をして勉強してもらっております。そのほかに、たとえば毎年数回、国内研修旅行をいたしまして、各地方を回ります。勉強をするというように機会もつくっております。今後ともこういう方向をさらに拡大していくように努力していきたいと思っております。

○中川(秀)委員 終わります。

○正司委員 午後四時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十二分休憩

午後四時十八分開議

○正司委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 外務大臣、大変お忙しいようですが、限られた時間で少しばかりお尋ねをさせていただきます。

すでに同僚、先輩議員の方からいろいろお尋ねがあった点もあるかと思うのですが、わが国を取り巻く外交案件というのは非常に山積をしております状況だと思っております。長引いておった日ソ漁業交渉もようやく合意の方向に向かいつつあるようですが、その点を含めて日中平和友好条約の問題など、大要国民として早期に解決をしてもらいたい外交案件というのが山積をしておりますが、どうも日ソ漁業交渉を見ましても、あるいは日中平和

和友好条約の締結をめぐる外務省の姿勢にしましても、必ずしも当を得ていない、国民の期待に十分沿っていないんじゃないかという感を強くしております。もちろん、その背景なり相手のあることですから、いろいろ困難があるということもわかるのですが、もう少し腰を据えて継続的といいますか、ふだんから対ソ、対中政策というものをいろいろな立場で進めておいていただかないと、なかなか重要な段階において両国の友好親善を深め、懸案解決ということにながらないんじゃないかという感を強くいたします。

そこで、日ソ漁業交渉の件についてはすでにお尋ねがあったようですが、端的にお尋ねします。日中平和友好条約について、せんだってわが党の第七次訪中団が行かれて、いろいろ中国首脳とも会談をしてこられたことがすでに明らかになっているんですが、これの早期友好条約の締結というのはもう国民的課題であると同時に、多くの方々が要求し、願っているところですが、この件についてどのような見通しをしておられるのか。一説によりますと、国会終了後政府高官が中国を訪問するとか、あるいは参議院選挙前にも平和友好条約の締結にこぎつけるんじゃないのかという福田総理以下内閣の姿勢もあるやに聞いておりますが、この点について外務大臣の率直な御見解を賜っておきたいと思っております。

○鳩山国務大臣 日中平和友好条約の問題につきまして、これは参議院選挙の前か後かというような点も含めましてまだ一切決めておられないというのが率直なところでございます。これから諸般の政治日程等も絡み合わせながら決めるべき問題である、このように存じております。

○上原委員 きょうのところ深く議論するわけにはまいりませんが、依然としてきわめて消極的な姿勢のような感を受けるわけですが、もし友好条約を締結するに障害になっている面があるとするとどういふ点だと政府は判断をしておられるのですか。

○鳩山国務大臣 この平和条約の締結問題につき

ましては、国民の各層の御協力によりまして大変情勢はいい方向に向かっているという事は、私も率直にそのように考えておるところでございます。

これを阻害している要因は何か、こういうお尋ねでございますけれども、私も、どの特定の要因が阻害要因であるというようなことは特に考えておらないところでございます。

○上原委員 これまでこの件をめぐる議論されてまいりましたのは、指摘するまでもなく、四十七年九月の日中共同声明の第七項、いわゆる覇権主義の取り扱いをめぐっている論議があったことも理解していただけないわけではございません。しかし、この反覇権主義条項ということ、いわゆる覇権主義反対ということとを条約本文に明記をするという点については、もはや中国側にしても、あるいは国内的にも、福田首相の政治決断いかんかだというのが大方の見方だと思っております。私も、これは、このことについては何ら阻害要因にはならない、むしろそのことを明確にしなげら、早期に締結をすべきだという判断をするし、また、そのことが中国側の立場でもあると思うのですが、この点についてはどういふ御見解ですか。

○鳩山国務大臣 福田総理も日中共同声明を守つてまいりますということにたびたび申されておりますし、その趣旨は中国側にもよく伝わっております。また、中国側の評価するところにもなっております。このように伺っておりますので、ただいま御指摘の点も含めまして、その点につきましてそれが大きな障害要因であるというふうには私も考えておりません。

○上原委員 いろいろな政治日程といいますが、外交日程もあろうかと思うのですが、いま申し上げたようなことを含めてできるだけ早期に日中平和友好条約が締結をされ、日中両国の親善友好がさらに緊密になり、同時にまた発展していくことをぜひ政府として実現をされたいということをお望みを申し上げておきたいと思っております。

そこで、この点とも関連するのですが、やはり

これまでの日本外交という、あとでちょっと触れますが、まあ言葉は少し悪いかもしれませんが、アメリカ一辺倒的な面がなかったわけでもないと思うのです。安保条約を中心とする対米関係においてだけ深入りをする割には、中国あるいは朝鮮民主主義人民共和国、社会主義諸国との友好親善ということにはきわめて消極的だったというところはぬぐい去れないと思うのです。同時に、近隣アジア諸国に対してもそういう姿勢をとってきたんじゃないのか。もちろん、政府としてはいろいろ言い分があると私は思います。ベトナム、インドネシア戦争時代にも積極的に加担をした節もあったわけですね。

そこで、そういうこともこれからの外交姿勢で改めていかれようというお立場なり政策のある面では変化はかもしれませんが、先日十六日の日本記者クラブの講演において外務大臣は、ASEAN諸国を御訪問なさる計画があるということをお言をされたということです。同時にまた、東南アジア諸国連合を、ビルマを含めてですが、報道されていることを明らかにしたということが報道されております。この外務大臣の歴訪と総理の歴訪は、日程的には、十六日の外相の御発言からすると、どうも外務大臣の方が先になつて総理の方が八月七、八日ですかならぬというふうなことで、ここの外交日程についても少し明らかにしていただきたということ、どういふ関連性を持たせようとしているのか。同時にまた、外務大臣がせっく御訪問なさるというのとは、どういふ点に力点を置いてASEAN諸国との善隣友好を深めていこうとおられるのか、この際、外務大臣のお考えなり日程についていさ少し明確にしておいていただきたと思っております。

○鳩山国務大臣 日本記者クラブにおきます質疑応答の過程で申し上げたのでございますが、私の考えておられることを申し上げたので、総理との打ち合わせのいとまなく述べたのでございまして、したがっていまして総理のお許しをいただかなか

ればならないわけでございます。総理もロンドンでASEAN諸国を訪問したいということも記者会見の席上申されましたが、私もそれを聞いております。私といたしましては、総理が八月にASEANの首脳会議に参加をされる、こういうことでありますので、その以前におぜん立てをする必要がありはしないかというようなことが気にかかっておりました。特に、ASEANプロジェクトという計画がございまして、これの取り扱いをどうするかということにつきまして相当な検討を要する

する課題があるわけでございまして、総理がASEAN首脳会議にいきなりいらっしやいましたときに、このASEANプロジェクトの問題をどうするのだ、こういう問題になりましたときの対処ぶりか、私が私にはかかかっておりませんでしたものですか、その前に一度とにかく私自身が確かめたい、こういうつもりで申し上げたので、まだはつきり日程的な検討までいたしておけません。しかし、この国会の会期が終わりましたならばなるべく早い機会にASEAN諸国に参りたいという気持ちにはかねがね持っておったものでございまして、時間的な余裕が得られれば参りたいと思っております、そういう気持ちは現在も変わらないのでございします。

○上原委員　行かれることには別にどうということはありませんが、ただ要望しておきたいことは、ASEAN諸国にしても、それぞれの五カ国の経済事情、国内事情というのがいろいろあるわけですね。かつて田中元総理がASEAN諸国を訪問したときもいろいろ反日感情があったことも事実だし、また現にあるわけですね。エコノミックス・アニマルとかそういう面で反日感情が大変厳しいところもある。そうしますと、せっかく外務大臣が御訪問なさるといふときに余り唐突であつてはいけないうと私は思うのです。それなりの準備がなされて目的が十分達成されるような配慮がなさないといけないと思ひますし、総理を思ふお気持ちだけで単なる露払い的なお役目なら何も外務大臣が出向く必要はないと私は思うのです。それな

すから。そういうことは十分御配慮の上だと思ふのですが、そうしますと、いまだ具体的な日程はお決まらないうえに、もう一つ、外務大臣が国会終了後できるだけ早い機会に歴訪なさるとすると、総理のビルマを含む六カ国訪問ということでは当然日程的にもいろいろな面で縮小される可能性もあると思ふのですが、そこらはどうなるのですか。

○嶋山國務大臣　総理の御日程等も、まだ詳細打ち合わせをいたしておりませんので何とも申し上げようがないのでございます。しかし、総理は八月の段階でお回りになるのかどうかという点、とにかく一どきに八月の段階で各国の首脳とお会いになりますので、またそれぞれの國でそれぞれの首脳とお会いになるということもいかなるものであろうかというようなこともありますので、その点につきましてもなお今後打ち合わせをいたしました点に思つておるところでございます。

○上原委員 次に、先ほども中川先生の御質問にもありました、例の沖繩の公用地等暫定使用法の延長をめぐる問題ですが、このことについては、私自身、本委員会における取り扱いなりあるいは現段階までの政府のとつてこられた措置に対してはきわめて遺憾に思っている一人であります。すでに期限が切れて四日間になります。当然、今日の事態はある面では予想されたとも言えると思ひますし、私たちも、何も空白期間をつくつて問題をこじらそうというような立場で地籍問題なり公用地の問題、基地問題を議論してきたわけでもありません。要するに、政府が進めてきた核抜き本土並み返還の中^{（中略）}に、政府が進めてきた核抜き態面、態様の面からも進められてきたか、満五年になった沖繩の復帰の内容を、政権を持つておられる、行政を進めてきた政府にもう一度よく考へていただきたいというのが私たちの最大の要求でもあり、また期待でもあったわけですね。そういう面からしますと、基地問題のみならず今日の、

むしろ基地の存在によつて災いしているわけですが、沖繩の復興五年というのは本土並みでもなければ格差の是正の方向づけも十分なされていないと思うのです。

そこで、基地を提供しているのは、防衛施設庁との関係、防衛庁との関係ももちろんあります。日米安保条約あるいは地位協定の観点からすると、これは所管は外務省ですね。この空白期間が生じたことに對して、いわゆる米軍使用の基地の一部を不法占拠する結果となったことに對して、外務大臣としてあるいは外務省としてはどういう措置をとろうとしてきたのか、またどういう責任をお感じになっておるのか、ここいらの点についてもう少し明白にしておいていただきたいと思ふのです。

○鳩山國務大臣　日米安全保障條約並びに地位協定によりまして、日本はアメリカに對しまして施設區域の提供をする義務があるわけでございます。義務を負つておりますのは日本政府でございます。まして、日本政府は、土地の権原を有する方から土地を取得して、その権原に基づいて米軍に提供をする、これが当然のたてまえであつたわけでございします。それが今月十五日の午前零時からその権原の一部分につきまして瑕疵が生じたわけであります。そのこと自体は外交上の問題として、各約の義務に對しまして日本政府といたしましては大變責任を感じざるを得ないことでございまして、そのような事態が起らないように願つておつた次第であります。衆議院の段階におきましてもそのようなことが起こらないような御配慮をいただいたもの、こう思うのであります。参議院に参りまして審議に時間を要しておる、そのために十五日の午前零時を過ぎましたことにつきまして大變残念に思つておるところでございまして、この上は一日も早く参議院の承認がいただけるように願つておるところでございます。

いかなる措置をとつたかという点でございますが、この瑕疵を生じたがゆえに、それがもとで内地におきまして地主の方との間にいろいろな

こざが起つて、それがもとでいろいろな感情問題等がもつれ込まないように、その点につきましては私どもといたしまして大変心配をいたしておる点でございまして、アメリカ大使館に対しましては刻々事情を報告をいたしますとともに、十五日を切れた段階におきましては、これからこのようなことに立ち至つたのでそれがもとでいろいろな事件が発生しないように配慮方をお願いしまして、具体的には現地の施設局と連絡を密にとつていただきたいということをお願いしてあるところでございます。

○上原委員 この件は今後相当いろいろな角度から議論を深めていかなければならない重要な問題が私たちは含まれていると思ひます。

そうますと、いまアメリカ大使館を避して現地であらういろいろな感情的なトラブルが起こらないような措置と云うことに重点を置いてやった。これはどういふルートでやったんですか。たとえれば、この期限切れが予測をされて事前に日米合同委員会を持ったのが持たなかつたのか、あるいは外務大臣がだれにどういふルートを通してやったのか、大臣ではなくして局長なりどなたがアメリカ大使館に何月何日何時、どのくらいに申し入れられたのか、そういうこともぜひ明確にしていだきたいと思うのです。

それと、いま法的瑕疵があるということはお認めになつたわけですが、これも参議院の段階で法律が通れば、法律というのは私は素人ですが、仮にこの二十日に通つたとしても十五日にさかのぼつて適用というわけにはいかないと思うのです。六日間は空白があつたということとは、仮に二十日に通過したとしても現実の事実なんです。この場合はあくまでも不法占拠なんです。その法律が二十日の時点で効力を発して、また前の空白期間の土地も占有するというのは、どう考えても私たちに納得のいかなない問題が生じるわけですが、その議論はきょうは別としても、アメリカ側に対しては一体、この法的瑕疵があるということについては、いま大臣が御答弁いただいた領照

努力したところが、立ち入りの態様について詰がまとまらなかつた、結局実現しなかつたということでございます。

○上原委員　あなたのいまの御答弁からすると、

米軍の施設区域の管理権、いわゆる基地の管理権というものが優先をして、土地所有者、地主の所有権というものは無視しているわけですね。そうすると、米軍の管理権は所有権よりも優先するので、米軍は、国家協定に基づきまゝに

アメリカ軍に対してその施設区域の使用を認め、その管理権を認めておるわけでございます。

主の土を借用する権限を失つたわけである。すので、そのそういう地主たちの要望をも十分に考慮に入れて、そしてその米軍の管理権との間に何らかの調整をしていかなければならない、これが日本政府の立場ではないかと思ひます。決してこれは無視するところではないと思ひます。

これは無視するとかといふことにはございませ
ん。政府としては調整する努力はあくまでも続け
ていくべきかと思ひます。

は、どうも実情と、十五日以降、いわゆる十六日

わけです。調整を言ったって、それを調整する側が能力を要て実質的には巨額を要するわけだから、その減額現地の労働者と合致しない。

ありませんか。もしそういう民主的な調整をするというところであるならば、では機軸隊の出動という

うのは、あなたは調べて御答弁することです。この場合、先例は管理権、基盤を管理すること、これは樹木園の性質とい

したから米俵に管理権を握りたがった管理したい。総村を
日本側で封じて警察権力の出動要請をできません

か。――外務省がお答えできないければ、どこが答えるのか。その点を明らかにしてください。

○正示委員長 速記をとめて。

○正示委員長 速記を始めて。

して、事実関係を確認しておりませんので早急に

調べたいと思ひますので、その点は暫時お時間を
いただきたいと思います。

○上原委員 この点は、明日もほかの案件で審議
がされるようで、私の質問も予定されていますから、
それまでにぜひ答弁できるようにしておいて
いただきたいと思います。

それと関連をいたしますが、恐らく皆さんの立
場を正当化というか合理化するために、いや大ぜ
いで基地内に押しかけるから出動を命じたんだと
か排除するためだというような答弁が返ってくる
かと思うのです。しかし、私が言っているのはそ
うじゃないわけです。地主の皆さんとあるいは弁
護士とか、地主が同伴していきたいという何名か
の人に限っては拒否する権限はないと私は思うの
です。ゲートはどこに指定するとか、地主が行き
たいところから通すというのが本来のあり方では
ないかと思ひます。そのこととまた大衆行動とい
うようなことを混同して考へてはいけないと思
う。同時に、私がなぜこの点はきわめて重要かと
言うとも、もし米側が要求してきたとするならば、
では米側は何に基いてやったかということをも
明らかにしなければいかぬと思うのです。私が調べ
た範囲においては、地位協定上そういうことは出
てこない。あれば教えていただきたい。

さらにもう一つ大事なことは、これは恐らく防
衛施設庁あたりがこしらえたんじゃないかと思
うのですが「沖繩の米軍用地等の使用権限に短期間
の空白を生じた場合の問題点」というのを二十
四、五日段階ですか、あるいはその前かもしれない
ですが、いろいろ御検討された節があるわけ
です。政府部内では、与党の皆さんも入つてのこと
かと思ひますが、その第三項で「未契約者の立
入りを拒むため、又は立ち入った者を排除するた
め、警察当局に実力行使による排除を求めても、
警察当局は、これに應ずることができない。」こ
ういうことをあの時点においては明確にしている
のですよ。しかし今日の時点になると、やはり三

百代言を使つて法律の解釈をだんだん政府や防衛
庁あるいは外務省に有利なように解釈をしよう
としている。私たちはこれは明らかにまた違憲問
題、憲法論議が出てくると思うのです。その空白
の期間の取り扱い。国民に明らかに不利益を及
ぼす法律の趣意というものは、私が聞いた範囲で
あり得ないと言つていいのです。こういう面から
すると、たとえわずかの期間の空白期間であつて
も空白期間があつたということは厳然たる事実で
あるから、もう公用地等暫定措置法の二条云々
やなくて、全体としての法的効力というものは
私たちはない、失効したと見ていい。こういう面
から考へても、いまの皆さん自身が当初御検討な
されたところでも警察権力の出動ということとは
できないとみずから言つておきながら、今日の事態
は何ですか。ああいうことをするからますますお
かしくなる。いまの点は明確にしておいていただ
きたいし、いま私が読み上げたことに對しての防
衛施設庁の見解がもしあれば賜つておきたいと思
うのです。

○近藤説明員 ただいまの先生の御質問の件につ
きましては、私担当が施設区域の移設の所管でござ
いますので存じ上げておりません。調べてみた
いと思ひます。

○上原委員 ではこの「問題点」はどこがつくつ
たのですか。「沖繩の米軍用地等の使用権限に短
期間の空白を生じた場合の問題点」というのはど
こがつくつたのか、これも明らかにしてくださ
い。防衛施設庁ですか。恐らく開発庁ではないで
しょうね。どこですか。調べて御報告いただけま
すか。答弁できますか。

○近藤説明員 その点につきましても調べて、そ
の結果をお答えしたいと思ひます。

○上原委員 そこで、いまもどうも私が納得でき
る御答弁ではなかつたし、特に地主の立ち入りを
拒否したことについてはますます疑問点が深ま
つていくということ、それを排除するための機動
隊、警察の出動、権力の出動ということに對して
もきょうの段階では御答弁いただけなかつたわけ

ですが、なお問題が残されています。

そこで、絶えず問題になつてきたことは、ある
面では地位協定の解釈の問題だと思ひます。せ
んだつても戦車道の問題との関連で、第三条の三
項でしか地位協定の解釈をいろいろ議論をいた
しました。この地位協定の問題については、かつ
て安保国会においても十分議論がなされてない
わけですね、外務大臣。しかも、あの当時は環境
問題とかあるいは今日のように基地公害という
ものがまだ起こらなかつた時代の協定なのすね。
また沖繩は御承知のように、沖繩に基地があるの
じゃなくて基地の中に沖繩があるというふうにな
つておられます。皆さんもう本当に真剣にお考へ
になつていただきたいと思ひます。日本全国の
国土から言つと、沖繩の県土は一％に満たないで
すよ。外務大臣、このわずかな一％に満たない県
土に全国の五三％の基地があるわけですよ。面積
が大きいだけでなくて、私が絶えず指摘してい
るように、アジア最大の核兵器を含む戦略基地と
して位置づけられているのです。しかも沖繩の基
地というのは、返還前は日米安保条約の枠外にあ
つたわけですね。ここまでは御理解できるでしょ
う。その広大な基地に、質量ともに日本本土とは
比較にならない基地に安保条約や地位協定をその
ままかぶせたところに今日の沖繩の矛盾と苦惱が
あるということ、これを理解をしていただかなければ
いかぬと思ひます。これは単なる質疑応答ではなく
して、本当に生活の問題、県民の命の問題です。
生命の問題とかかわり合ひなものです。恐らく与
党の皆さんは安保条約を認めると言つたつて、い
まの私の意見は否定できないと思ひます。その
いう面からすると、この地位協定の内容につ
いては、今日の立場に立つて日米合同委員会なり外
交ルートで、条文そのものの改正がむづかしいと
いうのであれば、国内法の適用は一体どういうも
のができるのか洗ひ直してみて再検討する段階が
来ていると私は思ひます。これをやらないう限り
で、できない問題がたゞさん出てくる。具体的に
言いますと、日本の基地内に米軍なりあるいは日

本政府側なりのつくる建造物に對して国内法は適
用できませんか、地位協定上。

○北村説明員 基地内に建造されております米軍
の管理してあります建物については適用はござい
ません。

○上原委員 新築あるいは新しく造成する場合は
どうですか。

○北村説明員 防衛施設庁が基地内に建物を新築
いたします場合には日本の国内法の適用はござい
ます。またアメリカがアメリカの方でこれを建造
いたします場合には適用はございせんけれども、
もしアメリカ軍は日本の国内法の精神を尊
重すべきものというふうな解釈しております。

○上原委員 そうしますと、いま二点があるわけ
ですね。米側独自で基地内、いわゆる提供施設区
域内に兵舎をつくるとか滑走路を直すとかパイプ
ラインを敷くとかいろいろなのがありますね。そ
ういう建造物をつくる場合に、たとえば建築基準
法に基づいたいろいろな日本の関連法規があるの
だが、それが適用できるのかということ、それ
をやる義務があるのかということはどうなんです
か。この点、もう少し明確にしてください。義務
はないが尊重しなければいけないということなの
か、あるいは所定の手續などを関係市町村、該当
市町村などに通告することはやらなければいかな
いのか、やらなくてもいいのか。

○北村説明員 先ほども申し上げましたように、
アメリカ軍の方が基地内に建造いたします場合は
日本の国内法の適用はございせんが、先ほど申
しましたように、アメリカ軍は日本の国内法の精
神を尊重する義務があるというふうな解釈してお
ります。

それから、基地の外に隣接しているところにつ
くる場合には、アメリカ軍として日本の法律を尊
重しなければならぬことはもちろんであります
が、基地内の場合には先ほど申し上げました。
それから、御質問は基地に隣接するところでご
ざいますか……。

○上原委員 いいです。義務はないが、尊重する

義務はある。ちょっとおかしいですね。いずれにしても国内法を尊重しなければいかぬということですね。むやみやたらに何でもかんでもつくっていいということには、地位協定解釈上ならぬということですね。それが一つ。

もう一つ、いわゆる防衛施設庁、日本政府の予算で、建物とかいような道路とか、そういうものをつくる場合は、地位協定の解釈上どうなんですか。

○北村説明員 施設庁が行います場合は、日本の国内法の適用はあります。それから一般国際法上、アメリカ軍が中につくります場合には日本の国内法の適用はございません。

○上原委員 いま後段のところは、国際法上は確かに完全にながの関連法を適用させるということとはなかなかむずかしい面もあると思うのですが、尊重しなければいかぬということとはたびたび指摘されていることですから、それで一応きょうの段階は受けとめたいと思うのです。そこで、防衛施設庁がやる工事については、日本側の関連法を適用すべきであるというのが地位協定の解釈ですね。そのことは明白になったわけですか。

そこで、今度は防衛施設庁にお尋ねします。防衛施設庁は、米軍への提供施設区域内でつくっている建造物とか、その建造物の工事をやる場合は、国内関連法に基づいて諸手続をとっておりますか、おりませんか。

○近藤説明員 防衛施設庁において米軍の基地内で移設等の建設工事を実施する場合には、国内法に基づく手続によって実施しております。

○上原委員 それは間違いありませんか。すべて手続をとっておりますか。どういう手続をとっておりますか。たとえば普天間飛行場に何か建造物をつくらう、提供施設リロケーションでもいいし新築でもいい。防衛施設庁の予算でつくる場合には、まず宜野湾市に届け出なければならぬでしょう。何かそういうことをやっているのかということ。建築基準法とかあるいは道路建設の場合も含めて、そういう所定の手続をやった今日まで工事

は進められているのですか。

○近藤説明員 工事の建設態様によって手続が異なりますが、建築物の建設の場合は建築基準法に手続の規定が定められておりまして、その手続に従って届け出等を行っております。それからたとえばパイプラインの移設等につきましては消防法等の手続、それから道路に埋設します場合には道路占用許可の手続等が必要でございますが、そういう手続を行って実施しております。

○上原委員 それは間違いありませんか。皆さんそういう工事をやる場合は、関係市町村にも通告していただきますか。

○近藤説明員 それぞれ法に定める手続がございます。たとえば建築基準法の場合は建築主事に届け出をして実施するわけでございますが、そういう手続をとっております。

○上原委員 拒否された例もありますか。届け出あるいは通告はしたけれども、いや、そういう建物なり建造物をつくってはならぬということで拒否された例などはありますか。

○近藤説明員 届け出をいたしまして、その計画内容につきまして、法の上から見て、こういう観点から修正をすべきでないかというような御意見は承りましたものはございますが、そういう場合はその御意見に従いまして修正をして実施しております。拒否をされたままというのは私は存じ上げておりません。

○上原委員 きょうの段階は、すべて手続をとっておりますこと、またなるべくであるということとが明白になったので、時間もありませんからこれ以上——ちょうど核心に触れるのだが……

あなたの方、うそをついちゃいかぬよ。大きな問題になりますよ。冗談じゃないんだよ。何の通告もやらぬでとどんでんやうっているんじゃないやありませんか。そういう例はないんですか。

それと同時に、私が資料要求して、きのう付で出しているのです。現在工事を実施中のものとして出しているのですが、嘉手納弾薬庫地区といふところに弾薬庫それから野積み場六億八千三百

万、弾薬庫をつくるのに、一つの地域だけでこんなにたくさん金を使っているのです。これは届け出しているのですか、してないのですか。届け出したら、どこにどういう届け出をやったのか、明日まで全部資料を出してください。

道はもうどうだらけじゃありませんか。アメリカ側に指示をして被害の起こらないような措置をとるといふことを神特なりで何遍か答弁してこれたのにそれがなされてない。宜野座村の松田や宜野座では、雨が降るともう濁った水がいま出ているのです。それもやはり国内法の適用がアメリカ側にされてないからですよ。きょう一歩前進したのは、防衛施設局がやる工事については国内法を適用すべきだという解釈を外務省が現に持ったということ。これは私が明確にさせました。しかし私が調査した段階では、極秘に——いろいろなことを防衛施設庁がやっていると、法を守るべき防衛施設庁でさえも国内法の適用を逃れている節がたさんある。いま挙げた例もそうなんです。これでアメリカ側が守るはずはないと思う。したがって、もう一度この地位協定の問題の解釈を各条文ごとに——合同委員会ではいろいろ検討してやればいかぬというところがちゃんと第二条でうたわれている、おわかりだと思つてそこで引用しませんでした。このことについてもう少し日米間で話し合つていただいて、合同委員会などで取り上げて、国内法を尊重する、遵守するというのたてまえて、現に基地公害が起きている、被害が起きている問題等については国内法の適用をさせるという前提に立つての処理というものをやっていたらいいかと、これからのいろいろな問題が起きます。このことについて十分対処していただきたいと思います。

もう一つは、あなた、拒否された例もあるかと聞いた。私がなぜそこまで言うかという、これも調べていたのだと思いますが、建築場所、沖縄県読谷村字長田石嶺原四百九十二番地、この取り扱いはどうなっているのか、これだけ申し上げておきます。これも弾薬庫だ。これをつくったのか、つくらなかつたのか。読谷村は恐らくこれに同意してないでしょう。してなかつたが、皆さんは強行しているか、今日の計画はどうなっているのか。いま嘉手納弾薬庫地域でやっているのはこれ。読谷村と嘉手納町にまたがっていると思うのです。両町村に通告してあるのか、しないのか、どのくらいの規模の工事なのか、全部明日まで資料を出してください。よろしいですね。

○近藤説明員 早速調査をいたしまして所要の資料をお出ししたいと思っております。

○上原委員 これで終わりますが、外務大臣、いま私が一つ二つ例を挙げてもいろいろの実態があるわけですから、それから地位協定上の国内法の適用というところについては戦車道の問題、たくさん問題あるのですよ。現に雨が降ってしまつて簡易水

○上原委員 これでも終わります。

○上田委員 質問をするに際しまして、大変困難でありました日ソ漁業交渉の妥結ということ、誠心誠意問題の解決のために努力しました日本の農林水産関係者に本当に御苦労までございました。

○正原委員 上田三君。

○上田委員 質問をするに際しまして、大変困難でありました日ソ漁業交渉の妥結ということ、誠心誠意問題の解決のために努力しました日本の農林水産関係者に本当に御苦労までございました。

○上田委員 質問をするに際しまして、大変困難でありました日ソ漁業交渉の妥結ということ、誠心誠意問題の解決のために努力しました日本の農林水産関係者に本当に御苦労までございました。

○上田委員 質問をするに際しまして、大変困難でありました日ソ漁業交渉の妥結ということ、誠心誠意問題の解決のために努力しました日本の農林水産関係者に本当に御苦労までございました。

○上田委員 質問をするに際しまして、大変困難でありました日ソ漁業交渉の妥結ということ、誠心誠意問題の解決のために努力しました日本の農林水産関係者に本当に御苦労までございました。

○上田委員 質問をするに際しまして、大変困難でありました日ソ漁業交渉の妥結ということ、誠心誠意問題の解決のために努力しました日本の農林水産関係者に本当に御苦労までございました。

○上田委員 質問をするに際しまして、大変困難でありました日ソ漁業交渉の妥結ということ、誠心誠意問題の解決のために努力しました日本の農林水産関係者に本当に御苦労までございました。

たということを申し上げたい、このように思うわけでありませう。国民はやつと解決したかというところで、本当にそういう意味ではよかつたなという一言に尽きる実感を持つておるのではないか、このように思うわけでありませう。そういう点で、交渉の円満解決を喜ぶ国民感情といえますか、そういうものを大切にしながら私は若干の質問を始めたい、このように考えるわけでありませう。

さて、きょう最終的な合意が成立するという報道があるわけですが、暫定協定案の要点について全国民が注目している諸点についてお聞かせ願いたいと思ひます。

まず第一に、最大の争点でありましたソ連の二百海里線引きについてどのような合意があつたのかという点であります。新聞報道によれば、インコフ私案、つまりこの協定は、ソ連最高会議幹部会令の第六条とソ連政府の諸決定によつて定められた北西太平洋のソ連沿岸に属する水域という表現で合意したということですが、このとおりであるのか、そのように理解していいのか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 たいはい日ソ間におきまして最終の条文を詰めておる段階でございます。また双方ともに発表したいとおらないものでございますから、個別の条文につきまして、このような表現であるというようにこの席でお答え申し上げます。第一條の目的としましては、今回のソ連政府の行いまして二百海里の漁業専管水域の海域につきまして規定をいたしておる、こういうことでございます。また、この海域の規定につきましては、ソ連政府の最高会議幹部会令の規定とそれに基づきまして発せられる国内的な諸規定ということとでその海域の規定が定められる方向にあるのでございます。しかし、表現自体につきましては、まだ公表までちよつと差し控えていただきたいと思いますのでございます。

○上田委員 四月十八日の朝日新聞によれば、四

月十八日の日ソ関係閣僚会議に際して政府首脳は「インコフ私案は、領土と漁業を切り離すというわが方の立場から受け入れられるものではなく、再開交渉の前提にはならないと思ふ」とこのように述べたということでありませうが、今回の最終的な合意において日本側は線引きの表現について従来の態度を変更したのかしなかつたのか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 従来からこの適用海域につきまして、日本政府といたしましては、この規定が日本といたしまして国民の念願であります北方領土の問題につきましてそれに何らかの影響を与えるということを大変心配をいたしておつたわけでございます。それに対しまして、今回最終的に詰めておる問題は、漁業の問題と領土の問題は全く関係のないこととして処理をしよう、こういうこととございまして、したがって、そちらの方の領土については全く影響がない、両国政府の立場に何らの影響がないということがはっきりいたしました。また、従来書かれておりましたこの一條の表現というものの意味もまた変わつてくるわけでございますので、したがって、そういう前提のもとに一條の問題も詰めておるということと、したがって、いま問題になつておる問題は、一條の問題と二條の問題と、先ほども出ておりますが、八條の問題がいま同時に解決を見よう、こういう段階なのでございます。したがって、日本側の立場といたしまして、領土問題には一切関係なくこの処理をされるという点は確保された、こういうことでございませう。

また、この問題と関係を持つてまいりますのは、今度領海法並びに二百海里法の二法律を緊急にお認めいただいたわけでありまして、その背景のもとに、日ソの漁業協定がございまして、いわゆる日ソ協定と呼んでおりますが、ソ連側が日本に入漁する場合の、その第一條の書き方ということが関連を持つてくるのでございます。そういうことから申し上げまして、従来単独でありました場合の一條の表現という問題が、日本の法律の

制定されたこと等に伴ひまして、また八條におきます領土問題を含めました、その他の問題につきましての留保的な条項ということと絡みまして、全体として、日本としてこれならばのみ得る線ではないか、こういうことになつてまいつたのでございませう。

○上田委員 大変重要なことでありますので、重ねてお聞きしたい、このように考えます。

新聞、特に朝日新聞は「最終的に対ソ譲歩を行つた」という見出しで報じておるわけでありませう。あるいは「北方四島周辺水域におけるソ連の線引きをはつきり認めた」ということも言つておるわけでありませう。また読売などでは「四島周辺、相打ち方式」は取れず」という見出しを使つております。毎日によりまして「線引き、ソ連の主張認める」と日経は「ソ連の管轄権、日本の線引きに支障」とこのように報道しておるわけでありませう。こうした報道は、ソ連の二百海里水域の線引きが、いわゆる國後島と知床半島の間及び齒舞諸島と根室半島の間を通過することを日本が承認したということの意味と理解していいのか、その点についてひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 この点につきましては、漁業の問題といたしまして、先方が設けました先方の国内法としての線引きを、一條を認めますことによつて一応認める、こういうことにならうかと思ひます。しかし、その性格につきましては、まだ全体ができ上がりませんと、ここまではつきり申し上げるわけにいかないわけでございますが、日本の国内法の二百海里法というものを認めいただきまして、日本として主権の及ぶ限りにおきまして二百海里法は国内法的に施行をする、こういうことを申し上げてきたわけでございます。

そういうことで、今度いわゆる日ソ協定の場合に、日本がこの二百海里法のもとでソ連の入漁を認める、こういう段階が次の段階であるわけでございます。これとの関係の調整をどうするかというところは、なお全部決着を見たということがまだ

申せないでございまして、その点につきましての詳細なる御説明は、協定ができ上がらまじと詳しく申し上げるわけにいかないのでございませう。

○上田委員 日本政府がソ連の二百海里の線引きを今回の協定で認めたのか、それともソ連の方が日本の二百海里の線引きについて認めたのか、どちらなんですか。

○鳩山国務大臣 ソ連政府が北方四島におきまして現実に施政を行つておるという事実に基づいて、ソ連政府は国内法でもって二百海里を主張してまいつたわけでございます。日本政府といたしまして、北方四島は日本固有の領土である、これに對しまして支障を与えては相ならないということで、このソ連の線引きに對して抗議をしてまいつたわけでございますが、その点につきまして、領土問題とは全く切り離した純粹に漁業面だけの問題といたしまして、その線引きというものは一応認めるという方向で解決が図られておる、こう存じております。

○上田委員 従来の日本政府の主張は言つてきた、そのことはよくわかるわけですが、結果的にはソ連の二百海里の線引きを認めた形で合意になつたんじゃないですか。くだいようですけれども、お聞かせください。

○鳩山国務大臣 純粹に漁業だけの問題として、さような方向で進んでおると思ひます。

○上田委員 当然なことではございますけれども、択捉、國後、齒舞、色丹の四島によつて囲まれておりますところの三角水域は、ソ連の二百海里の適用水域に含まれることになると理解していいですか。また同時に、三角水域内の日本の漁獲量は、今回の合意に基づいて行われる二百海里水域内の漁獲量交渉によつて決定されると考えてよいのか、その点についてひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○佐々木政府委員 具体的な漁獲量特に水域別の漁獲量の協議は、今後暫定協定の基本的な考え方についての合意ができた後ということで、現在ま

で具体的には全く話が出ておりません。しかし、漁業の操業の実態から申しますと、いまお話がございました三角水域等を含めて——そこだけで操業している漁業というのはございませんので、ある程度ソ連の二百海里水域の中での広範な区域を幾つかに区切りまして、水域別、魚種別に漁獲量の協議をするということになろうというふうに私も私としては考えておりますが、今後の問題でございます。

○上田委員 ということは、三角水域はソ連の二百海里内に含まれるということですね。それは大臣にも質問したいんですけれども。

○佐々木政府委員 先ほど申し上げましたように、時期によりまして、またその年の漁況によりまして、漁船が移動しながら操業するわけでございますから、いまの三角水域の問題も含めましてソ連の二百海里の水域を適当に区切って、その中の漁獲量の交渉をやることになるというふうに考えておるわけでございます。

日本側の見解といたしましては、北方四島は日本古来の領土であるという見地から、わが方の漁業水域をそこに設定するということも、これは当然前提としておるわけでございまして、わが方でもまたそういった水域を含めて、ある程度広がりを持った区域の中での水産資源の合理的な利用、管理という問題を検討してまいるつもりでございます。

○鳩山国務大臣 いわゆる三角水域と申しますか、北方四島を含みますところの二百海里の地域でございます。この点につきましては、先方はその海域を含めて、先方の国内法を施行する態度でありますし、それを認めなければ話が進まないわけがあります。日本といたしましては、日本側の国法によりましてその地域も当然日本の固有の領土でありますから、その地域は先般お決めたいただきました日本の漁業水域である、こういう考え方をとっているわけでございます。したがって、その両者をあわせ考えまして、一体その地域についてどのような実際の管理が行われるかと

いうことにつきましては、今日の段階におきまして私の口からまだ申し上げることができないのでございまして、その点は最終的に話がどのようにまとまるかということによりまして決まってしまうと思うのでございます。

○上田委員 いわゆる三角水域も含めてソ連の二百海里専管水域というものがあられるわけですが、そういう形のものを一応認めたというように形になるとするならば、いわゆるソ連側の取り締まり権といえますか、あるいは違反船に対する裁判権も認めたということになると思うわけですが、その点はどうですか。その理解していいのですか。

○鳩山国務大臣 ただいま御指摘の裁判権等の問題につきましては、先ほど申し上げました協定の第一條の適用海域の問題とそれからわが方の二百海里の法律体系、これとの調整問題が出てくるわけでございます。したがって、現実にはどのような管理の仕方になりますか、その点はいまこではっきり申し上げることはできないのでございまして、現実問題として、これは水産庁の方からお答えがあつてしかるべき点でございますが、あの地域には大変細かい漁船が多いわけでございまして、この細かい漁船に対してどのような対策が講ぜられますか、これらの点につきましては最終的なまだ報告に接しておりません。従来からその点はイシコフ漁業相と鈴木農林大臣の間でいろいろお話し合いのあつた点でありますので、この点につきましては、現実的な取り扱いにつきましまして、いまこではっきり申し上げられないのでございます。

○上田委員 昨年十二月十日、いわゆるソ連邦最高会議幹部会令では、二百海里水域内で「ソ連邦は、魚類及び他の生物資源に対し、その探索、開発及び保存のため主権的権利を行使する」と定めておるわけでありまして、今回の合意において、いわゆる北方四島周辺水域におけるソ連の主権的権利の行使を承認したものと解釈していいのかわか。くどいようですけれども、ひとつこの点について

ついてははっきりと答えていただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 まだ最終的な決着を見ておりませんので確たることを申し上げられないわけでございます。しかし、先方は主権的権利を認めることを強く主張しておりますので、最終的な決着をいたしまして、形式的に先方のそのような権限を全く否定することは困難であろうというふうに見ております。しかし、何分にも零細な沿岸漁業者、この沿岸漁業者が漁獲をしている区域になつてまいりますので、その点につきましては現実的な処理につきましてはいろいろ御相談があるものと思ひます。

○上田委員 第二條ですね、日本の二百海里水域でのソ連船の操業権の条項でございますが、この点について基本的合意に達したということであるわけでありまして、どのような合意がなされたのか、その点ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。新聞の報道によりますと、これは読売新聞であります。ちよつと読んでみたいと思ひます。

「第二條で日本の領海内での操業を強硬に主張していたソ連の要求を退けた。しかし、北方四島をめぐる日本の二百カイリ水域の線引きについては、同協定案ではまったく触れられなかった。これは、具体的な北方四島を含めて日本の二百カイリ水域を設定することについては合意を見なかったと言へる。北方四島をめぐる線引きの相打ち。方式はとられなかったと言ふことだ。」という報道がされておるわけでありまして、第二條の合意については、大抵いま読み上げた読売新聞がずっと解説しているこの線と理解していいのですか。

○鳩山国務大臣 第一條と第二條につきましては、それぞれ案文が先方でも先方の最高幹部の方に上がつておる段階でございます。したがって、ここで案文を御説明できないのでございまして、従来二條の問題とされておりました領海内でも漁獲を認めてほしいというソ連側の熱心な主張があつたわけでございます。しかしこの点につきましては、日本の領海法の御審議の際に、日本の沿岸漁民の保護のために領海法を急いで御審議いただいでございまして、それに矛盾するようなことは日本としてはとうていできないということを鈴木農林大臣は貫き通しておられますので、したがって、従来ソ連側が主張していらしたという趣旨の条項というものは、ソ連側としては撤回をしておるといふことでございまして、その程度の御説明にとどめさせていただきますのでございます。

○上田委員 非常に重要な問題でありますので重ねて聞くことになるわけですが、四月十九日に鈴木農林大臣は本院の農林水産委員会、日本の二百海里法案ができれば北方四島沿岸・沖合の海域が重なり合うことになる、理論上はそうなる、こうしてこの北方の四島が未解決な問題である、こういう実態を踏まえて解決を図る、こういう趣旨の発言をしておるわけでありまして、大臣は結局理論上はそうなるのか、あるいは法律論としてはどういふぐあいには留保条件をつけておられるようにわれわれは感じられるわけでありまして、北方四島を含めた線引きの強行を政治決断するか否か、まあわからなかったというようにわれわれは解釈をするわけでありまして、そういう点で、けさの新聞の報道によりますと、日本の北方四島の線引きは精神的なものだという政府関係者の意見が紹介されておるわけでありまして、こうした背景から北方四島をめぐる線引き相打ち方式は日本が最終的に断念した、そのようにわれわれ判断できるわけでありまして、その解釈していいのかわか。お聞かせいただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 いま御指摘の問題は、今回の交渉を通じて一番難航した問題でございます。しかもそれ自体を領土問題と絡ませて議論をすることが大変困難でありましたために、よけい難航いたしましたわけでございます。したがって、その北方四島地域、また日本の国内法の制度として

この二百海里措置法をどのように実施をいたすかということと密接に關係してくる問題でございいますので、その点につきまして現在のところこのようになるということはまだ申し上げる段階でないでございいます。

○上田委員 第八条でこの協定が魚以外の問題に關するものではないという、いわゆる断り書きを書き込むことを日本が要求し、そしてそれが実現したということであるわけですが、日ソ漁業交渉においてこういう断り書きを入れることの意味で、魚の交渉をしていくわけですから、何でこれは魚以外の問題に關するものじゃないとわざわざ断るのか。われわれから言えどもあたりまえのこと、本題そのものなんですから、そういうふうに考えるわけなんでありまして、そういう意味でこの断り書きを入れる意味で、これはどこに——わかつていっているじゃないかということになるかも知れませんが、ちよつと奇異に感ずるわけでありまして、これはどういふことを意味しているのかということですね。

それと同時に、いわゆる二百海里漁業専管水域の線引きは、現実に存在する日ソの国境を踏まえて行つたことなのか、そういうことになったのかどうか、その点についてもひとつお聞かせいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 八条の問題というのは、いわゆる留保事項と申しますか、日本あるいはソビエト、この兩國の政府のいかなる権限につきましても影響を与えないようにという趣旨の規定を挿入する方向でございまして、まだその最終文案につきましては最終の折衝に待つところでございいます。その表現につきましてもまだ最終決定を見ておらないところでございいます。

この趣旨は、今回の漁業交渉は二百海里という問題を踏まえて、その裏に領土に關する問題があるいは既成事実を積み重ねていくことにならないうか、あるいは先方からいいますと、この機会に日本政府は領土問題が平和条約の際の未解決の問題であるということをおのづから認識

させようとしてゐるのではないか。このようなくとがいろいろ背後に問題としてあつた、そういうことがこの問題を大變難航させたということになつておりますので、そういうようなことは一切關係なく、純粹に漁業問題として今回は解決しよう、こういうことになりまして、表現がそのような、当然のことと言へば当然でございすけれども、大變兩國が、あるいは日本といひましては日本の悲願にも關係する問題でありますので、大變な関心を持ってゐたことでもありますので、この八条にそれを明らかにする、こういう趣旨でございす。

○上田委員 結局日本はいろいろ主張した、しかしながらソ連の主張を認めるという形で合意をした、そういう意味では、日本のいままでの態度が變つた、その結果合意を見た、こういうように解釈できるわけでありまして、そういうことですね。結局そうなんだですね。

○鳩山国務大臣 政府側の態度をいたしまして、漁業問題は漁業問題として解決しよう、この問題を領土問題と絡めることは問題の解決を不可能にしてしまふのではないか、こういう観点で御説明を申し上げてまいつたところでございまして、そういう観点からいひまして、政府の領土問題と全く切り離して漁業問題を解決しようという線は貫かれてゐるわけでございます。そういう意味で、当初からの方針はいささかの變更もないというふうに私も考へるところでございす。

○上田委員 それは外務大臣の解釈にならうと思ひますけれども、われわれから見れば、結局落ちつくところに落ちついたではないか、そういう意味で、とりわけ外務省のそういう努力というもの、一体どういふ中身のものではあつたかということ、私は理解に苦しむわけでありまして、結局数カ月に及ぶ日ソ漁業交渉は、日本外交に於いて厳しい試験であつた。この交渉は國際感覚の欠如といひますか、あるいは独善的といひますか、思ひ上がりといひますか、ソ連に対して外交上いろいろな配慮が加えられなければならない

にもかかわらず、そういうものについて十分理解がなかつた、いわゆる日本の外交の根本的な欠陥を完全にさらけ出したと言つても過言ではない、私はこのように思ふわけでありまして、漁民に大きな困難を負わせて漁業交渉の難航をもたらしたものは、いわゆるソ連の強硬策とかあるいは理不尽な要求とか、果たしてそれだけで断じられるのかという点を私がいま問題にしてゐるわけでありまして、私の考へるのには、その原因は、まさにそういう欠陥が十分吟味もされずに、主張の是非を正しく判断できなかった日本外交そのものにあつたのではないか、このように考へます。

○上田委員 國益のためとか、あるいは北洋の權益を守れとか、あるいは父祖伝来の地を死守せよといったようないわゆる感情的な主張といひますか、そういう感情的な主張といふものは、結局理性と自制を最も必要とする外交交渉において決して好ましいものではないか、このように私は思ふわけでありす。

四月十五日の朝日新聞の「声」欄に「あのころの、再び聞く思い」という投稿が掲載されてゐるわけでありまして、これは横濱市の無職、六十二歳、大分年配の方の意見でありますけれども、ちよつと読み上げてみたいと思ひます。

こんなことを書くと、あるいは世論の袋だたきに遭うかもしれない。だが、私はあえて言ひたい。いま日ソ間の漁業問題が國民の大きな関心を集めてゐる。そして福田総理は「國益のため」と、事ごとに言つてゐる。そのたびに思ひ出すのは、私の旧制中学時代、時の首相、陸軍大臣は、大陸で事あるたびに「満洲の權益は死守する。必要ならば武力行使も辞せず」と言つた。私は、わが國の權益を侵す中華民國（いまの中國）は悪いやつで、絶対に許せない、と單純に思つたものだ。そして、満洲事變、シナ事變を正義の戦いと信じてゐた。

始めるのではないか。自民党タカ派の人たちが「それみろ、軍備のない國は強國の言いなりになるよりほかはないではないか。憲法改正の必要がわかつただろう」と強く主張しはしないか、心配でしようがない。

眞の國益とは何であるのか。漁場を守ることか。北方の小さな島を取り返すことか。ソ連が返さないと云つたらどうするののか。かつて満洲の權益を守るため、日中事變から太平洋戦争へと進み、数百万のとうとい生命を奪つたと思ふわしいあの事実をわれわれ國民は思い起し、いまこそ冷静に態度を決めなければならぬ。

こういうように報じられてゐるわけでありす。結局、交渉妥結のめどが立つたいま、こうした國民の良識といひますか、國民的な感情といひますか、そういうものに対してどのような印象を外務大臣はお持ちなのか。國民の念願は、相互理解の原則に立脚した日ソ間の善隣友好ではなかつたのか。冷静かつ平靜な環境下における、本心に理性的なそういう日ソ漁業交渉の早期妥結が大事ではなかつたのか。余りそういう高ぶるような感情といふものを先行させることが、かえつて漁業交渉をやはり難航させることになつたのではないか、こういうふうに思ふわけでありす。その点について大臣はどのように考へられるのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○鳩山国務大臣 今回の漁業交渉が大變難航いたしました。そういう難航した状況のもとに大變な鈴木農林大臣の御努力もありました。また、国会から超党派の議員団が訪ソをしてくださった、また組合關係の代表の方も訪ソをされるなり、このような國民的なバックがありましてこの漁業交渉が行われたと思ひます。そういうような背景と全く關係なしに、純粹に条約の条文だけの交渉といふものと、私はやはり両方の努力がありまして今回妥結の方向に進んでゐた、このように考へておるものでございす。

冷静でなければならぬということはお説のと

おりでございませうし、また落ちつくべきところに落ちついたじやないか、こういうような御指摘もあらうと思ひます。わが国といたしまして、日ソ関係というものがいまおっしゃいましたような急場だけの話ではだめで、やはり友好関係を積み重ねていってこそ良好な関係が逐次できていくべきものと思ひます。

そういう意味で、これから私も心がけるべきことは、いまお読みになりました軍備を強めていくという方向であつては、当然そういったことではなしに、やはり両国の関係を友好の方向で積み重ねていくこと、そういった過程において初めて私は領土問題につきましても根本的な解決ということが図られてくるのであつて、対立的な感情が高まるということは、漁業の問題自体につきましてもこれは大変な障害になりますでしようし、ましてや領土問題につきましてもそのような対立関係の間からは解決が生まれてこないもの、このように考えておるところでございまして、これから漁業問題自体につきましても両国の協力関係というものを推し進めていくべき重要な場面として、漁業問題自体もとらえていかなければいけないもの、このように考えております。

○上田委員 今度の妥結といひますか、そういうものを本当に私自身も喜んでおるわけでありませうが、やはり何といつても鈴木農林大臣を初めとして農林省の方々の誠心誠意なそういう努力を私は多とするものであります。

それに引き比べて、日本の外務省は一体何をしたのか。かえつていたずらにそういう漁業交渉を、領土問題を分離してと言ひながら結局その問題を先頭に立てていくというのですか、そういう印象をソ連に与えたのではないか。そういう意味では私は今度の妥結、合意に対しては、外務省はなかつた方がもっと早くあんばいよくいつておつたのではないかという、そういう氣すらしておるわけでありませう。そのことをまず申し上げておきたい、このように思ひます。

結局、そのような偏狭といひますか、一部の人がちがう言つておるところのいわゆる国益理論とかあるいは権益論は、国際社会の變化の趨勢を的確に把握することを妨げておる、このように考えるわけでありませう。ソ連への対応を著しく困難なものとし、結果として国民の真の利益を損なうことになっておる、このように考えるわけでありませう。

この春に来日しましたところのモンデールアメリカ副大統領がこういうことを言つておるようでありませう。「表向きは愛想のいい声明とは別に、日本政府の恐るべき国際情勢の認識に深く失望し、日本政府の首脳を洗脳する必要があると漏らした」と伝えられていることは、これはもう周知のことでありませう。残念ながら、日本外交の国際感覚の欠如はいわば国際常識と言つておるわけでありませう。海洋外交の歴史はこのことを完全に立証している、このように思ひます。

○鳩山山務大臣 先ほど、外務省は何をしたのか、こういうことをおっしゃいましたが、私も外務省と農林省とは密接な連絡プレーのものに今回の問題に対処してまいつたところをございまして、今回も担当局長もずっと向こうへ滞在して行つておるわけでありまして、いまの御発言は何かの情報によつた御発言ではなからうか。私も、内部でそれはいろいろ議論もいたします。外務省と農林省との間ではいろいろ議論をしてまいるわけをございませうけれども、大きな目的のために両省が協力してまいつたといふことを、ぜひともこれは御理解を賜りたいのでございませう。

また、ただいまモンデール副大統領の発言につきまして、私はその事実を聞いておりませう。したがういふことは、いまここでこれについてどう考えるかといふことは申し上げにくいところをございませうけれども、とにかく首脳会談その他いろいろな外交を通じて、日本といたしましてはアジアにおきましてただ一つの工業先進国といたしまして、諸外国との間のいろいろな感覚といたしまして

て、私は相當な、いまずれとおっしゃいましたか、そういう国際場面におきまして何といひますか、いわゆる先進国グループからやはりちよつと違つた目で見られておるということとは、これは確かでございます。そのようなことを言われなければならぬ、私も平生それ以上の努力をしなければならぬ、こう思つておるところでございまして、これがいろいろな面で、これは経済的な問題についていふまでもない感覚も全くないとは言ひませんが、日本が経済的に発展すればするほどいろいろな面で非難を受けるということも事実であらうと思ひます。ただいまお示しのような発言、このようないふことが多くの欧米の人々の中にどこかにあるのではないかと、私は、私も常々心してかからなければいけない、このように考えております。

○上田委員 外務省の姿勢は一貫してない、くるくる変わる。そういう意味では、やはり先進諸国からは日本外交といふものが奇異な目で見られるといふのですか、大臣も若干そういうことは感ぜられるといふことを述べられておるわけでありませうが、たとへば国連海洋法会議がありませうが第一、第二会期で外務省は、領海三海里、専管水域十二海里を主張されたと思ひます。ところが第三会期では、領海十二海里、ただし経済水域は認めず、ある程度の沿岸国の優先権を認めるとその主張を改めておるわけでありませう。さらに第四会期では、経済水域は認めるが、その中で漁獲余剰分は実績国に優先権を与えたと三たび主張を変えておるわけでありませう。しかも第五会期では、今度は、経済水域は海洋法として合意されれば認める、こういうぐあいに、会議を重ねるたびに態度を豹変させてきたことは事実でありませう。昨年十一月二十六日、ソ連によるアメリカの二百海里漁業専管水域承認以来、外務省は、経済水域は国際慣行になりつつあるのでこれを認めざるを得ないといひ出したわけでありませう。このように日本の漁業外交は、国益すなわち実績確保という観点から現状維持一本やりで終始してきたと思ひます。

あります。この結果、外務大臣がそういう国際会議に行かれると恐らく、ああエグゼプトワンが来たといふような形で、本当に国際的に日本の外交が孤立する、それに、嘲笑されるというやうな結果になっておるわけでありませう。われわれ日本国民としては非常に情ないと言わざるを得ない、このように思ひます。国際社会において日本外交といふものが完全に孤立しているのではないか、このように考えざるを得ないわけでありませう。こうしたことがやはり漁業外交の孤立と失敗、こう言へば言い過ぎになるかも知れませうが、本当にそういうところに漁業交渉の難航といふのですか、あるいはおくれといふものがあつたといふふうには私は思ひます。その点について外務大臣としては、要らぬこと言ふな、こういうふうにお考えでありませうが、私は、事実関係を明らかにしていかねばならぬといふ立場であつて申し上げておるわけでありませう。ひとつ大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○鳩山山務大臣 海洋問題につきまして日本の立場が逐次変わったではないか、こういうやうな御指摘があり、いかにもその場外交的であるやうな御意見であつたわけでありませう。しかし経済水域の問題等は、やはり経済的な観点から各方面の意見を調整いたしまして、日本の意見として対外的に主張をしていく、このやうなことで進んでまいつたものでございませう。特に日本は海洋国家であり、また遠洋漁業国家でありませう。したがういふと、日本の漁業界の意見といふものを無視して日本の主張といふものをいたすわけにはなかなかない。こういうことで今日まで来たわけでありませう。しかし、そのやうな対処の仕方では今日いろいろな面で立ちおくれたではないか、こういうやうな御指摘をいただいたわけでありませう。その面もなきにしもあらずだと思ひます。今日このやうな時代になりましたので、これからまた各国とも二百海里時代に対応したいろいろな措置をとつてまいらう。日本が二百海里をとつたといふことで、関係のアジア各国におきましていろいろな検討を

進めておるわけでございまして、そのような環境のもとでこれからの海洋外交につきましまして私どもも本当に万全の備えをしていかなければならぬ、このように考え、また御指摘の点は率直に御受けをいたすべきだと思ひます。

○上田委員 日本は遠洋漁業というのは、他国の沿岸あるいは近海における漁業であることは言うまでもない、このように思ふわけでありまして、これに對して多くの沿岸国は、二百海里漁業専管水域の設定によつて自国の主権行使による生物資源の保護を図つてきたわけであります。乱獲漁業と言われる日本の遠洋漁業が実績確保をいたすに主眼することは、かえつてみずからの首を締める結果になる、このように私は考へるわけであり

ます。日本がアメリカ、ソ連の二百海里水域を認め、みずからも二百海里漁業水域の設定を宣言しようとするときは、相手国の水域における漁獲は、決して要求するものではなく、相手国の漁獲した残りを相手国の裁量によつてとらせてもらうことになつたということを知らなければいけないのではないかと、こういうふうに私は考へるわけでありまして、わが国の漁業政策、水産外交は、好むと好まざるにかかわらずこうした転換期に直面してゐるのではないかと、実績ということだけでは国際社会では通用しなくなつてきた、それが二百海里問題ではないかと、私はこのように考へるわけでありまして、そういう点で、国際海洋法、条約改定、単一交渉草案、あるいは米ソの二百海里法案に示される考え方はこういふものではなかつたか、私はそういうふうに考へておるわけでありまして、それで私が言つたことに對して外務大臣はどのように考へられますか、お答えください。

○鳩山国務大臣 二百海里体制がとられるようになりまして、この二百海里経済水域の問題にいたしまして、それを沿岸国がやるということ、そして生物資源の保存等に管轄権を及ぼす、こういう点はそれとおりでございますが、しかしその際におきましても、従来の漁業関係が非常に急激な変化を生じて大きな経済混乱を起さないうように

すべきであるという点につきましても、およその合意のあるところでございまして、そういう趣旨から、従来の漁業として日本が行つておりましたその部面につきましまして沿岸国もそれを尊重してもらいたいということ、わが国といたしまして当然申したいことであるというふうに考へておるところでございます。

〔委員長退席、中田(徳)委員長代理着席〕

○上田委員 北洋における日本の漁業の実績を、単に実績などといったなまやさしいものではない、血と汗で築き上げた權益なんだ、こういうふうな力説をしてきたわけでありますけれども、そういうことがソ連の二百海里水域内における日本の主権的權利の存在といひますか、あるいは特別の優先權の存在を何かごり押ししてゐるような印象をソ連に与えるというのですか、漁業交渉と言ひながら結局領土問題を絡ませてゐるという意味でソ連側の態度が硬化したという点を私は指摘してゐるわけであります、そういう点で交渉のスムーズな解決にプラスになつたのではないかと、そういうやり方がプラスになつたのではないかと、この間の基本的な考え方であるわけでありまして、そういう点、何回も言うようであります、大臣の考え方を整理していただきた

い。また国際的に合意されつゝある理解というものは、北洋における伝統的な漁獲の確保が保障され、しかもその漁獲量の水準は、日本の水産業界の経済的混乱を最小限にとどめる必要性にソ連をして配慮せざるを得ないものではなかつたか、こういうふうに思ふわけでありまして、日本の二百海里の設定によつて、ソ連の漁獲の実績を踏まえ、ソ連の水産界の経済的混乱を最小限にするよう配慮しなければならなかつたのではないかと、このように思ふわけでありまして、こうした考え方が二百海里時代の相手国の二百海里内のわが国の実績確保に對する基本的姿勢でなければならぬ、このように思ふわけでありまして、北洋漁業は日本の權益といつた主張は、日本の水産外交がいま求

められてゐる転換を正しく受けとめてゐるとは言えないのではないかと。領土のためならば北洋漁業の一年や二年の操業停止もやむを得ないといつたそういう暴論というんですか、對する水産関係者の御ためとしてみれば、評価できるのではないかと、またし、權益といつた言葉は軽々しく用いてはならぬことではないかと、このように考へるわけでありまして、大臣のひとつ見解を承りたい、このように思ひます。

○鳩山国務大臣 漁業関係につきましましては、あるいは水産庁の方からお答えを申し上げた方がよろうかと思ひます。しかし先ほど来御議論のありました漁業自体のあり方という点、この点につきましましては、やはり日本といたしまして、この北洋漁業に關しましてはソ連政府と協力をいたして、魚種の保存という観点からいろいろな試験あるいは調査等を通じて協力をしてきたわけでございます、したがって、乱獲によつてその特定の魚種が減少するというようなことは、これはもう西国関係からいひまして、また日本自体にいたしましても長期的にはやはり大変困るわけでございますから、そのようなことのないような配慮は続けてきたことと信ずるのでござい

ます。〔中田(徳)委員長代理退席、委員長着席〕したがって、どれだけ漁獲を上げていいのかという点につきましましては、科学的な根拠をもとにして日本も臨まなければならぬ、このように思ひまして、ただやたらにとりまくるといふようなことではなからうと思ひます。その点につきましましては、専門家の水産庁の方からでも補足をさせていただきます。○佐々木政府委員 ただいまの外務大臣の御説明のとおり、日ソ間で大体二十年以上わたる漁業条約がございまして、毎年魚種別の資源の評価をやつて規制措置等を協議しながら兩國間で話し合ひをして漁業をやつてきたわけでございます。このことは日米間の関係でもそうでございます、大西洋のマグロ条約等にも日本もいち早く参

加してゐるということで、世界各國の間で公海資源という前提でも、日本としては可能な限り各國間との協力関係ということには十分意を用いて資源保存の上に立つて日本の漁業の実績の維持といふことも考へてきたつもりでございます。しかし、全体また別の考え方から資源の一つの閉み込みという形で二百海里ということが世界の大勢になりつゝあるわけで、私どもとしては世界の大勢の発展のために現在でもそれが必ずしも望ましい方向というふうには技術者としては考へておりませ

んけれども、必ずしも漁業の問題だけではない、新しい考え方が世界の秩序の問題としてどういふございまして、そういう情勢を踏まえて日本の漁業のあり方というのをはりこの際再検討する必要がある。特に先ほど先生からお話がありましたように、日本の漁業の実績を資源保存といふ観点からのみ、要するに日本の実績が純粋にいいという観点ではなくて、開發途上國に對するいろいろな漁業面での援助その他國際協力という観点に立つて、日本の漁業もそれから關係國の沿岸の漁業もそれぞれが發展をしていくということ

を常に同価値で念頭に置きながら日本の漁業のあり方を考へる必要があるというふうな、現在はいさように考へておる次第でございます。○上田委員 北洋漁業權益論は、戦前の日本の北洋漁業の發展がいわゆる帝國海軍の軍事力の保護のもとに可能であつたという苦い歴史の事実をやはり無視したものではないかと。またソビエト漁民の感情を逆なでする暴論としか私は理解できないわけでありまして、生まれつゝないソビエト共和國の轉覆を目的とした日本軍國主義のシベリア出兵時に、日本はソビエト領海において自由出漁ということ宣言して、軍艦の護衛のもとに大規模な略奪漁業を強行したことは、これは歴史の事実であります。一九二五年、日ソ基本条約締結後も日本は略奪漁業を強行してゐるわけでありまして、一九二五年六月、カニ工船「のと丸」がソ連領域内の密漁でソ

連國境警備隊に拿捕されたわけでありましたが、このとき水雷艇「たちかぜ」が実力によって奪還しておるわけでありました。また一九三〇年六月、水雷艇「あさかぜ」十四号の護衛で四隻の漁船がウスチ・カムチャツク湾の入り口を網で区切り強行操作を実施したことも事実であります。これに對してソ連の外務人民委員部は覺書で抗議を表明しておるわけでありました。

こうした事例は枚挙にいとまのないほどあるわけでありましたが、こうした歴史的事実から言えることは、まず第一に、日本が開発したという北洋漁場が、実は軍艦護衛のもとでソ連の領海に對する侵犯を繰り返した結果形成されたものであるという点、そして二番目には、したがって北洋漁場は確かに日本が伝統的に漁業を行ってきたところでありましたが、それは決して權益といつたようなしるものではなくて、断じてないというように考えるわけでありました。

外務大臣に對答していただきたいわけでありましたが、この日本の軍国主義下における驅逐艦あるいは水雷艇の護衛のもとでの北洋漁業の歴史に日本としてやはり反省すべき教訓はなかったのかどうか。戦前のわが国の態度がすべて正しかったというふうな思つておられるのかどうかという点であります。

また、日ソ友好の前提は相互理解にある、このように私は考えるわけでありまして、漁業実績を強調する余り、ソ連国民の感情を逆なでする權益死守といった風潮は私は断じて戒めるべきである、こういうふうな考へるわけでありましたが、この点についてひとつお答えいただきたいというふうに思っています。

○佐々木政府委員 初めに事務当局の方から、北洋における漁業の実態について少し説明させていただきますか。

いま先生お話しございました戦前と戦後では、日本の北洋漁業の実態は全く違つております。確かに戦前にはさつき御指摘になつたような事実もあつたことは私も十分承知をいたしております。

が、戦後の日本の北洋漁業の形態というのは、ほとんどソ連の領海十二海里の外の公海の資源を對象にいたしまして、從來全く未利用であつたスケトウダラであるとか、あるいはカニの中でも北洋イバラガニであるとか、そういったかなり沖合の方の、あるいは本當の意味での遠洋の漁場の資源の開発に非常な汗とそれから力を尽くして、いままでの漁業の実績を築き上げてきたわけでございます。このことについて權益と云うのが適當かどうかという点は別にいたしまして、日本の漁業がいろいろさつき申し上げたように二十年間の長い漁業条約の歴史の中で相當な努力をして資源の開発に貢獻してきたということはソ連自身もかなり評価をいたしております。ソ連自身も、実は御案内のとおり全体年間一千万トンのうち六百万トンを外國の沿岸二百海里内に依存するといふいわゆる海洋漁業國でございますから、そういったそれぞれの過去における資源開発のための努力、そういったものを評価するといふことについては考え方は基本的に日本と變つてはおりません。

そこで今回の交渉の中でも、ソ連側の方では一応二百海里の漁業専管水域を設定して、その中の資源の利用といふのは、ソ連の現在の漁船勢力その他をもつてすれば全部自分の方で利用しようと思つておられる。しかし、そういった長年の兩國間のいろいろな話し合いの上に築き上げられた日本の実績といふことを一方ではやはり尊重をする必要がある。このことは、ソ連自身もまたBCなりカナダ、アメリカ等の諸外國に對しても主張をしておるところでございますが、そういう観点から、日本のそういう伝統的な実績をソ連側の新しい二百海里という秩序の中でも認めよう、しかしそのためには必要ないろいろな条件を整備しなければいけないという観点から話し合いが進んでまいつたわけでは、決して日本の伝統的な実績あるいはその実績の継続といふことに對して、ソ連側が信義的その他に非常な反発をもつて対応してきたといふことではないというふうに私も理解しております。今後もそういう兩國間の友好關係の

上に立つて、また適正な資源保存ということに前提としながら、話し合いの中で兩國間の漁業の継続といふことに努力をしていかなければいけないといふふうな考へておるわけでございます。

○鳩山國務大臣 ただいまお聞き取りのような情勢でございますが、ただいま戦前につきましてのいろいろな御批判がございましたが、そのようなことではなくして、これからの日ソの關係といふものは、特に漁業面で友好が保たれてきたわけでございますので、今後とも友好的な關係のもとで漁業の發展を図っていくという方針でまいるところでございます。そして、先ほども申し上げましたが、私もいたしましては、領土問題について平和条約という問題を抱えておりますけれども、これらを推進するものはむしろこの漁業關係であるといふふうなふうに思つておるところで、兩國間の協調的な發展ということに尽くしたいと思つております。

○上田委員 戦前の日本政府の北洋漁業での權益といふものは、政府自身が考へて適當でなかつたといふこと、また戦後においては、まあ決して私が先ほど言つたようなことではないとお言言葉でありますけれども、いずれにいたしましても、やはり北洋漁業の權益といふような形のもものが、一体中身がどういふものであつたのかということを整理する必要があるのではないか、私はこのように考へて発言させていただいたわけでありました。

日本の軍国主義は米ソによつて一應毀滅させられるといふのですから、降伏をさせられることになつたわけでありまして、そのときにポツダム宣言を受諾してゐるといふ一つの事實關係、あるいはサンフランシスコ平和条約の第二條C項によつて日本は北千島、南千島を放棄した。この点については、一九五一年の十月十九日、衆議院のサンフランシスコ平和条約特別委員會で政府委員が明快に確認しておるわけでありました。また第三番目に、ダレスのいわゆる反ソ冷戦外交の時代に、日本政府は、北方四島は千島に含まれないとい

う解釈を打ち出してゐるわけでありました。こうした事實を前提にするならば、ソ連の二百海里線引きについて最も現実的な解決策は、やはり現行の日ソ國境線に基づいて線引きを行い、四島周辺水域、いわゆる三角水域における零細北海道漁民の漁獲実績の確保を図るという水産庁の當初の構想、こうした現実論に立脚した交渉の促進をする必要があつたであらう。それにブレーキをかける、あるいはまた牽制をしたのが外務省ではなかつたのかといふことを私は言つておるわけでありました。

たとえば四月四日の水産經濟新聞、この新聞であります。ここで重大な事實關係が報道されておりますので、若干読み上げてみたいと思つて、鈴木・イシコフ會談で北方四島の問題は一切ふれず、タナ上げする形で、暫定取り決め交渉を三月末までに解決するといふ路線がしかれてゐた。しかし、モスクワでの交渉がヤマ場に入つた三月二十五日すぎ、外務省独自の訓令が有田藩議會を窓口モスクワの駐日大使館に届けられ、日本側は北方四島問題に手をつ込んでしまつた、といわれる。この仕掛人は米國と、あるいは現在まだ外務省にいせん強い発言力を持つトスカカ派グループの法眼國際協力事業團理事長（元次官）といふ。ウワサも流れてゐる。この外務省の勇み足により、四島問題に手をふれず、現状凍結のまま日ソ暫定取り決め交渉を解決しようとしていた農林省、水産庁の意圖は完全にくつがえされ、強いショックをうけてゐる。これを裏づけるようにソ連機關誌「プラウダ」は「日ソ取り決め交渉が決裂したのは日本の反ソ分子の策動による。根拠のない不当な領土の要求には冷却期間をおきた」と厳しい対日攻勢を開始した。「しかし、解決を急がなければならぬ漁業交渉のさ中にあえてこちらから難しい領土問題を持ちだしたとすれば、サカナと領土を切り離す方針からすれば、また、火中の栗を拾う結果をきたしたことにならう。」こういう報道があるわけでありました。

そういう点で、こうした訓令を発した事実があるのか、まず聞きたい。それから、あるとするならばその内容はどのようなものであったのか。さらに、そういう事実がないということであるならば、なぜそういうことはないか、公式に否定しないのか。この三つについて外務大臣の意見を聞きたい、このように思います。

○鳩山国務大臣 今次の交渉の経過につきましてはいろいろな曲折がございました。しかし、いまのはこの資料が存じませんが、私もそれも拝見をさせていただきたいと思いますが、どうもいまお聞きしたことは私どもには全く推測——まあ推測的な論述ではなからうか。いま私のお聞きしました限りにおきまして、そのようなことは全く事実には反するものというふうに考えます。

○上田委員 こういう訓令はなかったのです。事実には反するということ、そういう訓令はなかったということですね。それであるならば、こういう新聞が出ておるわけでありまして、やはり事実でないということと堂々と反論すべきではないか。またではこういうものがそのまま事実関係として理解されておるわけでありまして、その点についてどうお考えでしょうか。

○鳩山国務大臣 その新聞は見ておらないのですから、いまここでその新聞のどこがどのように違うか——今回の交渉におきまして、法眼氏が途中で介入をしたというようにすることは全く事実には反することとおもっております。

○上田委員 日本の北洋漁業関係者は、いわゆる日ソ貿易関係者の間では、四月八日の会談で鈴木農林大臣が次のように発言したということが広く伝えられておるわけでありまして、「個人的には、領土問題は三十年から五十年かかる問題だ」という。領土については変更は長期の課題である。しかし、日本には日ソ漁業交渉を私利私欲のために利用しようとする勢力がある。だから慎重に対処しなければならぬ」ということとあります。さらに、園田官房長官の訪ソ努力と相まって、交渉がいよいよインシコフ私案によって妥結の可能

性が生まれたときに、外務省の首脳は対ソ譲歩論を意識的にマスコミに流して対ソ強硬論に油を注いだ。四月八日の各新聞は次のように報道をしておるわけでありまして。四月八日の朝日の朝刊では、政府首脳は、ソ連の二百海里水域線引きを、領土とは無関係な魚に限っての線引きとして認める立場に踏み切ったと述べた。また同じ四月八日の読売の朝刊であります。外務省首脳は、北方領土水域でのこれまでの漁獲実績三十万トンを保証するためには、たまたま論ばかり言っているとはいえないとし、ソ連の北方領土水域の線引きを認めざるを得ないことを示唆した、このように報道されているわけでありまして。ここで言うところの政府首脳は、四月七日夜、外務省担当記者との定例懇談会における鳩山外務大臣自身なのだというように伝えられておるわけでありまして、これは事実なのかどうか。発言の真意はどこにあったのかというところをひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○鳩山国務大臣 その日、記者クラブとの懇談があったことは事実でございます。しかし、記者クラブの懇談というのは、たまたまその日が園田官房長官とコスイギン首相との会談が行われる日でございます。その行われた時間からこの懇談が始まりまして、それでいろいろな雑談を交わしておったわけでございます。その園田・コスイギン会談の結果を、私がそれを知っておていろいろしゃべったのではないかと、いろいろ後でそのような議論がクラブの間であつて、この懇談で行われましていろいろな雑談の一つ一つの言葉をとどけるように解釈しようかというように、その晩記者クラブでいろいろな議論があつたというふうに聞いております。したがって、翌日の新聞を見まして私も大変びっくりいたしましたのでございますけれども、そのような経過で、特定のことを考えて発言をしたというように、特定の人の説明を、理解を深めてもらおうと思つて、その北方四島地域でどれくらい漁獲があるのかなん

とか、零細漁民がどれくらいあるんだというような話をした覚えはありますけれども、それをどうすべきであるとかいうようなことや、魚が大事であるとかいうような、そんな表現は一言もしなかつたのであります。

しかし、それがいろいろな憶測を生んだということ、後で聞きましたらそのようなことでありまして、私といたしましてまことに心外な記事が翌日の朝刊に書かれたということでありまして、その経過はここで御説明いたします。いろいろ申しわけをしていろいろなこととられますけれども、事実はそのような、全くの雑談をするのが、その懇談の席でもやま話をするというような席であつたということを御了承いただきたいのでございます。

○上田委員 今度の再開された交渉に並行して、外務省時代からいわゆる最強硬の反ソ主義者と名高いというのですか、先ほどの記事にもそのように出ておつたのですけれども、法眼元外務次官を福田首相の事実上の特使として訪中させたということですね。ミグ25事件でソ連の国民の感情を逆なでするような形になり、そしてまたその後遺症がいまだにこりとなつておるときに、そういうことになつたということは、日ソ交渉が最も重要な局面でこうした思慮を欠いたいわゆる挑発的な行動をとること自身が、やはり外務省が果たしたこの問題で有効に漁業交渉を成功させる形になつたのかどうかという点で、私もその点について大きな疑問を持っておるわけでありまして、たとえば東京の七十一歳の年寄りの発言であります。これは朝日新聞の「声」欄に載つておつたわけでありまして、ちよつと紹介をしたいと思つておるわけですね。「三木内閣以来、わが国の外交姿勢はとなく陰湿で、間に合わせの策である。特に対ソ関係においてそれが著しい。昨年十月十五日に、日本の港からミグ25をソ連船で積み出して間もなく、外務省は「総選挙後年内にも日ソ関係全般の修復に向かつて何らかの動きが出てくるものと見ておる」と、全く甘い考えであつた。また外務省

筋の意向として、北方領土問題で日ソ漁業暫定協定ができない場合は、一年ぐらゐ休漁して交渉すると伝えられている。北方領土は、田中・ブレジネフ会談で未解決の問題に含まれていたことが会談のメモにあると宮沢欧亜局長が言っている。しかしなぜ当時両者の会談に立ち会つた外務省通訳を国会で証言させ明らかにしないのか。こういうことを言つておるわけでありまして、こうした政府の姿勢で一番打撃を受けるのは北海道あるいは東北の零細な漁民であつたらう、また日ソ漁業交渉に当たる農林水産関係者ではなかつたらうか、こういうふうに思つておるわけでありまして、そういう点で、参議院選挙が終われば直ちに訪ソをして、具体的にぎくしゃくしたそういう日ソの関係の修復に当たる必要がある、私はこういうふうに思つておるわけでありまして。特に日ソ間の定期外相会議はいつ開くつもりなのか。日本が積極的にイニシアチブを発揮することが必要ではないか、こういうふうに考えるわけでありまして、外務大臣の答弁をいただきたいと思つておる。

○鳩山国務大臣 いま仰せのように、日ソ関係につきましてはやはり常時友好関係の増進に努めなければならぬ、おっしゃる通りであらうと思つておる。昨年中に開かれました予定でありました定期外相会議が繰り越されてまだ開かれておりませんので、この国会が終了後、漁業問題が一段落いたしました時期におきまして、先方と十分連絡をとりながらなるべく早い機会に持ちたい、このように考えております。

○上田委員 これで最後になりたいと思つておる。日ソ外交史における事実関係について一点だけ御質問申し上げたいと思つておる。この春、モスクワの国際関係出版所から出版されたV・N・ペレジン著の「恐らく外務大臣は知り得ないかも知れませんが、恐らく外務大臣は力路線とその反対者」の七十二ページに次のような記述があるわけでありまして。「日本政府は、一九〇五年のポーツマス講和条約の第九条に基づいて、付録第十で、それまでのロシアとの条約すべ

てを廃棄した」こういう記事があるわけでありま
す。こうした事実が公表されたのは、私の知る限
りでは今回初めてではないか、こういうふうにし
うわけでありま。非常に重要な事実関係であり
ますので、これが事実かどうかお知りであればひ
とつお聞かせいただきたい。もしお知りでない
いうなら、調査をして早急に御報告いただきたい
と思うのですが、どちらでも結構ですけれども、
わかっておれば答えてください。

○加藤説明員 お答えいたします。

私ふつつかにいたしまして、いま先生の御指摘
になった書物をまだ読んでおりません。その記事
を早速調べまして、事実関係とあわせて別途御報
告いたします。

○上田委員 それじゃ後日、事実関係についてお
聞かせいただくということでありま。私の
質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○正示委員長 続いて、樺野泰二君。

○樺野委員 大分遅くなりまして恐縮ですが、な
るべく短時間で終わりますので、しばらくおつき
合ひ願いたいと思います。

私、竹島問題に限って御質問いたしますが、竹
島が日本固有の領土である、島根県隠岐郡五箇村
の行政区域に入っているという、これはもう全く
問題ないところなんです。この竹島問題が最近、
海洋二法あるいは日韓関係をめぐって大変問題に
なっております。私は、竹島問題が重大化したの
は過去にも二回あると思うのですが、一回は李承
晩ライン宣言の当時、二回目は日韓条約の締結の
当時であります。今度で三回目です。ところが過
去二回とも結局政府は、口ではいろいろ言ってい
ただけけれども、本腰でこの問題を解決するとい
う態度はなかったと私は思うのです。

たとえば、第一回の李承晩ライン宣言当時です
が、昭和二十九年に国際司法裁判所に提訴するとい
う動きがあった。閣議決定があった、しかし韓国側が
応じないということで、そのままになった。それ
から日韓条約締結の当時ですが、当時の自民党の

副総裁大野伴睦氏、竹島などは一発ぶち込んで吹
っ飛ばしてしまおう方が手取り早いじゃないかと
いうことを言ったとか言わないとか、いずれにし
ても三十八年一月には竹島共有案というのが出さ
れ、これは大変な問題になったわけでありま。
しかしともかく、ある問題になった時期が過ぎ
ると何となく立ち消えになってしまおうという経過
があるわけでありま。私、今回は政府に本気で
竹島問題領有権をめぐって、もちろん竹島周辺の
漁業問題もございしますが、ぜひ解決してもらいた
いと思っております。

私は、ともかく日韓条約の締結時にこの竹島問
題は解決しようと思つたらできた、このときにい
いかげんに扱つたというのが結局今日禍根を残し
ていると思うのです。これは北方領土問題がサン
フランシスコ条約締結時にさかのぼらないと問題が
はつきりしないのとある意味では似ていると思
うのですが、たとえば日韓条約の当時の審議を見
てみますと、日韓条約の締結は四十年の六月です
から、その前の国会ではこういう議論なんですね。
三十八年の二月二日の予算委員会、野原覚委員
です。国交正常化の後に竹島問題は外交的に解決す
べき問題だという朴議長の見解は、日本政府の見
解と違ふ。大平外務大臣の答弁は、わが方として
は一括解決という不動の方針で進んでいる、帰属
をはつきりさせることができるような手段方法とい
うものを、双方において国交正常化前に合意して
おかなければならぬと思つてゐる。池田総理大臣
は、竹島共有論についてどう思うかという野原覺
委員の質問に対して、私はそういうことについて
考えたことはない、したがって竹島問題は両当事
国間で決まればよいが、決まらぬ場合は国際司
法裁判所の判決によるべきだと思ふ。

もう一つ読みますが、これは三十九年の十一月
二十八日の予算委員会、勝田田委員の質問。日韓
交渉における一括解決方式という中では、当然竹
島問題の所屬の最終的な決定も含まれるかと思
うが、どうか。後宮アジア局長の答弁は、国交正常
化のときに竹島問題のような後にしこりを残す問

題も同時に片づけたという方針で当たつてい
るが、前内閣のときからの政府答弁にもあるように、
少なくとも最終的な解決のめどははつきりとその
協定の中につけておく。こういう答弁です。
ところが、日韓条約締結後になつてくると、が
らりと変わつてくるのです。四十年の八月四日
の予算委員会、野原委員。六月二十二日に日韓条
約が調印されたが、条約、協定のどこにも竹島の
字が出てこないがこれはどういうことか。椎名外
務大臣答弁。竹島というものを必ずしも表示する
必要はこの際ないから、日韓間の未解決の懸案と
いう中に含めて問題の処理方法を要結した。

それから、四十年十月二十七日、これは日韓特
別委員会、松本七郎委員の質問。日韓交渉が妥結
するということには一括解決が前提条件だとい
つて強く主張されてきた、それが竹島は解決できな
いと遺憾の意を本会議で表明された、日本国民に
対して総理としての責任はそんな程度でいいの
か。また、解決のめどがついたということになる
か。一体何を根拠としてそう言われるのか。佐藤
内閣総理大臣の答弁は、全体を見た際には、大局的
見地に立つと竹島問題を放棄したわけではない、
しかしこれの平和的解決方法はちゃんとその方向
が決まつたという状態で日韓間の条約を調印した
わけである。両国間の紛争を解決する交換公文が
ある。それによつて処理するということである。
こういうことで、条約締結前はともかく最終的
にきちんと解決できるという、それはやるんだと
いうことなんです。ところが結局、条約では締結
時には御存じのように交換公文ができたのです
ね。ところがこれは全くしり抜けなわけなんです
からこの締結以後の国会の答弁は、いま言います
ようにきわめてあいまいなことになつておる。

そこで、この交換公文ですが、これで全部竹島
問題は後で解決できるんだとおっしゃるのです
が、これは再々今国会でも問題になつています
うに、両国間の紛争——韓国は、竹島はこの紛争
の中に入っていないと言つてゐるわけではし
う。しかし、そんなことはないで、竹島問題は

入つてゐる。としますと「まず、外交上の経路を
通じて解決するものと、これにより解決するこ
とができなかつた場合は、両国政府が合意する手
続に従ひ、調停によつて解決を図るものとする。」
こういうふうになつてゐるわけですね。ともかく
韓国側がうんと言わなければどうにも動きがとれ
ない。しかも、韓国側と話し合つて韓国側の合意を求
めるというのが、二重、三重に書いてあるんで
すね。韓国側から言えば二重、三重の歯どめにな
つてゐる。日本側から見ればこれは全くしり抜けで
どうにもならないわけですね。少なくとも先ほど
読みました政府側の国会答弁からいけば、話し合
いで解決がつかない場合には国際司法裁判所に提訴す
る。その合意をあらかじめこの交換公文の中に入
れるというなら話がわかる。これもやつてないわ
けですね。これでは、とにかく竹島問題はいいよ
くほつたらかしたということにならざるを得な
い。結局、この交換公文は何の役に立たないで
すね。今度また国際司法裁判所に提訴も考へてい
るというふうなことが言われてゐるようですが、
この点はいかがですか。

○中江政府委員 外務大臣が竹島の解決のために
国際司法裁判所に本案を提訴することも考へられ
るというところをおっしゃいましたことは事実で
ございます。他方、それではそのことが現実にな
るにできるであろうかという点につきましては、こ
れは先生がいま経過をなさるお述べになりましたよ
うに、そう簡単ではない。しかし問題は、一つの島
が国際法上どちらの国に帰属するかという純粋に
法的な論議の紛争でございまして、これは国際
司法裁判所の判決を仰ぐのが妥当であるという
考へ方は、私もいつまでも持ち続けたい、こう
思つておるわけですが、不幸にして国際司法裁判
所規程に韓国が当事国となつておらないために、
当然に国際司法裁判所の管轄権を受けないとい
うことになつております。現在の法秩序の中
では強制的に法廷に引張り出すことができない
したが、双方が、これは法的な国際法上の紛
争であるから国際司法裁判所の権威のもとで決着

をつけようという気になったときには、両方で特別の合意書をつくりまして国際司法裁判所に出す、この道は私どもとしては閉ざすべきではない、こういうふうな考えでおります。

○樺野委員 いずれにしても、仮に当事国になったにしろ、ともかく合意しなければ、提訴に訴えなければ、国際司法裁判所の審理が始まるわけでは、これもいまの実情から見れば、韓国側が提訴するなということはちよつと考えられないわけですね。これも具体的な解決方法としては余り役に立ちそうにないと思われのです。

私は島根県選出で、これは地元の問題なんです。ともかく、さつき言いましたように、日韓条約締結当時、地元の人たちは大変期待していた。国会答弁でも、何とかこれは解決してくれるだろう、また、解決しますという答弁があるんですね。ところが、条約を締結して終わってしまったら、こんないいかげんな状態だということになるので、今度もまた北方領土問題同様、領土には妥協は一切しない、毅然たる態度で臨むと言われても、なかなかどうも信用できないという感情があるわけですね。

そこで、二月十六日に日韓議員連盟の総会が東京で行われました。どうもこの際も、竹島問題が議題になったという事は私聞いていないです。それから二月十八日には、朴東鎮外相が来られて鳩山外務大臣はお会いになつてはいるはずですが、ここでも一体竹島問題をお話しになつたかどうか。翌日、十九日には朴外相は福田総理を表敬訪問されているようですが、結局大陸だを早く何とかしてくれという要請をしたというこのようですね。それから四月四日には南副総理が来日した。新聞記事を見ますと、夕方鳩山外務大臣主催の晩さん会があつて、この日、南副総理は福田総理とも会つていらつたのですね。一体、こうした機会にこの竹島問題を話し合われたことがあるのですか、ないのですか。

○中江政府委員 幾つかお挙げになりました機会のうち、日韓議員連盟ですか、この方の会合の話

は、立法府の先生方の問題でございまして、私どもは特にそれについて詳細知らされておるといわけでもございませぬけれども、その他の政府首脳との間の会談において、一般的に言われておりますことは、双方とも竹島という紛争の島を抱えているという事は事実の問題として認識しておるわけでございます。竹島の問題は何かしななければならぬという事は、話題にはもちろんなるわけですが、それではそういう場で、これは日本のものであるから、日本に当然帰属すべきものだから、ぜひ韓国の不法占拠はやめてもらいたいという事を強く申し入れて、それが実効があるかどうかという点については、先ほど先生も御指摘のようにはなはだ疑問である。なぜそうであるかという点、日韓双方の間でこれを解決することが双方の利益であるというふうな雰囲気は盛り上がりませんと、こういう領土問題というものは国民の感情的な問題が非常に入ってくるので、したがつて、この問題は紛争であるという事を確認しつつ、雰囲気を実際の解決に向かうような時期が来るのを待つという事が、迂遠のようですけれども、紛争は平和的に解決するという憲法だとか国連憲章の精神などにのっとりまして、まず日本の外交からすれば、いまその道しかないという事でございまして、まず日韓双方が互いに友好関係について信頼を確かめ合つて、そういう友好関係の上に立つて本件の解決を実際に具体的にどうしようかという事が話し合ひになる時期を待つという事が、現段階でございまして、竹島について特に関心を持っておられる国民の皆さん方からすると、私もいつも陳情を受けまうけれども、できることなら何とか解決したいとは思ひながら、実際上の手段において非常に制約されていられるという事が実情でございまして。

○樺野委員 とにかく、この竹島をいま韓国が占拠しているという事は、これはもう不法不当であるという事ははっきりしています。しかし、それにしてはいまの、たとえば二月十八日、四月四日あたりの会談でも、少なくともこれは強く抗議を申し入れるという態度があつてもいいのじゃないですか。そういうことはないのでしょ。何となく困つたものだという話とはちよつと、はつきり抗議を申し入れるという事はあつたのですか、ないのですか。

○中江政府委員 日本政府がいままで行つております抗議というのは、そのときどきの日本側の海上保安庁による巡視の結果だとか、あるいは韓国の新しい事実を認知したときだとか、あるいは韓国内で竹島について何らかの日本として容認したい発言があつたときとか、そういう具体的な事実があつたときにそれに即してやるといふことで、一般的に会うごとに抗議をするという方法とはちよつと異なります。今回の首脳の間でのお話の中でも、私の知らされております範囲内では、竹島問題についてはこれが紛争であるという事についての確認をしようという事はございまして、たけれども、その場で抗議を申し込むという事なことはなかつたように聞いております。

○樺野委員 そちら辺なんですけれども、たとえば四月四日の南副総理の来日の際話し合われたことは、結局日韓経済協力問題、「過去と比べ変化があるのか」となつたのに対し、福田首相は「変化はない。これまでと同じく行く。自信をもつて継続的な協力関係を維持して行くようにしたい」とのべた。という新聞記事がある。それで、この時の八、九月に日韓閣僚会議を開くという。つまり、韓国側が望んでいることですね、これに日本政府が積極的に協力する、こういうことばかり。少なくとも、この国会が始まつてから、鳩山外務大臣も国際司法裁判所の提訴を考えているとおつちやつていらつたのですからね、それじゃ韓国側も合意してくれぬかぐらゐない、もう少し具体的な話を詰めてもいいのじゃないか。そこら辺を国民は、口じゃ言うけれども本気じゃないんだ、こう受け取るわけですね。そういう、国際司法裁判所に本が提訴する場合に合意してくれるかというような話もなかつたのですか。

○鳩山外務大臣 竹島問題につきまして、過去に

おきます大変いろいろな折衝の結果があるわけではございまして、また国会の御審議におきましても御議論をいただいておりますわけでございます。この竹島問題につきましては、私どもこの問題を何とかしたい、こう思ひますけれども、これがまた、不用意に先方に持ち出した場合には大変な問題を引き起こすことは目に見えておるわけでございます。先方の国会内では、日本の国会とまことにちよつと逆な議論が非常に強行されておるわけでございますので、この問題につきましては外交交渉によつて解決をいたそう、このためにもやはり細心の注意が必要であらうというふうに考えまして、東京に見えらる外相あるいは副総理の来日の際になぜそのようなことを主張しないか、こういうおしかりでございまして、そのようなことがいひ結果を生まないことは目に見えておりますので、私どもといたしまして、この問題につきましてはやはり慎重に準備をいたしまして、適当な機会に、またこれを議題にいたします。適当な機会に、またこれを議題にいたします。適当な機会に、またこれを議題にいたします。適当な機会に、またこれを議題にいたします。

○樺野委員 もちろん外交問題ですから慎重さが必要ですが、ともかくそれにしても、何とも煮え切らない態度だとして私どもには考えられない。最近日韓大陸だの批准問題をめぐつて、韓国側は、とにかく今国会で批准されなければあつた共同開発区域を独自で開発するんだ、こういうことを言つていられるのであります。また、ごく最近では、浦項沖合の日本海岸ですね、新しく第八鉱区を設定する、もちろん竹島が含まれる、こういうことも言われております。さらに、二百海里漁業専管水域を一方的に設定するんだ、こういうことも言つていられるのです。私どもから見れば、大陸

だな協定を批准するかどうかは日本の国会が決めることです。これに対して韓国側の態度というのは、これはまさしく恫喝ですね。国際儀礼上からも許されないむちやぐちやな言い分だと思ふ。もし今国会で批准されなければ韓国独自で大陸側の開発をするんだとか、あるいは竹島を含む日本海側に第八公海を設定するんだとか、二百海里も一方的に設定するんだとか、こういう話は正式の外交ルートとしては入っているのですか、いないのですか。

○中江政府委員 結論を先に申し上げますと、正式外交ルートを通じては入っておりません。いま御指摘の問題点それぞれについては、少し色合いが違いますので、一言申し上げます。

まず第八公海を設定するという問題は、これは一部新聞で報ぜられました。韓国側に在韓日本国大使館を通じていろいろの方法でチェックをいたしましたけれども、そういう事実は全くないということでございますので、これは根拠のないことだ、こういうふうにお考えいただいて結構だと思ひます。

他方、単独開発の問題につきましては、これは御承知のように、昭和四十五年に韓国は韓国のよって立つ国際法の基礎の上で、これは自分で開発できる地域だと思つて単独開発のために試掘をしようとしたわけでございまして、この試掘をしようとしたのを、日本側としてそれは認めることができないと言つて交渉に入つた。そういう経緯から見ましても、韓国側では独自に開発する準備ができていてというふうには認識して間違ひではないかろう、こう思ひます。

それから、二百海里漁業水域の問題は、大陸的な協定とは別途、日本がアメリカ、ソ連の二百海里漁業水域に対して日本側も二百海里の漁業水域を考へるという段階から、韓国及び中国に対して説明してきております。そういうわが方の説明の段階で、韓国もこれは国際社会の一つの趨勢として検討していることを言つたことはございませうけれども、報復措置として云々というふうな

ことは正式外交ルートでは言つてきてはいないというところでございます。

○榎野委員 それなら結構ですが、私はこの共同開発区域の単独開発なんてことは、韓国は恐らく本気で考へてはいないだろうし、第一その能力がないというふうには私は思ふのですが、結局、いろいろ韓国側がそういうふうな報復措置に出るといふふうな報道がともかく流れる。そこで結局、たとえば私どもの地元あたりから見れば、竹島が含まれるような公海が設定されたら大変だ、それから竹島を中心に二百海里を設定されたらこれは大変だ、それなら大陸側の方は何とかという、こういうふうになる空気も当然予想されます。そんなことで、ともかく大陸的な条約が批准されては、これはとんでもないことになる、千載に禍根を残すことになるので、私も何となく思つていふので、韓国の態度はやっぱりいかぬと思つていふので、これに対して、いま外務大臣がおっしゃるように、いまいたずらに刺激してはかえつて解決を困難にする、こうおっしゃるのですが、韓国側の態度に比べて日本側政府の態度が余りになまぬる。一体この八、九月に開かれる予定の日韓閣僚会議を開くか開かないか、竹島問題を絡めるといふお気持ちがあるんですか、ないんですか。

○鳩山国務大臣 竹島問題につきましては議論する、あるいは先方と外交交渉を行う機会を見つげ出すのはなかなかむづかしいことと思つておりますけれども、このような機会の一つの機会であらうというふうには私自身考へてはおります。しかし、この議題につきましても、これはやはり先方とあらかじめ議題の調整をいたさなければなりません。したがって、ここで、必ずそこでできるだろうということは申し上げかねるわけでございませうけれども、一つの機会としては私自身心にとめておるということは申し上げておきたいと思ひます。

○榎野委員 まず日韓経済協力が主題になるような日韓閣僚会議ですね、これを日本側の要求が何

もかも入れられないということならばこれは開く必要はない。しかし、いまの外務大臣の御答弁だと、そこまでは考へておられない。しかし、開いてもまだその議題に何をのせるかはつきりしないとおっしゃっているんですけれども、少なくともこの竹島問題を議題にのせるというぐらゐなことはしていただかないと困る。

私の方に地元からたくさん陳情書が来ているのですよ。これは隠岐島の漁業協同組合連合会です。いま竹島問題の解決で「これを国際間の紛争にして憲法九条により実力に依つて解決すべき筋合のものにあらずとするならば、よろしく韓国をして国際司法裁判所に提訴して帰属の判断を求め、ことに同意せしむべく、万々韓国にして、この提訴に応ぜざるにおいては、よろしく韓国に対する経済援助を打切る等適切な措置を講ぜられたく強く要望する」という書いてある。いまちよつと読んだときに「これを国際間の紛争」云々と申しました。その前に「自衛権の発動によつて現状回復を図るべきであり、若し我が国に於て、これが憲法上定めならば「国際司法裁判所に提訴」という書いてある。

自衛権の発動、これはだめであります。領土問題は、先ほど上田委員も御指摘があつたのです。が、ナショナリズムなりミリタリズムがあるという大変危険な側面があるのです。これは警戒しなければなりません。いすれにしても、いま読みましたように、国民全部そうだろうと思ふのです。が、政府が本気にこの竹島問題を解決しようとするならば、少なくともそれに対する何らかの、この対抗措置ぐらゐは切り出していいのじゃないかという、これが大方の気持ちだろうと思ひます。どうかそういう点で、あの日韓条約前後の国会とまた同じように、口ではうまいことを言つていたが結局はうやむやにされたという、そういう失望感を与えないような態度をとっていただきたいと思ひます。

それで、この竹島ですが、十二海里は当然竹島にも適用して領海を広げたことになると思ふので

すが、これは韓国側に通告はなさっているのですか。

○中江政府委員 先ほど私ちよつと触れましたように、日本が領海十二海里及び漁業専管水域二百海里を設定するというのを検討を始めたときに、韓国側に日本の考へていることを説明しました。その際に、これは日本の固有の領土全域に及ぶということをばつきり申し上げております。しかし漁業専管水域につきましては、御案内のように日本全域に設定するたてまえになつておりますが、具体的にどこに引くかというのは別途政令に委任されているということでございますが、日本の固有の領土の中に竹島は含むということを当然の前提として、そういうふうには韓国側には申しとおるわけでございませう。

○榎野委員 それから、水産庁にお聞きしたいのですけれども、竹島では、李承晩ラインが宣言されたその翌年ぐらゐ、たしか昭和二十八年ごろまでは、隠岐島の漁民などがアワビとかサザエとかあるいはアシカをとつていたわけですが、それが結局はいけなくなつた。この竹島及び至近の海域というのですか、その、当時の年間漁獲量は幾らぐらゐだったかわかりませんか。当時幾らぐらゐつていたか。

○佐々木政府委員 竹島周辺でワカメとかノリ、テングサあるいはアワビ、サザエ等の漁獲があつたということは、私も関係者から聞いておりますが、正確な漁獲の統計はございませんで、大体昭和二十七年、八年ころから全くこの地域では漁獲を、ごく周辺のいそ周りでやつておりましたので、私もデータを持ってない状況でございます。

○榎野委員 大体いまの金額にして八億円ぐらゐだということをやっている向きもあるのですが、いすれにしても、それだけの漁獲がでない状態が今日まで続いているわけですね。それから、竹島を基点にしたこの二百海里内の日本の漁獲量は、いまだのぐらゐでございますか。○佐々木政府委員 昭和五十年の実績で、区域の

とり方にいろいろ考え方がございますが、竹島を中心にして周辺海域をとって見ますと、大体年間で一万吨、金額にして約二十七億円余になるというふうな推定しております。

○榎野委員 いまの一万吨の内訳をお聞かせ願いたいのですが、時間の都合もありますから、イカが六千七百トン、それからベニズワイガニが二千七百トン、それから沖合い漁業によるその他のものが六百トンぐらい、こういうことでよろしいのですか。それとも一つは、いま私の方では金額は、七、八十億ぐらいと聞いているのですが、この点、どうなんでしょう。

○佐々木政府委員 数量につきましては先生がいまお話しのとおりでございます。金額につきましては、大体五十年の平均単価で推計をいたしますと、ベニズワイガニにつきましては、県からの五十年の価格での報告を基礎にして推計いたしました計二十七億三千万円、五十年の単価で大体そういうふうな推定しております。

○榎野委員 そこで、この海域にはいまだこの漁船が入っておりますか。

○佐々木政府委員 これも区域のとり方でいろいろございますが、日本の漁船のほかに韓国の漁船も竹島の北の方にございます北大和堆、こちら辺を中心にしてイカ釣り漁業その他で入り会い関係が相当ございます。それからベニズワイガニについても最近若干韓国の操業の動きがあるということも聞いております。

○榎野委員 日本の漁船は基地で見ると、県でいえばこの県の漁船が入っているのですか。

○佐々木政府委員 主として鳥取、島根、こちら辺の県が中心でございます。それから一部は山口県の船も操業しているかと思えます。

○榎野委員 韓国の二百海里内における日本側の漁獲量、それから朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮の二百海里内における日本の漁獲量はわかりませんか。

○佐々木政府委員 大体昭和五十年の実績をもとにして、たとえば大ざっぱに推計をいたしてみま

すと、韓国、北朝鮮二百海里内を合わせまして、大体二十四万トン程度と考えています。そのうちの大体七割ぐらいが韓国の沿岸になろうというふうな推定しております。

○榎野委員 大和堆というのは日本海の好漁場の一つだと言われているのですが、関係諸国の二百海里線引きが行われたとしますと、一体これはどこの国の海域に入りますか。

○佐々木政府委員 二百海里の漁業水域の設定につきましては、先ほど外務省からもお話がありましたように、近隣諸国との入り会い関係その他を慎重に考えまして、必ずしも相手国が二百海里の線引きをしないのに、日本側が線引きをして漁業の紛争を起すということとは避けたい、現在で上がったっております漁業秩序をできるだけ維持したいという基本的な考えがございますが、仮にそういった問題をたな上げしまして、機械的に線を引いてみますと、私どもの推定では、おおむね大和堆の漁場の大部分は、日本側の水域の中に入るのであるというふうな推定しております。

○榎野委員 いま大部分は日本側とおっしゃったのですが、北朝鮮それからソ連の海域内に入る部分があるのじやありませんか。

○佐々木政府委員 おっしゃるとおり一部ソ連側の水域の中に入る部分がございますし、大和堆にさらに接続しまして北の方にございます北大和堆は大部分ソ連側の方の水域の中に入るというふうな考えっております。

○榎野委員 いずれにしても、竹島を基点にして韓国側の二百海里水域が設定されるなんということになることは大変なことになりますので、とにかく絶対にそういうことをやってもらっては困る。これは外務省あるいは農林省の交渉をよろしくお願いしたいと思うのですが、いずれにしてもきょうは時間がございませぬので、多くは申し上げませんが、先ほどもお話がありましたように、結局二百海里水域の設定というのは、将来を見れば外国の水域内には日本は入れなくなるだろうということを考えざるを得ない。そこで

これからは日本海沿岸沖合いの漁業にもう少し本腰で力を入れていただきたいと思えます。

海上保安庁にお聞きします。最近の竹島の状況ですが、警備隊が何人かいる、それから監視所があるというふうな言われておりますが、それ以外に何か軍事施設でもあるのかどうか、その辺を含めて実情をお話しいただきたい。

○間政府委員 海上保安庁では、竹島につきましては外務省からの要請に基づきまして調査を行っておりますのでございまして、一番最近行いましたのは昨年の八月でございました。このときの調査結果でわかりましたところでは、竹島には韓国の警備隊の職員が駐在をしております、若干の宿舎と思われるような建物、それにいわばトーチカのような、そこに銃を備えた施設が見受けられました。それからまた海岸には上陸場の棧橋の施設が設置されておりました。そういった状況が確認されております。

○榎野委員 竹島は大変緊迫した状況も考えられるのですけれども、保安庁のこれに対する警備方針といえますか、警備体制、これからどういうふうなやっていかれるのかお聞かせ願いたいと思えます。

○間政府委員 竹島につきましては、先ほどから外務省当局からお答えがございまして、この問題は日韓間で外交上の経路によりまして平和的に問題を解決するという方針が定められておりますので、従来海上保安庁もこういう政府の方針に基づきまして、竹島につきましては先ほど申し上げましたような外務省からの要請に基づいて調査を行うということにとどめておるわけでござい

ます。この竹島問題の解決については、基本的にはその領有の問題を解決しないことは警察活動では解決できない問題であるというふうに私どもは考えますので、今後またいま申し上げましたような形で対処するのが妥当ではないかというふうな考えをしております。

○榎野委員 これはちょっと話がそれるのです。今度海上保安庁はヘリコプターを一機予算計

上されました。これはいつごろどこに置かれるのか。美保と聞いているのですが、このヘリコプターはもろろいままの近海の警備に御使用になると思うのですけれども、御存じのように、隠岐という離島がありましてときどき急患が出たりして、どうしても本土側に運ばないといひ病院がないというふうなことで大変困っておるのです。この海上保安庁のヘリがあの美保にできれば、隠岐島の住民のそういう要請にこたえて輸送してくれるということになりますか。

○間政府委員 まずヘリコプターの配備でございますが、今年度の予算で美保に基地をつくり、そして中型のヘリコプターを一機ここに配置をする、その予算が計上されておりますが、これは恐らく今年度末には美保の基地の開設とヘリコプターの配備が行えるというふうな考えをしております。

それから、ただいま御質問のございました急患の輸送につきましては、海上保安庁はこういう緊急の場合における援助、人命財産の保護のための援助、これはやはり海上保安庁の任務でございまして、これまでも離島において急患が発生をいたしましてほかに方法のないような場合には、海上保安庁が飛行機なりヘリコプターなりあるいは船を出しましてこれを運ぶということはいましてありますので、いまのお話のございましたような隠岐島の急患の輸送につきましても、それぞれ事情に応じて私どももできるだけの御援助をしたいというふうな考えをしております。

○榎野委員 その点はひとつよろしく願ひしました。それから最後の質問ですが、先ほども申し上げました日韓大陸架ですが、これが開発されるということになれば北海油田の例がある。万一事故が起されれば大変なことになるわけで、特に北海油田よりもあそこは一層深い。大体平均二百メートルですね。そこあたりから油が吹き出たら大変なことになるわけで、日本海沿岸漁民は心配しているのです。そこで、あの地点が黒潮の対馬海流との分岐点になると思うのですけれども、これは

仮定の話ですが、あの地点から油が流れ出た場合に、日本海の隠岐周辺に到達するまでには一体どのくらいの時間がかかりますか。これは保安庁でも水産庁でもどちらでも結構ですが、わかたらずに教えてください。

○佐々木政府委員 流出いたしますその油の量によっても当然これは途中での分解等がございますので差があると思いますが、機械的に海流の流れだけから推定してみますと、開発区域の中の場合よりもよりますが、最短距離でおおむね二十日ぐらいというふうに一応予想されます。ただしこれは風等によつてずいぶん違いがございますので、そのときの気象条件によつてはこれより非常に早い場合もあるしまた遅い場合も出てまいりまして、主として海の流れだけの場合にはその程度というふうに考えております。

○梶野委員 水産庁はこの大陸だんな開発協定に絡んでそのような油流出の危険について十分検討されておりますか。

○佐々木政府委員 この協定に関連いたしまして通産省なりあるいは外務省等と十分協議をいたしまして、まず漁業の方へ影響が及ばないようにということで諸般のそのいろいろな措置を協定の中で、あるいは協定の運用について講じてもらうようにわれわれの方としても強く申し入れては、それぞれ現段階で可能なものについては手当てはできておると思っております。しかし万一不測の事故が出ました場合には、その発生状況に応じてオイルフェンスの使用であるとか、周辺の井戸の周りでもつてそれが阻めない場合には、流出した先の沿岸の漁場の方で防衛のためのそういうオイルフェンスを張るとか、そういう一連の対策を事業実施の段階において十分配慮しながらやる必要があるということを私どもとしては考え、またそういうことで常時油の流出事故というのは船舶等からのごさいですので、必要な場所については協同組合等にいま申し上げたような施設を助成して自衛に努めているわけでございますけれども、今後とも一層こういふことを、もし開発が進む段階になりましたら留意をしましてまいりたいというふうにも思っております。

○梶野委員 もう時間が来ましたので終わります。が、ともかくあの海底から油が吹き出したらそれはとてもじゃありませんけれどももうならないのか日本海は全滅します、死滅すると思わなければいけません。北海油田の例を見てもそうですが、またそれを聞けば、そんなことは例外的なことでは絶対ございませんという政府答弁になるのですけれども、われわれはともかくその恐怖、疑問は消えない。そういうこともとにかく検討しないで日韓大陸棚協定の批准を急ぐのか。この日韓関係というのは、竹島問題に限らず、国民から見るとまことに納得いかない点が多い、何があるのだ、何にもなければもう少しじっくり考えてもいいのじゃないか、この疑問は消えないと思ひます。私これからその点は追及したいと思ひますが、ちょうど十九時五十分までで時間になりましたからこれで終わらせていただきます。どうも大変遅くまで申しわけありませんでした。ありがとうございます。

○正井委員 矢山がとうございまして。この間の例の日韓大陸棚協定審議の際に外務委員会でお尋ねする予定にしておいたのですが、その機会がなかったもので、一点だけに限つてきょうぜひお尋ねしておきたいと思ひます。

○矢山委員 この間、あそこを共同開発に着手するということになると試掘井をつくった、油が出たというところと当然生産プラントホームを建設したりパイプラインを建設したりということになるのですが、そうすると、もしあそこが第三国から攻撃された場合といふますか武力的な侵害を受けた場合は、当然日米安保の第五條といふものがかぶさってくるのじゃないかと私は考へておるのですが、どうなんでしょうか。

○村田(良)政府委員 いま先生御指摘の大陸だんなの共同開発区域と申しますのは、国の主権が全面的に及びます領土あるいは領海と異なりまして、その当該大陸だんなに付与されております資源に對する開発に關して主権的な権限を持つという地域でございます。したがって、日米安保条約第五條に規定されております「日本国の施政の下にある領域」というものには該当しないと考へられますので、したがって安保条約の対象にもならないということでございます。

○矢山委員 そうすると、油が出たして、そこが他国からの侵害を受けたとしても日米安保は発動されないのですか。それは重要な問題ですから。なるほどおっしゃる通りに、第五條の「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における」の「施政の下にある領域」ということにならぬ、そういうふうな御解釈だろうと思ひますが、少なくとも主権の権利がある共同開発区域に——日韓双方のどちらに帰属するかというところは確定しておらぬにしても、あそこをこちらがいろいろ施設をつくるということになれば、それに対する行政的な権限というのは日本の方から及ぶと私は思ひます。したがって、もしそれが第三国から侵害を受けた場合の対応というのはいさゝか重要なことではあるまいかと考へておるのですが、これはどう考へておられるのでしょうか。これはきわめて重要な問題なんで重ねてお聞きしておきます。

○村田(良)政府委員 先生御指摘のとおりでございます。矢山委員 もう一つ疑問点がありますので申し上げておきたいのですが、これは日韓の共同開発区域でありますから、韓国側の開発権者も当然同じように試掘井をつくったり生産プラントの建設なり石油パイプラインの建設等をやります。そうすると、やはり韓国としては、他国からの侵害を受けた場合、武力攻撃を受けた場合にはここを守るということになりはせぬかと私は思ひます。どうなつてくるかと、韓国側の共同開発権者とは言つておられますけれども、あそこを開発権を持つておるのはほとんど米系のメジャーですから、そういう場合に米韓相互防衛条約ですか、これとか

かわりができてきはしないのかという心配も私はしておるわけなんです。その点はどうなんですか。

○村田(良)政府委員 米韓条約を米國あるいは韓国がどう解釈するかということとはわれわれとして口を出すべきことではないと思ひますが、いづれにいたしましても、この日韓大陸棚協定で共同開発をしようということになっております区域に關しましては、日本も韓国もそれぞれその施設等に對して、仮定の話として第三者から急迫不正の侵害があるという場合には、一般国際法のルールによつて対処するというところになるかと思ひます。

○矢山委員 なるほど米韓相互防衛条約は他國のことだからわれわれ関せずとおっしゃるけれども、あそこは少なくとも日韓の共同開発区域ですから、米國と韓国との間の条約だからわれわれ関せずということでは私は済まないと思ひます。あの米韓相互防衛条約によると、第三條で「各締約国は、現在それの行政的管理の下にある領域」云々とあるのですね。これは日米安保条約第五條と文字の使い方が違つておるわけですか。そうすると「行政的管理の下にある領域」ということになる、米韓の間としてはこれは米韓相互防衛条約の発動があり得るのではないかと、こういうふうには私は思ひます。あなたが先ほど言うように日本に關係ないじゃ済まないのですか。共同開発区域だということとを頭に置いて答へてくだい。

○村田(良)政府委員 この共同開発と申しますのは、先ほど申し上げましたように大陸だんなといふものの基本的な性格ということから出発するわけでございますが、あくまでわが國あるいは韓國の領域的なものではなくて、その大陸だんなに存在する天然資源に對しまして、その開発に對して主権的な権利を行使し得る地域であるということでございます。したがって、その開発のためにたとえばプラントホームであるとかあるいはパイプラインとかいふ施設は設けられると思ひます。

れども、これはあくまでわが国の領域とか韓国の領域ということではなくて、公海の上で天然資源を開発するという限定された目的のために設けられる施設でございまして、たとえば大陸的な条約の第五條にもそういった固定施設に関する規定がございまして、それは島とみなしてはならない、したがって固定施設は領海も持たないという規定までわざわざ設けられているわけでございまして、したがって、まだこの点に關して国際法は完全に確立したとは申しかねますけれども、固定施設等は公海上における船舶と非常に似たものであると考えられると思うわけでございまして、したがって、そういった公海上の船舶に対する攻撃、それが組織的な武力攻撃であるか、あるいは公海条約で規定されておりますような海賊行為とみなすべき行為であるかというように、わが国あるいは韓国の對処することになるべきものと思ひます。

○矢山委員 その對処するところと申したところが問題なんです、なるほど領土ではない、そういう解釈のあることは承知しております。そうすると、石油が出た、生産プラント施設がある、パイプラインがある、それが攻撃を受けた。何もしないで傍観しているわけですか。それともどういう對処をするのですか。これはきわめて重要な問題で、はっきりしていただきたいのです。

○村田(農)政府委員 對処という場合には、先ほど申し上げましたようにその態様によってわが国の対応が異なると思ひますけれども、たとえば自衛権の發動が許されるようなケースも理論的にはあり得ると思ひます。それから比較的輕微な海上保安庁あるいは警察等の法令に基づく取り締まり行為というふうな場合もあると思ひます。それはそれぞれケース、事態によって判断せざるを得ないと思ひます。ただ、ただ自衛権の發動に關しましては、政府が從來述べておりますような三つの条件、急迫不正の侵害、それから他に適當な手段のない場合、または最小

限度の方法をもって對処するということはこの際にももちろん該當するわけでございまして、これに關しても先ほど申し上げました公海上の船舶に對する攻撃というのと比較的似たような考え方をとり得るのではないかとと思ひますが、個々の具体的な状況に照らして判断せざるを得ないことであらうと思ひます。

○矢山委員 あなた理論的とおっしゃったからそのところをもう一つ詰めたのですが、理論的に言つて自衛権の發動があり得るとおっしゃったわけですね。その自衛権が發動された場合、日米安保条約の中でアメリカというのは全然手出しをしない、日本も手出しをすることを求めないというふうになるのですか。理論的に自衛権が發動されるような状態になった場合には、それがどういふふうには拡大するかわからないのですか。そのときに日米安保条約は全然動かないのですか。

○村田(農)政府委員 冒頭申し上げましたような理由によりましてこの区域は日米安保条約第五條に規定する領域ではないと思ひます。日米安保条約は發動しないということでございます。

○矢山委員 私はそのような官僚答弁では納得できないのです、どうですか大臣。理論上言つて——現実には起るから起るかも知れませんよ、しかし實際問題としてそこには莫大な金をかけて探鉱をやつて石油が出た、そして巨大な生産プラントができた、パイプラインが敷かれた、それに対して紛争に巻き込まれて武力攻撃を受けた。その武力攻撃がその共同開発の区域だけに止まるという保証はないのです、武力攻撃を受けて自衛権を發動するのですから、武力攻撃を受けて自衛権を發動した場合に、その区域だけで一切紛争が終わるということは、これも理論上考えられないのです。そうしたときに、武力攻撃を受けてそれが発端となつて紛争が起つてきた場合、これは日米安保というものは全然動かない——私はこれは何としても理解ができないのです。動かないなら動かないで、はっきりしていただければよろしい。これは官僚答弁だけで

なしに、やはり責任のある大臣の方からはっきりしてください。

○鳩山國務大臣 矢山先生の御指摘の問題は非常にむづかしい問題でございますので、これは今後とも關係のあるいは防衛庁当局あるいは海上保安庁、そういったところもあわせまして、さらに検討を続けなければいけない問題ではないかというふうに思ひますが、先般もこのような点が実は本會議でも御質問があつたわけでございまして、私ももととして、とりあえずの安保条約の關係につきましては本會議でも御答弁申し上げたわけでございまして。しかし、自衛権の發動の對象としてどのように考えるかということになりますと、これはやはり防衛庁の方と連絡をとりまして、十分御納得のいくような解決にしなければならぬ、このように思つております。したがって、今日、いま一応の御答弁は申し上げたところでございまして、今後ともこの研究をいたしたい、こう思つております。

○矢山委員 村田さんのお話と大臣のお話とはニュアンスにかなり大きな相違があるのです。そういうふうな官僚的なものか、そういう答弁だけでは私は済まない問題じゃないかと思ひます。これはやはり日本の權益というものがここへ確立されてくるわけでしょう。韓国の權益も確立されてくるわけでしょう。そうすると、ここが第三國の武力侵害を受けたときに、これをじつと黙ってほつたらかしく見えておつていいわけにはいかないだろうと思ひます。あなたも、理論上自衛権の發動があるとおっしゃっている。そうすると、自衛権が發動された場合に、これはだれが考えたつて、日米安保条約の五條というものが私たちが念頭に浮かぶと思ひます。これは必ず動いていくと私は思ひます。それからもう一つ、韓国の側にしてみれば、あそここの韓國系の開墾者が米系のメジャーであるとかないとかいうことは論外としても、米韓相互防衛條約があるのですから、しかもあの第三條の關係から見ると、あそこで韓國がその防衛に立ち上がった場合、やはり米韓相互防

衛條約というものが私は動いてくると思ひ、理論上。そうなつてくると、あの日韓の共同開發区域で日米安保條約と米韓相互防衛條約というものが重なつてくるわけですよ。したがって、理論的に言ふなら、米、日、韓の共同防衛區域にあそこは當然なるんじゃないか。これはあなた、物事の筋道ですよ。それをいかに國會答弁、私は國會答弁をそんなに輕々しくやつてもらつちゃ困りますけれども、この答弁を何とかうまくいふこと言つて切り抜けたら済むという問題じゃありませんよ、これは。これは日本の安全保障上の問題でしよう。そうすると、一体自衛隊というのは何のためにあるのですか。日米安保というのは何のためにあるのですか。そういう共同開發區域が、日本の巨大な投資をした施設があるのが第三國の武力侵害を受けて、自衛権は發動するが、安保條約は動かぬのだというんなら、安保條約を解消したらどうですか。そうなつてきますよ、話の筋道というのは。そんないつとき逃れの答弁をしちゃいけないですよ。そういういつとき逃れの答弁で逃げてきておるから、たとえば今度の日ソ漁業交渉に見られるような醜態が生まれたのでしよう。そういうものを官僚答弁と言ふのだ。まさに無責任だ。防衛庁の方、どう考えられますか。率直に言つてもらいたい。

○伊藤(主)政府委員 ただいまの御質問と御答弁を伺つておりましたが、自衛権の發動の條件は、先ほど御説明ございましたが、組織的な計画的な武力攻撃というものが行われて、これが武力攻撃に該當する場合には自衛権の發動があると思ひますが、それ以外の場合にはないと思ひます。したがって、平時の警備行動はまず海上保安庁がやつておまして、その手に負えないような場合に警備行動として八十二條の警備行動が發動されると思ひます。

さらに武力攻撃、これが組織的に行われるというふうな事態になりまして自衛権の發動があるものと考えますが、先ほど來御議論になつております五條が直ちに發動するかどうかということは別

問題にいたしまして、私もその自衛権の発動は、防衛構想にもございまして、自衛隊の力によつて対処できるものはまずそれでやるというのが私の基本的な考え方でございます。

○矢山委員 余りくどくやつてもなんですが、私はやはり、あそこ現実には石油が出たというところになると、そういうふうな武力侵襲が起こるときには、まず石油というのは日本にとっては非常に大切な資源なんだろう、九九多外国に仰いでいるとあなた方は言っているわけだ。仰いでいるから、何が何でも日韓大陸間の共同開発を早くやつて、少しでも自分の手で石油を確保しなければならぬのだというのが日韓大陸協定を強行した理由でしょう。そうすると、それほど大切な石油資源であるなら、紛争が起こったときにはそれが一番ねらわれるのです。そこがねらわれて、そこから戦争の拡大ということになつてくるわけだ。そうすれば、当然これは、ここが攻撃された、そういう状態を想定していくなら、それを発端にして日米安保が動かないというばかな話はないのです。そんな日米安保だったら廃棄してしまひなさいよ。そうでしょう。私は、防衛局長は少し正直に言ったと思うのだ。日米安保は動きませんよ。これは当然態度によつて動きます。そうするともう一方で、これは韓国との共同開発区域なんですから、これは米韓相互防衛条約が動いてくるでしょう。だから、そこで私も、ここで現実の問題として、これは米日韓の共同防衛区域という形がでさうしてしまふじゃないか、こう言っているわけですよ。私は事実を事実として指摘しておるのです。それに對してどういう対応をとるかというところはそれから後の問題ですよ。私は、大臣、そう言っているのです。わかりますか。理解できますか。

○鳩山国務大臣 おっしゃることは理解しておるつもりでございますけれども、問題が大変むずかしい問題で、いま私に直ちにどうするのだと、こう問われましても、私自身、率直なところ、これは直ちに御答弁がむずかしいという感じがいたし

まして、まだまだ開発にかかるのは先でございまして、目下参議院で御審議をいただいておりますので、その期間になるべくたゞいま御指摘のような点も詰めて考えてみたいと思つております。

○矢山委員 そうすると、私は注意しておいてもらいたいのだ。あなたからもそれから大臣も、村田参事官ですか、やはり嚴重な注意をしてもらいたい。こんな人を小ばかにしたような答弁で済むと思つておるのが大間違いです。あなた、責任持てないでしようが、そんな事態が起こつたら、そのときになつて、村田、あんな答弁をしておつたとわれわれが言つたつてどうにもならないですよ、あなたはそれだけの力しかないのだから。少なくとも、まじめな答弁をしようと思つたら鳩山外務大臣のような答弁をしないといふ。これをまじめな答弁と言ふのだ。あなたのはでたらめ答弁、ふまじめ答弁、人をなめた答弁ですよ。今後はそんなことがあつたら私も承知しませんよ。

それから、最後の一つだけ外務大臣に伺つておきたいのですが、先ほど竹島問題についての論議がありましたが、竹島が日本の領有の島だということ、これはもう私がくどくど言わねども、そういう主張なんですよ、日本政府も。しかし、この問題は解決すべき紛争の問題として残つていくわけでしょう。そうすれば、少なくとも韓国が武力でもつてあそこを占拠して既成事実をつくるというところは、やめさすべしじゃないんですか。しかも、あなた方は日韓は友好関係にあると言つておるわけですよ。日韓は友好関係にあるから莫大な経済援助もやつておるわけでしょう。それだったら、友好関係にあるのに、あの紛争の問題で、どちらの領有とも決着のつかないところを武力占拠するというのは、これはまさに許されないことなんですよ。まずこの問題から真剣に解決する、これは当然のことじゃないかと私は思うのですが、どうなんですか。

○鳩山国務大臣 この竹島に韓国が武力的な占領をしているかどうかという点につきまして、ただ

いま確たる証拠を持っているわけではございませんけれども、先般のいろいろな情報、写真等によりまして、そのような心配もあるわけでございます。竹島につきまして新たな施設を行おうといううなことがありました場合には、政府といたしましてはこれは重大な関心事である、嚴重な抗議を申し込んでおるところでございます。そのような新たな施設といううなことは事実上考へていないといううな韓国側のいろいろな当方の抗議に對します返事は得ておるのでございますけれども、現状がどのようなことになつていくかよく検討いたしまして、いやくも武力的な要素があるという点につきましては、嚴重に抗議をいたすべきことと思つております。

○矢山委員 これで最後になりますが、しかし外務大臣、あなたも良心的だと思つたら案外と仰けるところはと仰けるんだね。いま海上保安庁の方が竹島の状況を説明したでしょう。私も正確に記憶しておるかどうか、ほんやり聞いておつたのだけれども、それでもあの中でのチカチカのようなものがつられていたとか、銃が何かうつつたようなものが置かれていたとか言つておるわけですから、これはやはり海上保安庁としては確認している問題でしょう。そうすると、トーチカのようなものがあつたり銃があるということ、警備隊がおつたということは、やはり武力占拠ですよ。ですから、少なくとも友好関係にある、あるとあなた方がおっしゃるのなら、そういう非友好的な象徴的な状態だけは解決する、これから入つていって竹島領有の問題で決着をつけるというのが、やはり取り組むべき課題じゃないですか。そうでしょう。全力を挙げてそれをやりませんか。

○鳩山国務大臣 ただいまの点は、全く御指摘のとおりだろうと思ひます。私もこの竹島の問題に重大な関心を持つております、これに取り組みまなければならぬと考へておる次第でございますけれども、この取り組み方につきましては十分慎重な配慮のもとに行いたい、このように考へております。

○矢山委員 じゃ、これで終わります。

○正示委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○正示委員長 この際、塚田徹君から、本案に対する修正案が提出されております。塚田徹君。提出者から趣旨の説明を求めます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○塚田徹委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。その趣旨を申し上げますと、原案のうち、在動手当等に関する改正規定は、昭和五十二年四月一日から施行することとしておるのでございますが、すでにその日が経過しておりますので、これを公布の日から施行し、住居手当並びに子女教育手当に関する改正規定につきましては、本年四月一日から適用することに改めようとするものでございます。

よろしく御賛成くださるようお願いを申し上げます。

○正示委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

修正案について、別に発言の申し出もありません。

○正示委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

ます。

まず、**衆議院** 衆議院提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○正示委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○正示委員長 起立総員。よって、本案は衆議院提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正示委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○正示委員長 この際、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鳩山外務大臣。

○鳩山外務大臣 ただいま、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、慎重に御審議の結果、適切な修正の上御可決いただきましたこと、ありがとうございます。

私といたしましても、本委員会における審議の内容を十分に尊重いたしまして、法律の執行につきまして遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。(拍手)

○正示委員長 次回は、明十九日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十七分散会

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和五十二年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条及び第十五条の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。